

目 次

はしがき.....	1
沿革.....	2
1 創設から大講座制への移行まで.....	2
2 社会人教育への対応.....	2
3 大学院部局化.....	2
4 「市場化社会の法動態学」研究センターの設置（21世紀COEプログラム）.....	3
5 法科大学院の設置及び法学部改革.....	3
研究教育の組織構成とその活動.....	4
1 研究教育の組織と構成.....	4
(1) 研究・教育組織.....	4
(2) 教員組織と管理運営体制.....	4
(a) 教員組織.....	4
(b) 人事.....	7
(c) 教育補助者.....	8
(d) 管理運営体制と事務組織.....	9
(3) CDAMSの組織と構成（2007年12月1日現在）.....	11
(a) センター長（COE拠点リーダー）.....	11
(b) センター員（COE事業推進担当者）（50音順）.....	11
(c) センター研究員.....	11
(d) 奨学大学院生.....	12
(e) センター事務組織.....	13
2 予算.....	13
(1) 法学研究科予算総額の推移.....	13
(2) 科学研究費補助金交付状況.....	13
(3) CDAMSの予算.....	13
3 研究・学習のための施設設備.....	14
(1) 概要.....	14
(2) 資料室.....	14
(3) 情報処理施設.....	14
(a) 法政情報室.....	14
(b) 情報処理室.....	15
(4) 大学院生研究室.....	16
(a) 院生研究室.....	16
(b) 法科大学院自習棟.....	16
4 組織としての研究活動.....	16
(1) 共同研究.....	16
(a) 法学研究科における研究会等.....	16
(b) CDAMSにおける共同研究.....	18
(c) EUIJにおける共同研究.....	18
(2) 研究発表.....	19
(a) 神戸法学雑誌.....	19
(b) 神戸法学年報.....	19
(c) 法政策研究.....	19
(d) Kobe University Law Review.....	19
(e) 六甲台論集.....	19

(3) 国際交流活動	19
(a) 教員の長期海外出張	19
(b) 外国人研究者の来訪	20
(c) 海外の大学等との国際交流	24
5 評価・改善活動	27
(1) 関連委員会構成	27
(2) 評価・改善活動の概略	27
教育活動	29
1 法学部	29
(1) 学生の受入れ	29
(a) アドミッション・ポリシー	29
(b) 入試制度	29
(c) 入学状況及び入試結果検証の体制	30
(2) 教育内容および方法	35
(a) 平成 18 年度よりのカリキュラムの一部修正	35
(b) 学部の講義・演習	36
(3) 教育の成果	39
(4) 学生支援	48
(a) 学生支援の体制	48
(b) 自主的学習環境の整備	48
(c) 学園祭	49
(d) 保健管理センター	49
(e) セクシャル・ハラスメント相談窓口	49
(f) 就職指導	49
(g) 生活支援	49
(5) 教育改善	51
(a) 教員相互の研鑽	51
(b) 学生による授業評価	52
(c) 卒業生を対象としたアンケート	52
2 法学研究科理論法学専攻・政治学専攻	53
(1) 学生の受入れ	53
(a) アドミッション・ポリシー	53
(b) 入試制度	53
(2) 教育内容及び方法	56
(a) 大学院の講義・演習の体系	56
(b) 授業形態、学習指導方法	61
(c) 研究指導、成績評価・単位認定	62
(3) 教育の成果	63
(4) 学生支援	65
(a) 履修指導	65
(b) 自主的学習支援	65
(c) 各種相談・支援体制	66
(5) 教育改善	67
(a) 授業アンケート	67
(b) 法学教育手法研究会	69
(c) CDAMS	69
(d) 教員相互授業参観	70
(e) 教育補助スタッフの技能向上	70
3 法学研究科実務法律専攻（法科大学院）	71
(1) 学生の受入れ	71

(a) アドミッション・ポリシー	71
(b) 適切な学生の受け入れ方法	71
(c) 社会人の受け入れについて	73
(d) 公正な実施体制	73
(e) 定員の適正	73
(2) 教育内容および方法	74
(a) 教育課程の編成	74
(b) 授業の内容	74
(c) 研究活動の成果	76
(d) 単位の実質化(キャップ制)	77
(e) 双方向型・少人数授業	77
(f) シラバス	78
(g) 成績評価基準・終了認定基準の作成・周知	78
(h) 原級留置措置	79
(i) 成績評価基準の適切な実施	80
(j) 成績評価に対する不服申立制度	80
(3) 教育の成果	80
(a) 教育評価活動	80
(b) 教育の成果	80
(c) 学生による教育効果達成度についての判断	80
(4) 学生支援	81
(a) ガイダンスについて	81
(b) 学習相談体制について	82
(c) 学生のニーズ把握	82
(d) 自主的学習環境の整備	82
(e) 学生の生活相談	83
(f) 障害者支援	83
(g) 学生の経済支援	83
(5) 教育改善	84
(a) 学生の意見聴取及びフィードバック	84
(b) 評価改善に係る実施体制	84
(c) 教員による FD 活動	84

は し が き

本書は、神戸大学大学院法学研究科・法学部自己評価報告書の第7号（神戸大学法学部自己評価報告書からの通算）である。これまでと同様に、神戸大学大学院法学研究科（以下、本研究科）と同法学部（以下、本学部）における教育・研究活動の全般的な自己点検・評価と、本研究科の構成員である各教員の教育・研究活動についての自己点検・評価を、公にするものである。

本研究科は従来3年に一度の頻度で自己評価報告書を作成していたが、平成16年度からの国立大学の法人化および法科大学院に伴い第三者評価の重要性が一層増した事態を踏まえ、自己点検・評価をいよいよ充実させる必要を感じ、前号から自己評価報告書作成の頻度を2年に1度に変更した。本号は、平成18年4月1日から同18年3月31日までの期間を対象とする。前号および本号が対象とする期間は、法科大学院時代における法学部教育のあり方を模索した結果改正された新学部教育カリキュラムが施行され、その第一期の卒業生を輩出するまでの期間に相当する。この4年間の新カリキュラムによる教育成果の検証結果を踏まえ、学部教育の一層の充実を期して平成19年度に再び大規模な学部教育カリキュラムの改正を行った。また同期間は、法科大学院が開設されてから第3期までの修了者を輩出するまでの期間でもある。平成16年度当初の法科大学院の教育カリキュラムに改善の必要があれば速やかに対応したこともあってか、修了者の新司法試験の合格実績はおおむね順調に推移している。このように、本研究科・本学部は、自己点検・評価の結果を絶え間なく大学院・学部のカリキュラムまたは教育手法の改革に反映させてきたと自負するものであるが、自己点検・評価報告書の公表により、学内外の第三者の視点からの忌憚のない批判、建設的意見を頂戴することを通じて、本研究科・本学部の教育の一層の発展を期したいと考える。また、この間、法科大学院の教育負担の増大、運営費交付金の削減などの事情により、教員の研究時間を確保し研究の質の維持向上を図ることが困難になっている。本書に示された教員個人の研究成果の報告から、現在の国立大学の大学院法学研究科・法学部の教員が置かれている厳しい状況を汲み取って頂ければ幸甚である。

本号の公刊を機に、私どもは、社会の各方面でそれぞれが大いに活躍する人材の育成と、学術の深化・発展に貢献するとともに、広く社会の要請と国民の期待に応えるために、教育・研究の一層の充実を図る決意を新たにすものである。

なお、本書は、本研究科評価・FD委員会の編集にかかるものである。

平成20年10月

神戸大学大学院法学研究科長 山本 弘

沿 革

1 創設から大講座制への移行まで

神戸大学法学部は、昭和 24 (1949) 年 5 月、新制大学として設立された神戸大学の 6 学部の一つとして創設され、法学・政治学の研究・教育体制を備えた。その後昭和 28 (1953) 年には、新制大学院の発足と同時に大学院法学研究科 (修士課程・博士課程) を開設し、本格的に法学・政治学の研究者養成機関としての役割をも担うこととなった。昭和 30 (1955) 年 7 月には、法学部第二課程 (夜間部) を設置し、以来、社会人に対する専門教育の場を提供することとなった。

以後、講座の増設、学生定員の増員など学部の一層の充実を図ってきた。とりわけ昭和 55 (1980) 年には、時代の新たな要請によりよく応えることを目指して、従来の小講座制から大講座制へと移行し、質的にも量的にも大幅な研究・教育組織の充実が図られた。

2 社会人教育への対応

その後、社会人に対する大学院レベルの教育ニーズの高まりを踏まえて、大学院法学研究科の組織改編を行い、平成 4 (1992) 年 10 月からは、研究者養成を主目的としていた従来の私法専攻・公法専攻の 2 専攻に加えて、新たに法政策専攻 (修士課程) を設置した。これは、高度の専門知識を持つ人材を企業法務や公共政策決定の専門家として企業や官公庁に送り出すことを主目的とする新たな専攻であった。これにより、大学院法学研究科教育は、研究者養成のための私法・公法専攻と、高度の専門知識を有する社会人養成のための法政策専攻という二本柱で構成されることとなった。法政策専攻には、公共政策コース及び企業取引コースの 2 コースが設置された。

社会人教育についてはその後も断続的に変革が行われた。

第 1 に、学部レベルでは、法学部第二課程に入学する学生の就業態様の変化などの社会の変化に対応するべく、平成 6 (1994) 年 4 月から、第二課程に昼夜開講制を導入し、従来の法学部第二課程は、法学部夜間主コースへと移行した。従来の法学部は、法学部昼間主コースとなる。夜間主コースへの改編により、リカレント教育・生涯教育を望む人びともにも教育の場を提供しうることとなった。

第 2 に、社会人教育と研究者養成コースの狭間の教育ニーズに応ずるべく、平成 7 (1995) 年 4 月に、私法専攻・公法専攻のなかに、新たに総合研究コースを設置した。これにより、両専攻において学生は、研究者コースと総合研究コースのいずれかに属することとなった。総合研究コースの対象は、研究者となることを目的としないが学部段階よりも高度な法学・政治学の知識と能力を身につけて社会で活躍することを希望する学生や、法政策専攻が対象とする企業法務・公共政策決定という枠に当てはまらない分野のリフレッシュ教育を望む社会人などである。

第 3 には、高度な社会人教育に対する社会的ニーズの高まりに応じて法政策専攻の一段の充実のため、平成 7 (1995) 年 4 月に法政策専攻は博士課程として設置されることとなり、これに伴い、法政策専攻においても、他の 2 専攻と同様、博士課程前期課程と博士課程後期課程が整備されることとなった。

3 大学院部局化

平成 12 (2000) 年 4 月には、さらは一層、高度な研究・教育機関としての活動を可能とするために、いわゆる大学院部局化のための大幅な組織変更を行った。従来は、法学部を基盤としてこれに法学研究科を付置する組織構成であったのを改め、法学研究科を基盤となる部局とし、これに法学部を附置するという組織変更を行った。これに伴い、従来から法学研究科の専攻区分であった私法専攻・公法専攻・法政策専攻の 3 専攻を、新たに、経済関係法専攻、公共関係法専攻、政治社会科学専攻の 3 専攻体制に組み替えた。各専攻において、学生は、研究者コース、専修コース (従来の総合研究コースを改称)、社会人コース (従来の法政策専攻の博士課程前期課程部分に相当) ないし高度専門職業

人コース（従来の法政策専攻の博士課程後期課程に相当）のいずれかに属することとした。

4 「市場化社会の法動態学」研究センターの設置（21世紀COEプログラム）

文部科学省において世界的研究教育拠点を形成する21世紀COEプログラムが開始され、平成15（2003）年度開始のプログラムとして、神戸大学法学研究科を中心とする「市場化社会の法動態学」研究教育拠点構想が採択された。そこで同年から『市場化社会の法動態学』研究センター（CDAMS: Center for Legal Dynamics of Advanced Market Societies）が設置され活動を開始した。「市場化社会の法動態学」とは、世界各地において大規模かつ急速に進展しつつある社会の市場化が、これまで市場を支えてきた伝統的法秩序に与える変容について、規範の生成、市場の規整、そして紛争の管理という三局面に着眼した動態的な新たな法学を目指す知的営みである。

本研究センターは、平成15（2003）年12月6日、第1回国際シンポジウムとして「動態化する法と社会：市場のグローバル化と法秩序の再構築」を開催したほか、日常的にCDAMS主催研究会、学術講演会、ワークショップを開催し（その成果はワーキングペーパーとして公表されている）、「法動態学」という研究分野を開拓するとともに、若手研究者の育成、さらに法動態学や仲裁についての教育プログラムを法学研究科において実施してきたが、平成20（2008）年3月、研究実施期間の満了により、多大の成果を残してその活動を終了した。

5 法科大学院の設置及び法学部改革

平成16（2004）年4月からは神戸大学全体が法人（国立大学法人）化された。他方で、司法制度改革の一環として法曹養成制度に関する大幅な見直しが行われ、いわゆる法科大学院制度が導入されることとなり、平成15（2003）年11月27日、神戸大学法学研究科に法科大学院の設置が認可された。平成16（2004）年4月には第1期生が入学、平成18（2006）年3月には第1期の法科大学院卒業生を送り出し、現在第5期生までが在学している。

法科大学院の設置に伴い、法学研究科における専攻体制を、平成16（2004）年4月から大きく変更することとし、実務法律専攻（法科大学院）、理論法学専攻、政治学専攻の3専攻体制とすることとした。実務法律専攻には専門職学位の取得を目指す法科大学院学生のみが在籍する一方、理論法学専攻及び政治学専攻には、博士課程前期課程の場合、研究者コース、専修コース、社会人コース、法曹リカレントコースのいずれかに属する学生が、博士課程後期課程の場合、研究者コースか高度専門職業人コースのいずれかに属する学生が在籍する。なお、理論法学専攻および政治学専攻においては、博士課程前期課程の学生募集について、主として政治学、基礎法学、法社会学を中心とする分野についてのみこれを行うこととなった（留学生は除く）。

同時に、法学部教育の改革も進められた。

第1に、法学政治学分野における社会人教育の重点が学部から大学院に大きくシフトしている現状に鑑み、平成16（2004）年4月から、法学部における昼間主コースと夜間主コースの区分を廃止し、夜間主コースの学生募集及び3年次編入学学生募集を停止することとした。ちなみに前年度の平成15（2003）年度の夜間主コースの学生定員は、1年次からの入学については40人、3年次編入学については20人であり、1年次からの入学定員のうち10人については社会人特別選抜が行われ、おなじく15人については推薦入学が実施されていた。平成16（2004）年度以降は、法学政治学分野の社会人教育ニーズの受け皿は、本格的に大学院に移されることとなった。

第2に、法学部における少人数教育を一層徹底すると同時に、法学部入学者・在学生の持つ多様なニーズに応えるための新たなカリキュラムを平成16（2004）年度から開始するとともに、法学部の入学定員を削減することにした。平成15年（2003）年度には、法学部・昼間主コースの入学定員が1年次からの入学について220人であり3年次編入学が20人であったのを、平成16（2004）年4月からは法学部全体の入学定員を、1年次からの入学について180人とし、3年次編入学を20人とする事とした。夜間主コースの学生募集は、前述の通り停止された。

研究教育の組織構成とその活動

1 研究教育の組織と構成

(1) 研究・教育組織

神戸大学大学院法学研究科は、理論法学専攻、政治学専攻、実務法律専攻から構成されている。各専攻の大学院教育は以下のように区分されている。理論法学専攻と政治学専攻では、前期課程として研究者コース、社会人コース、専修コース、法曹リカレントコース（理論法学専攻のみ）が、後期課程として研究者コース、高度専門職業人コースが開設されている。実務法律専攻では、専門職学位過程（法科大学院）が開設されている。

神戸大学法学部では、法学部教育として、法律学科が開設されている。

(2) 教員組織と管理運営体制

(a) 教員組織

(i) 概要

神戸大学大学院法学研究科の教員（准教授以上・国際協力研究科との兼任1名を除く）は、全て、理論法学専攻、実務法律専攻と政治学専攻に所属している。さらに、理論法学専攻は理論公共法、理論取引法、基礎法理論、実務法律専攻は実務公共法、実務取引法、先端領域法、政治学専攻は政治理論、国際政策分析、現代政治分析の各講座に区分されている。

各教員の専攻分野は延べ数で40分野以上であり、多岐にわたる。基本的な法律分野（憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を専門に教育研究する教員は計27名、応用的先端的な法律分野（環境法、国際経済法、国際法、国際取引法、国際私法、国際民事訴訟法、経済法、租税法、知的財産法、労働法、医事法、証券取引法、社会保障法）を専門に教育研究する教員は計16名、法曹実務に係る分野（民事実務、刑事実務、法曹倫理）を専門に教育研究する教員は計4名、基礎法学（法社会学、比較法、英米法、アメリカ公法、ローマ法、中国法、ロシア法、法哲学、日本思想史、社会科学原理、日本法史）を専門に教育研究する教員は計10名、政治学（行政学、政治理論、政治過程論、選挙制度・投票行動論、政治外交史、国際関係論、国際政治史）を専門に教育研究する教員は計10名である。

大学院教育について、理論法学専攻と政治学専攻における教育目的は、法学・政治学の分野において、次世代を担うすぐれた研究者・教育者を養成すること（研究者コース）、高度の専門知識をいかして社会で活躍できる人材を養成すること（専修コース）、社会人のリフレッシュ教育を行うこと（社会人コース）、法律実務家に対する継続的な教育を行うこと（法曹リカレントコース）である。理論法学専攻と政治学専攻における教育目的はコースによって様々であるが、大学院法学研究科に所属する教員の専攻分野の多様性が、各コースの目的に対応した最先端かつ複合的な教育を可能としている。

実務法律専攻に開設されている法科大学院教育の目的は、基本的な法律科目に関する確実な理解と応用能力を十分に養い、職業法曹として必要な「基礎体力」を強化すること、企業取引に関わる先端的な法律分野や知的財産法関連分野について幅広い専門的知識を習得させ、国際的に活躍できるビジネスロイヤーを育成すること、である。法科大学院教育には、実務法律専攻に所属する教員に加えて、理論法学専攻と政治学専攻の教員も携っており、基本的な法律分野を専門に教育研究する教員層の厚さ、教員の専攻分野の多様性が、の目的にかなったカリキュラムを組成することを可能としている。

法学部教育の目的は、幅広い法学・政治学的要素を備え、かつ高度な専門的要請に即応しうる人材を育成すること、法的・政治的な領域において国際的な貢献をなしうる人材を育成すること、である。法学部教育には、大学院法学研究科に所属する多くの教員が携っており、基本的な法律分野

を専門に教育研究する教員層の厚さ、教員の専攻分野の多様性が、法学部教育の目的達成に貢献している。

() 教員一覧 (講座別・准教授以上・五十音順・平成20年4月1日現在)

【理論法学専攻】

(理論公共法)

佐藤 英明 馬場 健一 橋爪 隆 濱本正太郎 浅野 博宣 宇藤 崇 嶋矢 貴之
興津 征雄

(理論取引法)

山本 顕治 大内 伸哉 小室 程夫 山本 弘 浦野由紀子 島並 良 青木 哲
関根 由紀 八田卓也

(基礎法理論)

樫村 志郎 季 衛東 瀧澤 栄治 蓮沼 啓介 藤原 明久 森下 敏男 加藤 貴仁

【政治学専攻】

(政治理論)

飯田 文雄 大西 裕 渋谷謙次郎 曾我 謙悟

(国際政策分析)

増島 建 Jora Razvan Silviu 簗原 俊洋 多湖 淳

(現代政治分析)

伊藤 光利 品田 裕 安井 宏樹

【実務法律専攻】

(実務公共法)

赤坂 正浩 井上 典之 上嶋 一高 大塚 裕史 角松 生史 松田 成 泉水 文雄
中川 丈久 米丸 恒治 池田 公博 島村 健

(実務取引法)

磯村 保 窪田 充見 近藤 光男 志谷 匡史 手嶋 豊 安永 正昭 山田 誠一
山田 隆夫 行澤 一人 金地 香枝 榊 素寛

(先端領域法)

井上由里子 齋藤 彰 坂元 茂樹 中西 正 中野俊一郎 丸山 英二 高橋 裕
池田 千鶴 櫻庭 涼子 藤井伊久雄

() 教員定員

平成18年4月1日現在

	教授	助教授	講師
教員定員	51	21	0
教員現員	52 (*1)	18 (*2)	1

平成20年4月1日現在

	教授	准教授	講師
教員定員	51	21	0
教員現員	52(*3)	15(*2)	1

*1 実務家専任 1、実務家みなし専任 3、国際協力研究科からの兼任 1 を含む。

*2 裁量枠 (COE, 卓越プロジェクト) 1 を含む。

*3 実務家専任 1、実務家みなし専任 2 を含む。

() 教員構成に関する資料

年齢構成

平成18年4月1日現在

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代
4	19	27	17	4

平成20年4月1日現在

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代
1	23	22	17	6

男女比

平成 18 年 4 月 1 日現在

男性	女性
64	7

平成 20 年 4 月 1 日現在

男性	女性
61	8

最終学歴の出身大学

平成18年4月1日現在 (教授・助教授・講師)

東京大学	33
京都大学	16
神戸大学	11
東北大学	2
大阪大学	2
一橋大学	1
名古屋大学	1
関西大学	1
早稲田大学	1
Yale 大学	1
北京大学	1
Babes-Bolyai 大学	1

平成 20 年 4 月 1 日（教授・准教授・講師）

東京大学	33
京都大学	15
神戸大学	9
東北大学	1
大阪大学	1
名古屋大学	1
関西大学	1
早稲田大学	1
学習院大学	1
中央大学	1
九州大学	1
上智大学	1
Babes-Bolyai 大学	1
アバディーン大学	1
デューク大学	1

(b) 人事

() 概要

神戸大学大学院法学研究科の教員の採用・昇任は、神戸大学大学院法学研究科選考規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に従って実施されている。具体的には、教員又は研究科長による候補者の推薦、教授会における選考委員の選定、選考委員の報告と教授会の決議という手続きがとられている。選考委員には、候補者の研究能力と教育上の指導能力の評価を適切に行うために、関連分野を専門に教育研究する教員が選定されている。

神戸大学大学院法学研究科の定年は満 63 歳であり、定年による退職日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日である。

() 人事異動に関する資料

教授

平成 18 年 4 月 1 日	昇任	橋 爪 隆	刑法	本研究科助教授から
平成 18 年 4 月 1 日	昇任	瀨 本 正太郎	国際法	本研究科助教授から
平成 18 年 4 月 1 日	昇任	浦 野 由紀子	民法	本研究科助教授から
平成 18 年 7 月 31 日	退職	五百旗頭 眞	日本政治史・政策過程論	防衛大学校校長へ
平成 19 年 3 月 31 日	退職	吉 川 元	国際関係論	上智大学へ
平成 19 年 3 月 31 日	退職	畑 瑞 穂	民事手続法	東京大学へ

平成 19 年 3 月 31 日	退職	須 藤 政 夫	刑 事 実 務	任期満了のため
平成 19 年 4 月 1 日	昇任	宇 藤 崇	刑 事 手 続 法	本研究科准教授から
平成 19 年 4 月 1 日	昇任	島 並 良	知 的 財 産 法	本研究科准教授から
平成 19 年 4 月 1 日	昇任	簀 原 俊 洋	政 治 外 交 史 ・ 情 報 史	本研究科准教授から
平成 19 年 4 月 1 日	昇任	浅 野 博 宣	憲 法 学	本研究科准教授から
平成 19 年 4 月 1 日	採用	山 田 隆 夫	法 曹 実 務	
平成 19 年 4 月 1 日	採用	梁 英 子	法 曹 実 務	
平成 19 年 4 月 1 日	採用	大 塚 明	法 曹 実 務	
平成 19 年 4 月 1 日	採用	松 田 成	法 曹 実 務	
平成 19 年 4 月 1 日	採用	金 地 香 枝	法 曹 実 務	
平成 20 年 3 月 31 日	退職	月 村 太 郎	国 際 政 治 史	同志社大学へ
平成 20 年 3 月 31 日	退職	大 塚 明	法 曹 実 務	
平成 20 年 3 月 31 日	退職	梁 英 子	法 曹 実 務	
平成 20 年 4 月 1 日	昇任	高 橋 裕	法 社 会 学	本研究科准教授から
平成 20 年 4 月 1 日	昇任	渋 谷 謙 次 郎	ロ シ ア 法 ・ 比 較 法	本研究科准教授から
平成 20 年 4 月 1 日	採用	藤 井 伊 久 雄	法 曹 実 務	

准教授

平成 18 年 4 月 1 日	採用	Jora, Razvan-Silviu	ヨ ー ロ ッ パ 法	本学国際協力研究科客員 助教授から
平成 18 年 8 月 1 日	採用	安 井 宏 樹	西 洋 政 治 史	東京大学から
平成 19 年 4 月 1 日	採用	八 田 卓 也	民 事 訴 訟 法	九州大学から
平成 19 年 7 月 1 日	採用	多 湖 淳	現 代 外 交 論	青山学院大学から
平成 19 年 9 月 30 日	退職	鹿 毛 利 枝 子	政 治 過 程 論	東京大学へ
平成 20 年 4 月 1 日	採用	曾 我 謙 悟	行 政 学 、 政 治 学	大阪大学から

定年退職教授

平成 18 年 3 月 31 日	根 岸 哲	経 済 法
平成 19 年 3 月 31 日	濱 田 富 士 郎	労 働 法

(c) 教育補助者

() 概要

法学研究科ティーチング・アシスタント実施要領に従い、法学研究科に在学する優秀な学生をティーチング・アシスタントとして採用している。ティーチング・アシスタントの業務内容は講義・演習等の

教育補助業務である。ティーチング・アシスタント制度は、手当支給による大学院生の処遇の改善、大学院生が教育者としてのトレーニングを積むことを目的としている。

() 採用実績

平成 18 年度前期	10 科目
国際関係史、実定法入門演習、国際生活と法、国際法概論、日本政治史、現代政治入門、現代社会と政治、政治学、政治文化論、刑事実体法	
平成 18 年度後期	10 科目
行政法 A、国際関係論（昼間）、民法 C、中国法、政治過程論、現代外交論、政治学、政治データ分析、社会分析基礎演習、研究指導（夜間）	
平成 19 年度前期	7 科目
政治学入門、雇用と法、政治学、政治文化論、刑事実体法（1L）、法社会学概論（夜間）、商法基礎演習	
平成 19 年度後期	11 科目
政治過程論、政治データ分析、社会分析基礎演習、日本政治史、日本政治応用研究、法社会学演習、応用法社会学、行政学、国際紛争と法、中国法、国際関係論	

(d) 管理運営体制と事務組織

神戸大学大学院法学研究科では、毎月 1 回を原則として、定例の教授会（大学院法学研究科・法学部）と専攻会議（実務法律専攻）を開催している。教授会は法学研究科教授会規則に従い、専攻会議は法学研究科教授会規則と神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規に従い、教授会は法学研究科と法学部に関する重要事項（教員の人事、教育課程の編成など）の審議・決定を行い、専攻会議は教授会の決議事項の中で実務法律専攻に関する事項とその他の重要事項（専攻長の選考など）の審議・決定を行っている。

教授会は、神戸大学大学院法学研究科の 3 つの専攻（理論法学専攻・政治学専攻・実務法律専攻）に所属する全ての教員によって構成されている。専攻会議は、実務法律専攻に所属する教員に加えて、当該年度において実務法律専攻における授業を担当する理論法学専攻及び同政治学専攻に所属する教員、法曹実務教授及び法曹実務助教授から構成されている。教授会とは別に、専攻会議を設置しているのは、法科大学院の独立性、ならびに、法科大学院教育とその他の大学院教育・法学部教育の差異に鑑み、法科大学院における教育活動を適切に実施する体制を整えるためである。専攻会議を設置する目的との関係から、法科大学院専攻長が専攻会議の議長となり、また、専攻会議の決議事項については、専攻会議の議決を教授会の議決とすることができることとされている。

大学院教育・学部教育については、毎月 1 回を原則として、大学院教務委員会と学部教務委員会が開催されている。両委員会では、執行部である教務委員がそれぞれの担当である教務委員会の委員長を務め、カリキュラムや入試など大学院教育・学部教育に関する重要事項の審議が行われている。また、教務委員会とは別に教学関係専門委員会・同学部 WG、博士課程 WG が設置され、カリキュラムや入試制度の検証作業、教員の授業負担調査などが行われている。

法科大学院教育については、法科大学院運営委員会（毎月 1 回の開催を原則とする）を中心に、6 つの WG（教務 WG、入試 WG、実務教育 WG、教育改善 WG、教育推進 WG、学生・修了者支援 WG）が設置され、カリキュラム、入試制度、教育手法などの検証作業が日々行われている。

() 役職員

研究科長・学部長

平成 17 年 10 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日	山 田 誠 一
平成 19 年 10 月 1 日～	山 本 弘

実務法律専攻長

平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日	大 塚 裕 史
平成 20 年 4 月 1 日～	赤 坂 正 浩

評議員

平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	月 村 太 郎 山 本 弘
平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日	山 本 弘 井 上 典 之
平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日	井 上 典 之 中 野 俊一郎
平成 20 年 4 月 1 日～	井 上 典 之 窪 田 充 見

() 執行部

教務委員

平成 17 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	佐 藤 英 明 (大学院) 手 嶋 豊 (学部)
平成 19 年 4 月 1 日～	馬 場 健 一 (大学院) 品 田 裕 (学部)

学生委員

平成 17 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	齋 藤 彰
平成 19 年 4 月 1 日～	志 谷 匡 史

() 研究科内各種委員会

人事委員会、研究科企画室、大学院教務委員会、学部教務委員会、教学関係専門委員会、学生委員会、国際提携委員会、図書委員会、評価・FD 委員会、広報委員会、法政情報委員会、法科大学院運営委員会、ジャーナリズム・プログラム運営委員会、EUIJ 関西法学研究科運営委員会、神戸法学会、法学双書刊行委員会、学部史編集委員会

() 事務組織・研究教育支援組織

法学研究科の事務組織は、教務係（教育や学生に係わる事項）、会計係（財政事項、施設管理に関する事項）、総務係（その他の庶務）から構成され、事務長が統括する。平成20年度における具体的な配置状況は、以下のとおりであった。事務長1名、教務係（係長1名、主任5名、事務補佐員2名）、会計係（係長1名、主任2名、事務補佐員2名）、総務係（係長1名、主任1名、事務補佐員2名）、その他、教員の研究・教育活動を支援するために法学研究科助成室に8名、法学研究科教員控室に1名、法学研究科資料室に2名、法学研究科法政情報室に2名、六甲台電算機室に1名の職員が配置されている。

（3）CDAMSの組織と構成（2007年12月1日現在）

（a）センター長（COE拠点リーダー）

氏名	所属・職	研究分野
榎村志郎	法学研究科教授	法社会学

（b）センター員（COE事業推進担当者）（50音順）

石黒馨	経済学研究科教授	国際政治経済学
大西裕	法学研究科教授	比較政治
角松生史	法学研究科教授	行政法
季衛東	法学研究科教授	法社会学
窪田充見	法学研究科教授	民法
小室程夫	法学研究科教授	国際経済法
近藤光男	法学研究科教授	商法
齋藤彰	法学研究科教授	国際取引法
泉水文雄	法学研究科教授	経済法
月村太郎	法学研究科教授	国際関係論、政治史
手嶋豊	法学研究科教授	民法、医事法
中川丈久	法学研究科教授	行政法
中野俊一郎	法学研究科教授	国際私法
久本久男	経営学研究科准教授	経営情報科学
藤原賢哉	経営学研究科教授	金融論
柳川隆	経済学研究科教授	産業組織論
山田誠一	法学研究科教授	民法
山本顯治	法学研究科教授	民法
山本弘	法学研究科教授	民事訴訟法
油井清光	文化学研究科教授	社会学

（c）センター研究員

内野 耕太郎	COE 研究員	法と経済学
生川 貴一	COE 研究員	公共法と経済学

(d) 奨学大学院生

日本学術振興会特別研究員(21世紀COE採択拠点分)				
氏名	所属	研究課題	受入研究者	採用期間
吉岡すずか	法学研究科理論法学専攻	地域社会における相談サービスの需要と供給システム 司法過疎地における滞在型調査	檜村志郎	2006年5月1日 ～2008年3月31日

COE リサーチアシスタント				
氏名	所属	研究課題	職務を指揮する研究者	採用期間
金海英	法学研究科理論法学専攻	国際労働契約に関する諸問題	季衛東	2007年6月1日 ～2008年3月31日
永田泰士	法学研究科理論法学専攻	説明義務論	山本顯治	2007年6月1日 ～2008年3月31日
山田恵子	法学研究科理論法学専攻	リーガルワークの実践的諸特性の解明	檜村志郎	2007年6月1日 ～2008年3月31日
李輝	法学研究科理論法学専攻	中国加工貿易法についての研究	季衛東	2007年6月1日 ～2008年3月31日
李丹丹	法学研究科理論法学専攻	電子政府および行政手続オンライン化に関する日中比較	檜村志郎	2007年6月1日 ～2008年3月31日

自発的研究活動経費受給者				
氏名	所属	研究課題	指導教員	採用期間
驛賢太郎	法学研究科政治学専攻	わが国における国債管理政策、及びマクロ経済政策に関する政策形成(政治)過程の研究	大西裕	2007年6月1日 ～2008年3月31日
雑賀忠宏	人文学研究科社会文化専攻	文化産業のグローバル化と市場化 - 日本マンガ産業の展開を事例として	油井清光	2007年6月1日 ～2008年3月31日
佐藤育己	法学研究科理論法学専攻	可動物件の国際担保権に関する条約(ケープタウン条約)の発行による、航空機ファイナンスの変容	齋藤彰	2007年6月1日 ～2008年3月31日

日置孝一	人文学研究科社会文化専攻	制裁とは何か？ - - 人が制裁に求める機能 - -	大坪庸介	2007年6月1日 ～2008年3月31日
水野倫理	経済学研究科総合経済政策専攻	企業が垂直的関係にある市場における競争政策	柳川隆	2007年6月1日 ～2008年3月31日
八島健一郎	法学研究科政治学専攻	韓国における韓米 FTA の政治過程	大西裕	2007年6月1日 ～2008年3月31日

(e) センター事務組織

COE 研究教育補助を担当する者がセンター室に 2 名、COE 関係事務補助を担当する者が法学研究科事務室と法学研究科助成室に 1 名ずつ配置されている（平成 20 年 3 月まで）。

2 予算

(1) 法学研究科予算総額の推移

	予算総額	図書費
平成 18 年度	178,480	45,730
平成 19 年度	168,974	47,926

(単位 千円)

(2) 科学研究費補助金交付状況

	平成 19 年度		平成 20 年度	
	件数	交付額	件数	交付額
特定領域研究	2	6,300	2	5,300
基盤研究 A	1	13,100	0	0
基盤研究 B	6	18,600	6	20,200
基盤研究 C	13	11,800	10	9,400
若手研究 B	13	11,700	14	13,100
計	35	61,500	32	48,000

(単位 千円)

(3) CDAMSの予算

平成 18 年度 交付決定額 77,990 千円
平成 19 年度 交付決定額 78,100 千円

3 研究・学習のための施設設備

(1) 概要

平成 18 年 4 月現在

第二学舎	3,467 m ²
第三学舎	4,299 m ²
第四学舎	3,304 m ²
第五学舎	5,324 m ²
第二研究室	1,722 m ²
兼松記念館	2,983 m ²
アカデミア館	4,729 m ²
フロンティア館	8,986 m ² (図書館 3,280 m ² を含む。)
法科大学院自習棟	1,081 m ²

平成 20 年 4 月現在

第二学舎	3,386 m ²
第三学舎	4,299 m ²
第四学舎	3,304 m ²
第五学舎	5,324 m ²
第二研究室	1,805 m ²
兼松記念館	2,983 m ²
アカデミア館	4,729 m ²
フロンティア館	8,986 m ² (図書館 3,280 m ² を含む。)
法科大学院自習棟	1,081 m ²

(2) 資料室

研究科教員、大学院生および学部学生の図書利用の便を図り、教員の図書購入や紀要等編集を補助し、資料室 HP の運営・更新（受け入れ雑誌の目次紹介等）やデータベースを提供するために法学研究科資料室が置かれている。ここには、専任の職員 2 名（うち助手 1 名）が配置され、約 700 種類の雑誌が継続的に受け入れ・配架されている。雑誌は、法学系の大学紀要が充実し、併せて利用頻度の高い雑誌を中心に備えられると共に、資料室ホームページ（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawlib/index.html>）を通じて、受入雑誌名、内容一覧が公開され学習・研究に役立てられており、図書館・自習室と有機的に連携して教育研究上必要な資料が整備されている。

(3) 情報処理施設

情報ネットワークに関しては、教職員及び学生全員にメールアカウントが配布され、履修科目登録のほか多様に活用されている。なお、学内で、利用可能なパーソナルコンピュータは、下記各施設に配置されているもののほか、社会科学系図書館（「社会科学系図書館利用案内 2006」参照）などでも用意されている。さらには、研究室、学生用研究・学習施設には LAN（無線含む）が整備され、備付以外のコンピュータの利用も可能である。近年、特に、情報処理室を中心に、学生のための共用コンピュータの増設が図られ、前回調査時（94 台）から、大幅に増えており（241 台）、利用の便宜性が大幅に拡大し、情報ネットワーク環境の整備が進んでいる。

(a) 法政情報室

研究科教員および大学院生のコンピュータ利用の便宜を図り、研究科内ネットワークの保守・整備、データベースの保守・提供、研究科ホームページの管理を行うことを目的として、法政情報室が設け

られ、専任の職員2名（うち助手1名）が配置されている。ホームページを通じて、教員の研究・教育活動の状況、入試情報、学生募集要項、学習補助情報、評価情報等が公開されている。

なお、法学部・法学研究科の一部または全員により利用可能なデータベースは下記の通りである。法律学習のための基本的な資料は、そのかなりの部分をデータベースより入手できる環境が整っている。

DB名	コンテンツ	DBタイプ	配置期間	備考
日経テレコン	新聞記事	web上	従前より	
判例体系 CD-ROM	判例	CD-ROM	従前より	平成13年8月より資料室へ。更新停止中。
法律判例文献情報	文献情報	CD-ROM	従前より	平成13年8月より資料室へ。
現行法規	法規	CD-ROM	従前より	平成13年8月より資料室へ。更新停止中。
Hein Online	英米法	オンライン	従前より	
Westlaw	英米法	オンライン	従前より	平成19年4月より契約。
Juris	ドイツ法	オンライン	従前より	
Lexis・Nexis	英米法	オンライン	平成17年4月より	平成20年3月廃止。
Juris Classeur	フランス法	オンライン	平成16年6月より	
ロー・ライブラリー	総合	オンライン	平成16年4月より	
LEX/DB	判例	オンライン	従前より	ロー・ライブラリー構成 DB
有斐閣 Vpass	雑誌等	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成 DB
法律時報文献月報	文献情報	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成 DB
LLI 主要法律雑誌システム	主要雑誌	オンライン	平成16年4月より	
判例タイムズ	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI 構成 DB
金融法務事情	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI 構成 DB
Jurist	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI 構成 DB
労判	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI 構成 DB
金融商事判例	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI 構成 DB
判例百選	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI 構成 DB
最高裁判例解説	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI 構成 DB
最高裁判所邦文法律雑誌記事索引	雑誌	DVD-ROM ネットワーク共有	平成16年4月より	

(b) 情報処理室

六甲台（法、経済、経営、国際協力）学生の情報処理教育、および六甲台教員の研究を効率的に推進するために、情報処理教室（コンピュータ79台、プリンタ2台）、電算機室（2部屋、コンピュー

タ 68 台、プリンタ 1 台) 情報処理演習室(コンピュータ 41 台)が設けられ、専任の助手等 3 名(うち法学研究科職員 1 名)が配置されている。学部生、大学院生を中心として利用がなされている。

(4) 大学院生研究室

(a) 院生研究室

大学院生の大学における継続的・安定的研究のため、以下のように 24 時間利用可能な院生研究室が設けられている。

【施設】

第 2 学舎 4 階(3 室、239 m²)、第 4 学舎 3 階(1 室、65 m²)、第 5 学舎 2 階(1 室、130 m²)、フロンティア館(1 室、90 m²)

【設備】

〔第 2 学舎〕研究者コース(第 2 学舎 412、420 座席数：62、本棚：80、プリンタ 3 台、卓上電気スタンド、延長コード、パーティション等配当。各部屋に LAN[無線含む]あり) 院生談話室(第 2 学舎 414)にパソコン 1 台、スキャナ 2 台、紙折機 1 台、製本機 1 台、ソファ等配置。

〔第 4 学舎〕高度専門職業人コース・社会人コース(第 4 学舎 309 座席数：28、本棚：8、卓上スタンド、延長コード、パーティション配当) 複写室(第 4 学舎 315)にロッカー 48、ソファ等配置。LAN[無線含む]配当。

〔第 5 学舎〕専修コース(第 5 学舎 210 座席数：47、本棚：16、ロッカー：56、パソコン 1 台、プリンタ 2 台、LAN[無線含む]配当)

〔フロンティア館〕研究者コース(フロンティア館 504 座席数：30、本棚：24、ロッカー：30、パソコン 1 台、プリンタ 1 台、加湿器 1 台、LAN 配当)

(b) 法科大学院自習棟

法科大学院生の大学での継続的・安定的学習のため、法科大学院自習棟(約 400 m²)が設けられている。24 時間利用可能であり、設備は、座席数：約 300、ロッカー：351、本棚：16、共同利用のパソコンが 16 台、プリンタ 5 台、LAN(無線含む)が配置されているほか、学習用の基本的図書も配置されている。

4 組織としての研究活動

個人による研究活動(下巻参照)のほか、下記のような共同の研究活動が行われている。

(1) 共同研究

(a) 法学研究科における研究会等

() 神戸法学会講演会

神戸法学会主催で、下記 4 回の講演会が行われた。

【平成 18 年度】

平成 18 年 7 月 12 日

講師：斎藤誠(中央三井信託銀行証券代行部主席法務コンサルタント)

演題：新会社法と実務の対応

平成 18 年 7 月 14 日

講師：David Kahane (Associate Professor, University of Alberta)

演題：Tocqueville and Putnam on Building Social Trust

講師：Catherine Kellogg (Assistant Professor, University of Alberta)

演題：Love and Communism

【平成 19 年度】

平成 19 年 4 月 25 日

講師：坂元茂樹（神戸大学大学院法学研究科教授）

演題：児童の権利の法的保護についての国際的動向

講師：嶋矢貴之（神戸大学大学院法学研究科教授）

演題：児童の権利の刑事法的保護についての動向

平成 19 年 7 月 4 日

講師：窪田充見（神戸大学大学院法学研究科教授）

演題：ネットワーク上の不法行為と法的責任 - - 民法の視点から - -

講師：橋爪隆（神戸大学大学院法学研究科教授）

演題：ネットワーク上の不法行為と法的責任 - - 刑法の視点から - -

() ランチョン・スタッフセミナー

平成 14 年より、教員間の相互理解を深め、相互の研究発展に資する目的で、昼食をとりながら、研究科教員が自己の研究等に関して簡単な報告を行うセミナーが開催されている。実施状況は下記の通り、平成 18 年度 3 回、平成 19 年度 2 回開催され、各回 20 名程度の参加者をえている。

【平成 18 年度】

平成 18 年 7 月 18 日

角松生史「景観利益の法的位置付け その『わからなさ』」

平成 18 年 11 月 20 日

安井宏樹「ドイツにおける『格差社会』論争：福祉国家改革構想の錯綜」

平成 19 年 2 月 14 日

森下敏男「最近のロシアの不気味な動向」

【平成 19 年度】

平成 19 年 4 月 11 日

蓮沼啓介「日本史の法哲学」

平成 20 年 1 月 16 日

窪田充見・島並良「法科大学院教育支援プログラムについて」

() 各分野の研究会

〔民法判例研究会〕

本学の民法スタッフを中心に、大学院生、本学出身の他大学研究者らが出席し、最新の重要民事判例を選び出して、検討する。ほぼ毎月 1 回ペースで行われている。

〔判例刑事法研究会〕

本学の刑事法スタッフと神戸地方裁判所の裁判官が中心となり、共同で、最新の重要刑事判例等について、報告、検討を行う。年間 4 回行われている。

〔商事法研究会〕

本学の商事法スタッフを中心に、大学院生、本学出身の他大学研究者らが出席し、主に、米国の会

社法、証券取引法をテーマとする米国の重要判例を選び出して、検討する。ほぼ毎月1回のペースで行われ、成果は「商事法務」において毎月1回掲載されている。

() 神戸大学・教育研究活性化支援経費による共同研究

平成 18 年度

研究課題：地域メディアとの連携による新しい報道ジャーナリズム教育プログラム

研究代表者：伊藤 光利

平成 19 年度

研究課題：大学院留学生出身国（中国）法整備ニーズに対応した日本法（公法）教育プログラムの研究開発

研究代表者：季 衛東

研究課題：学部横断的な取り組みに発展が期待できる、少子高齢化時代における重層的福祉ネットワークの形成可能性に関する研究拠点形成

研究代表者：飯田 文雄

() 文科省「専門職大学院等教育推進プログラム」による神戸大学法科大学院の単独取組「総合法律教育に関する手法と教材の開発 - - 法領域横断的な複合問題に対応できる法曹の養成 - -」（平成 19 年度採択、取組期間 2 年間）

(b) CDAMSにおける共同研究

21 世紀 COE プログラム 社会科学分野 に基づく法学研究科 CDAMS により、共同研究が以下の回数行われた。

* 詳細は、「CDAMS アニュアルレポート 4」、「CDAMS アニュアルレポート 5」、及び <http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/index.htm>/参照。

	平成 18 年度	平成 19 年度	合計
国際シンポジウム	1	2	3
国際会議	1	1	2
学術講演会	2	0	2
セミナー	3	1	4
ワークショップ	6	3	9
研究会（研究員等報告会含む）	37	27	64
国際ビジネス法フォーラム	0	2	2
特別プレゼンテーション	2	0	2
教育プログラム	0	1	1
合計	52	37	89

(c) EUIJにおける共同研究

2005 年 4 月から、EU（欧州連合）の機関である欧州委員会の全面的な協力を得て、神戸大学（幹事校）・関西学院大学・大阪大学に、EU Institute in Japan, Kansai（EUIJ 関西）が設立され、EU に関する包括的な研究・教育活動が行われている。EUIJ により行われた本研究科が関連する研

究会は、ラウンドテーブルが1回、セミナーが18回、ワークショップが1回である。

*詳細は、<http://euij-kansai.jp/>を参照

(2) 研究発表

研究科教員・大学院生が業績を公表するための下記研究科関連の雑誌に、以下の通りの研究発表が行われた。

(a) 神戸法学雑誌

巻 号	研究	研究ノート	資料	翻訳	論説	書評	講演	記事	本研究科教員	本研究科院生
56巻(1~4号)	11	2	1	0	5	1	0	1	13	4
57巻(1~3号)	6	1	1	3	5	0	0	0	10	4

(b) 神戸法学年報

巻 号	研究	資料	判例研究	研究ノート	本研究科教員	本研究科院生
22号	3	0	0	0	2	1
23号	3	0	0	0	2	1

(c) 法政策研究

巻 号	論文等	本学教員	本研究科院生	単位修得退学者	修了者
第9集	9	0	3	0	1

(d) Kobe University Law Review

巻 号	Article	Note	本研究科教員	本研究科院生
No.40	5	1	4	0
No.41	2	0	1	1

(e) 六甲台論集

巻 号	論 文	判例評釈	後期課程院生	後期課程修了者	前期課程修了者
53巻(1~3号)	8	2	6	2	0
54巻1号	3	0	1	1	0

(3) 国際交流活動

(a) 教員の長期海外出張

(6ヶ月以上のものに限る。)

氏名	期間	出張先	目的
蓑原俊洋	平成17年10月3日 ～ 平成19年10月2日	イギリス	開戦への道：満州事変以降の日英関係と暗号情報、1931～1941年に関する研究(日本学術振興会)
青木哲	平成18年3月13日～ 平成19年9月13日	ドイツ	民事手続法に関する研究のため(委任経理金)
興津征雄	平成17年4月10日～ 平成19年3月31日	フランス	行政法に関する研究打ち合わせ及び資料収集(フランス政府)
島村健	平成18年8月5日～ 平成20年9月30日	ドイツ	環境法に関する研究及び語学研修(ドイツ学術振興会)
関根由紀	平成19年3月31日～ 平成20年2月1日	フランス	EUおよびフランスにおける「社会的排除」(exclusion sociale)に対する法政策の研究のため
井上由里子	平成19年8月12日～ 平成20年9月2日	イギリス オランダ	エジンバラ大学におけるセミナー出席および知的財産法に関する研究のため
榊素寛	平成19年8月10日～ 平成21年8月9日	アメリカ 合衆国	商事法・保険法に関する研究のため

(b) 外国人研究者の来訪

() 外国人研究者の招聘

[招聘外国人研究者]

CDAMS等の主催により、外国人研究者を招聘して以下のとおり研究会などを開催した。

【平成18年度】

Peter McEleavy (スコットランド・ダンディー大学法学部教授)

Yeo Tiong Min (シンガポール国立大学法学部準教授)

「国際民事紛争の裁判管轄をめぐる諸問題 比較法からのアプローチ」(CDAMS・EUIJ 共催ワークショップにおける講演)(平成18年6月17日)

Ventsislav VELIKOV (日本学術振興会外国人特別研究員)

"Initiating of European and International Standards into National Regulatory Instruments: Can the Global Administrative Law Penetrate Equally into the National Legislations?" (CDAMS主催「公共空間研究会」における講演)(平成18年7月4日)

Loise Barrington (International Arbitrator, ICC)

「模擬国際商事仲裁大会概要説明とデモンストレーション」(CDAMS主催講演会における講演)(平成18年7月30日)

張志銘 (中国人民大学法学院教授)

「中国司法体制改革の現状と展望」

賀衛方 (北京大学法学院教授)

「人民法院組織法の改正と裁判独立」(CDAMS主催講演会「中国における司法改革の新しい動向における報告」)(平成18年9月7日)

Kok Hong Loong (ビジネスコンサルタント , Atom 社取締役)
「マレーシア企業と日本の総合商社による合弁契約の実態について」(CDAMS 主催「企業
間取引研究会」における講演)(平成 18 年 9 月 13 日)

Howard S. Bellman (米国調停・仲裁人)
「調停者の仕事、その発展と現状 - - アメリカの経験から - - 」

Louise Barrington (International Arbitrator , ICC ・ 香港中文大学法学部プロフェッショナル・コ
ンサルタント)
「東西文化の接点における調停 - - 調停における文化混合」(CDAMS 主催国際シンポジウ
ム「調停の法動態学 - - 紛争・法・水平的秩序 - - 」における講演)(平成 18 年 9 月 16 日)

Howard S. Bellman (米国調停・仲裁人)
「ADR の可能性 米国における実務を手がかりに 」 「調停実務における『即興性』」 「労
働紛争と ADR」(CDAMS 主催連続セミナー「ADR の可能性」における講演)(平成 18 年 9
月 19 日、21 日、22 日)

Lindsay Esler (Managing Partner , Deacons , Hong Kong)
「アジアのローファームが直面する法律実務の地球化と局地化：激化する競争
とグローバルローファームの台頭」

Don Boyd (Chief Executive Partner of Deacons Australia)
「ローファームの合併：その理論と現実」

Jeff Leong (Jeff Leong , Poon and Wong , Malaysia)

David Livdahl (Managing Partner , Paul Hastings Beijing Office , China)
「アジアにおけるクロスカルチュラルな法実務の進展」

Sanjay Kamrani (Pangea3 LLC , India)
「法実務におけるアウトソーシングの功罪」

Jeff Leong (Jeff Leong , Poon and Wong , Malaysia)

Kok Hong Loong (Former Consultant , Arthur D Little)
「中小企業の海外ベンチャー：企業戦略と法的装備」

Lindsay Esler (Managing Partner , Deacons , Hong Kong)
「知的財産の新たな展望：ホンダと中国コピーバイクメーカーの合併からの示唆」

David Livdahl (Managing Partner , Paul Hastings Beijing Office , China)
「アジア諸法域におけるビジネス紛争のマネジメントについて」

Jeff Leong (Jeff Leong , Poon and Wong , Malaysia)

Don Boyd (Chief Executive Partner of Deacons Australia)
「ビジネスコネクターとしての法律家による価値創造」(CDAMS 主催国際法律家会議「グ
ローバル市場とローファームの変容」における講演)(平成 18 年 11 月 10 日、11 日)

夏立安 (浙江大学法学院教授・副院長)

「中国における法学教育の現状と LS 化制度改革の行方」(CDAMS 主催研究会「法学教育に関
する中国と日本の対話 ロー・スクール化の制度改革を中心として」における講演)(平成
18 年 11 月 24 日)

Jeff Leong (渉外弁護士・マレーシア , シンガポール)
「イスラム法の基礎知識」

Marwalis Mohd Kassim (マレーシア渉外弁護士)

「イスラム金融法の法律構造」(CDAMS 主催研究会「イスラム金融法の展開：世界を還流
するオイルマネーとイスラム法理論の交錯について」における講演)(平成 19 年 1 月 25 日)

Karl-Heinz Ladeur (ハンブルグ大学教授)

「リスク・社会国家」「憲法上の諸自由と私法」(CDAMS 主催研究会「公共空間研究会」「市場の法秩序研究会」における講演)(平成 19 年 3 月 23 日、24 日)

【平成 19 年度】

Marshall Shapo (Northwestern University School of Law 教授)

Helene Shapo (同上)

「不法行為と医療・医学分野における日米の法の動向」(神戸大学・丸山英二教授主催ワークショップ)(平成 19 年 5 月 19 日)

Kok Hong Loong (ビジネスコンサルタント, Atom 社取締役)

「マレーシアにおける原材料メーカー間の競争の事例研究」(CDAMS 主催研究会「企業間取引研究会」における講演)(平成 19 年 7 月 13 日)

Howard Shelanski (カリフォルニア大学パークレー校教授)

「アメリカ法における法と経済学の発展 - - 反トラスト法を例として - - 」(CDAMS 主催国際シンポジウム「法・市場・水平的秩序 - - 法学・経済学・倫理学の対話 - - 」における講演)(平成 19 年 8 月 18 日)

Steven Clayman(Professor, Department of Sociology, UCLA)

“A Paradigm Shift in White House Journalism?: Explaining the Post-1968 Rise of Aggressive Journalism in the United States” (CDAMS 主催研究会「ホワイトハウス・ジャーナリズムのパラダイム変容」における講演)(平成 19 年 9 月 10 日)

Jean-Bernard AUBY(パリ政治学院教授)

「法のグローバル化と公的介入の変容」(Les regulations dans la globalisation juridique) (CDAMS 主催研究会「公共空間研究会」における講演)(平成 19 年 10 月 31 日)

Margaret Levi (ワシントン大学政治学部 Jere L. Bacharach 国際政治講座教授)

「労組その他の自発的組織における信念の変化と選好の変容」

Veronica Taylor (ワシントン大学ロー・スクール Dan Fenno Henderson 東アジア法講座教授)

「開発法学における倫理の問題」 (CDAMS 後援・神戸大学主催シンポジウム「ポスト福祉国家における法と政治」における講演)(平成 19 年 11 月 14 日)

Leow Chiap Seng (弁護士, Canon Singapore Pte Ltd.)

「インハウスカウンセルの時代：シンガポールの経験」

Jeff Leong (マネジング・パートナー：Deacons, Malaysia)

「企業外ロイヤーから見たインハウスカウンセルの役割と変容」(CDAMS 主催ワークショップ「インハウス・カウンセル(企業内弁護士)の現状と未来」における講演)(平成 19 年 11 月 21 日)

朱芒 (上海交通大学法学院教授)

「中国の都市計画策定手続における意見聴取」(神戸大学教育研究活性化支援経費による研究会における講演)(平成 19 年 11 月 28 日)

Stefan Vogenauer (オックスフォード大学ヨーロッパ・比較法研究所長・教授)

"Toward a European Contract Law: Recent and Future Development" (CDAMS 主催ワークショップ「ヨーロッパにおける契約法制の新しい動向」における講演)(平成 19 年

12月12日)

Claude Menard (パリ第1大学教授・組織と市場の研究センター)

"The Nature of Hybrid Modes of Organizations (Interfirm Agreement) and the Type of Problems This Raise for Competition Policies"

David Campbell (イングランド・ダラム大学教授・法学部長)

"THE 'HYBRID CONTRACT' AND THE MERGING OF THE PUBLIC AND PRIVATE LAW OF THE ALLOCATION OF ECONOMIC GOODS" (CDAMS 主催シンポジウム「経済学と法律学との対話」における講演)(平成20年1月15日)

Jeff Leong (渉外弁護士・CDAMS 連携研究者)

「アジア各国の法学部生・若手法律家への講義提供について」

David Campbell (イングランド・ダラム大学法学部教授・法学部長)

「新制度派経済学的視点から見たアジアの法と開発」

Veronica Taylor (ワシントン大学ロー・スクール教授・同アジア法センター所長)

「アジアにおける法学教育と『法と開発』の現実」(CDAMS 主催ワークショップ「法学教育の視点から見た『法と開発』」における講演)(平成20年1月18日)

Jeff Leong (渉外弁護士・マレーシア)

「アジアにおけるイスラム金融の重要性」

Marwalis Kassim (金融専門法律家：マレーシア)

「イスラム金融におけるビジネスロイヤーの役割」

Mohd Bakir Haji Mansor (シャリアアドバイザー、Islamic Banking and Finance Institute Malaysia)

「シャリアアドバイザーのイスラム金融における役割」

Patrick Chen (イスラム銀行家、Chief Legal Officer, Kuwait Finance House (Malaysia))

「日本企業にとってのイスラム金融の重要性」(CDAMS 主催研究会「グローバル経済とイスラム金融」における講演)(平成20年2月26日)

〔滞在外国人研究者〕

期 間	名 前	身分・国籍	目的
平成16年11月22日～ 平成18年11月21日	Ventistilav Velikov	日本学術振興会外国人 特別研究員・ブルガリア	ブルガリア行政法(とくに関税分野) EU行政法、そして日本行政法の比較と発展の方向性の探求
平成16年11月15日～ 平成18年11月14日	Kuzminkov Victor	日本学術振興会外国人 特別研究員・ロシア	冷戦終結後の日口関係 - - ゴルバチョフ、エリツィン、プーチンの時代、1985 - 2005年
平成19年4月2日～ 平成21年4月1日	Utpal Vyas	日本学術振興会外国人 特別研究員・イギリス	日中関係に対する日本のNGOによる影響についての研究
平成19年10月2日～ 平成19年12月20日	Juliet Tompkins	国際交流基金・ニュージー ランド	戦後日本外交と日米同盟の研究
平成20年10月1日～ 平成21年9月30日	趙 立新	神戸大学招聘外国人研 究者(中国政府派遣研究 員)・中国	

() 外国人教員

期間	名前	身分・国籍	担当講義科目
平成 18 年 6 月 1 日 ~ 平成 18 年 6 月 30 日	McEleavy, Peter	非常勤講師・イギリス	ヨーロッパ国際私法
平成 18 年 11 月 12 日 ~ 平成 18 年 11 月 26 日	徐 浩	非常勤講師・中国	中国会社法
平成 18 年 11 月 12 日 ~ 平成 18 年 11 月 26 日	夏 立安	非常勤講師・中国	中国会社法
平成 19 年 2 月 1 日 ~ 平成 19 年 2 月 28 日	Veronica Louise Taylor	非常勤講師・オーストラ リア	アジアにおける日本法
平成 19 年 4 月 9 日 ~ 平成 19 年 7 月 31 日	Llewelyn James	非常勤講師・オーストラ リア	国際報道
平成 19 年 6 月 27 日 ~ 平成 19 年 7 月 23 日	Ibanez Colomo, Pablo	非常勤講師・スペイン	ヨーロッパ・メディア/エンターテ イメント法
平成 19 年 8 月 28 日 ~ 平成 19 年 9 月 20 日	Maurizio Del Conte	非常勤講師・イタリア	ヨーロッパ労働法
平成 20 年 1 月 8 日 ~ 平成 20 年 1 月 18 日	Veronica Louise Taylor	非常勤講師・オーストラ リア	アジアにおける日本法

(c) 海外の大学等との国際交流

() 国際交流協定

相手大学名	国名	協定締結日	有効期間	学生交流の レベル	授業料等不徴収の規定		派遣する際の 検定料不徴収 規定の有無	研究者交流の 規定の有無	単位互換規定 の有無
					有 無	文部科学省 承認年月日			
全北大学	韓国	平成 20 年 1 月 23 日	5 年毎に 自動的に 更新	学部 大学院		平成 19 年 国際交流委 員会承認	平成 20 年 1 月 23 日から 5 年間(以降 5 年ごと自動 更新)		
シドニー 大学	オースト ラリア	平成 13 年 11 月 23 日	平成 14 年 1 月 1 日か ら平成 26 年 11 月 31 日まで	学 部		平成 13 年 10 月 23 日 (更新につ き、平成 19 年 4 月 11 日) 国際交流委 員会承認	平成 14 年 1 月 1 日から 平成 26 年 1 月 31 日まで	×	
リオデジ ャネイロ 州立大学 法学部	ブラジル	平成 16 年 2 月 26 日	平成 16 年 2 月 26 日 から 5 年 間(以降 1	学部 大学院		平成 16 年 2 月 国際交流委 員会承認	平成 16 年 2 月 26 日から 5 年間(以降 1 年ごと自動		

			年ごと自動更新)				更新)			
成均館大学 法科大学・大学院 (関連専攻)	韓国	平成16年 7月13日	平成16年 7月13日 から5年 間(以降5 年ごと自動 更新)	学部 大学院		平成16年7 月 国際交流委 員会承認	平成16年7 月13日から 5年間(以降 5年ごと自動 更新)			
全南大学	韓国	平成17年 2月22日	平成17年 2月22日 から5年 間(以降1 年ごと自動 更新)	学部 大学院		平成16年 12月15日 国際交流委 員会承認	平成17年2 月22日から 5年間(以降 1年ごと自動 更新)			
カリフォルニア大学 アーバイン校	アメリカ	平成17年 11月7日	平成17年 11月7日 か平成20 年11月6 日まで	大学院		平成17年 10月19日 国際交流委 員会承認	平成17年11 月7日から 平成20年11 月6日まで			×
政法大学	中国	平成20年 4月7日	5年ごと に自動的 に更新	学部 大学院		平成19年7 月 国際交流委 員会承認	平成20年4 月7日から5 年間(以降5 年ごとに自 動更新)	×		×
浙江大學 法学院	中国	平成20年 4月7日	5年ごと に自動的 に更新	学部 大学院		平成19年 国際交流委 員会承認	平成20年4 月7日から5 年間(以降5 年ごとに自 動更新)			

() 学生の国際交流

本学部・研究科学生の海外留学状況

期 間	協定先大学	人 数	身 分	派遣期間
平成18年度	カリフォルニア大学 アーバイン校アジア学研究所	1	大学院生	平成18年9月～平成19年8 月

平成19年度は実績なし。

本学部・研究科の留学生受入状況

【平成18年度】

国 籍	学 部 生	大学院博士課程	大学院修士課程	研 究 生
ハンガリー	1			

ブラジル	(交換留学生 2)			
中国	5	7	11	7
オーストラリア	1			
インド			1	
ラオス	1			
トルコ	1			
カナダ	1			
韓国	3 (交換留学生 2)	1	2	1
台湾		3		
アメリカ合衆国		1		1

【平成19年度】

国 籍	学 部 生	大学院博士課程	大学院修士課程	研 究 生
韓国	2 (交換留学生 1)	1	1	1
オーストラリア	2 (交換留学生 1)			
ブラジル	(交換留学生 2)			
中国	4	3	15	7
トルコ	1			
カナダ	1			
ハンガリー	1			
台湾		2		
アメリカ合衆国	(交換留学生 2)			
ブルガリア	1			
インド			1	

交流協定に基づく単位互換

受入れ

年 度	所 属 (学部・大学院)	出身大学	人 数	修得科目数	修得単位数
平成 18 年度	学 部	全南大学	1	4	8
		リオデジャネイロ州立大学	1	3	6
平成 19 年度	学 部	リオデジャネイロ州立大学	1	0	0
		全南大学	1	9	15
		シドニー大学	1	5	12

	大学院	カリフォルニア大学 アーバイン校アジア学研究所	2	0	0
--	-----	----------------------------	---	---	---

派遣

年度	所属	派遣先大学	人数	単位認定科目数	認定単位数
平成 18 年度	大学院	カリフォルニア大学 アーバイン校アジア学研究所	1	2	4

平成19年度は実績なし。

5 評価・改善活動

(1) 関連委員会構成

【評価・FD委員会】(平成19年度、評価委員会から名称変更)

(平成18年度)

委員長 磯村 保 副委員長 中野 俊一郎

委員 赤坂 正浩、浅野 博宣、飯田 文雄、井上 典之、鹿毛 利枝子、加藤 貴仁、桜庭 涼子、嶋矢 貴之、泉水 文雄、高橋 裕、瀧本 正太郎、山本 顕治、行澤 一人

(平成19年度)

委員長 赤坂 正浩 副委員長 窪田充見、行澤 一人

委員 井上 典之、大西 裕、加藤 貴仁、桜庭 涼子、嶋矢 貴之、島並 良、中野 俊一郎、瀧本 正太郎

【法科大学院運営委員会・教育改善ワーキンググループ】

(平成18年度)

主任 大塚 裕史

委員 赤坂 正浩、井上 典之、桜庭 涼子、行澤 一人

(平成19年度)

主任 大塚 裕史 幹事 赤坂 正浩

委員 桜庭 涼子、高橋 裕

【法科大学院運営委員会・教育推進ワーキンググループ】(平成19年度より)

主任 大塚 裕史 幹事 窪田充見

委員 青木 哲、浅野 博宣、島並 良、橋爪 隆、瀧本 正太郎、行澤 一人

(2) 評価・改善活動の概略

【評価委員会】

平成18年度には、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価予備評価を受けた。前年度からの評価委員会における準備作業に基づき、2006(平成18)年6月に自己評価報告書が提出され、11月に訪問調査が実施された。予備評価は、基準のすべてについての適合状況の評価ではないため、評価基準に適合しているかの認定や評価結果の公表はされていない。

2006(平成18)年10月には、堺 充廣(弁護士) 潮見 佳男(京都大学大学院法学研究科教授)

鈴木 秀美（大阪大学大学院高等司法研究科教授）、田中 和幸（株式会社神戸製鋼所法務部長）、田村 善之（北海道大学大学院法学研究科教授）の5氏に委員を委嘱し、外部評価を実施した。その結果は、法学研究科ホームページ（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/evaluation.html>）において、PDF版で公表されている。

このほか、平成18年度には、ファカルティ・レポート6号（2003年4月～2005年3月を対象とした、神戸大学大学院法学研究科・法学部自己評価報告書）の作成が行われた。4月に会合を行い、評価を行う対象・項目が議論の上、確定され、各委員に執筆分担がなされて、平成19年3月に冊子体として発刊され、法学研究科ホームページ（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/evaluation.html>）においてもPDF版が公表されている。

平成19年度においては、評価委員会の名称を評価・FD委員会と改めるとともに、平成20年度に予定される大学機関別認証評価、法人評価、さらには法科大学院認証評価のための準備作業が行われた。

さらに、いずれの年度においても、評価委員会が担当するFD活動として、授業アンケート及び相互授業参観（ピアレビュー）がそれぞれ2回行われている。

これらの活動を行うため、個別担当グループごとの会合のほか、平成18年度には全8回、19年度には全6回にわたって委員会の全体会合が開催された。

以上のほか、法学部僚友会が行うFD活動として、ランチョンセミナー（幹事が担当）が計5度開催されている。

【法科大学院運営委員会・教育改善ワーキンググループ】

平成18年度、19年度は、いずれの年度も教育改善意見交換会を2回、法科大学院授業アンケートを2回、教員による授業相互参観を2回、修了者に対するアンケートを19年度に1回実施し、法科大学院の教育内容と新司法試験との相関関係の検討、法文書作成能力の充実に向けたR&W授業等の改善、民事実務科目の実施の現状と課題の洗い出しなどをおこなった。また、教育改善WGと運営委員会による複数回の検討を経て、いわゆる1Lから2Lへの進級要件として、GPA制度を20年度から新たに実施することとした。

【法科大学院運営委員会・教育推進ワーキンググループ】

平成19年度、文科省「専門職大学院等教育推進プログラム」による神戸大学法科大学院の単独取組「総合法律教育に関する手法と教材の開発 - 法領域横断的な複合問題に対応できる法曹の養成 - 」が採択されたことに伴い、法科大学院運営委員会の中に教育推進ワーキンググループを設置し、上記取組を実施するための「総合法律教育センター」(事務局)の立ち上げ、運営のほか、国内外法科大学院における総合的な法律教育の実施状況等の視察、教育手法・教材開発の検討等を行った。

教育活動

1 法学部

(1) 学生の受入れ

(a) アドミッション・ポリシー

本学部は、国際的・先端的な研究・教育の拠点となることをめざす神戸大学全体の方針を受け、幅広い法学・政治学的素養を備え、高度な専門的要請に即応し得るような人材、および、国際的な領域において法学・政治学的知識を活かし活動し得る人材の育成を目標としている。そのために、専門教育に順応できるだけの一般的教養知識・思考能力を有する人材の確保を目的として、次のような学生を求めている。

社会科学特有の一般的教養知識を有することを前提に、日本語文章読解・表現能力、外国語の一般的知識、理論的かつ数理的思考能力を特に有する学生。

前記の能力を前提にし、広く専門的知識を修得する意欲に富む学生。

国際的な領域での活躍を希望し、幅広い視野を持ち、専門的知識を積極的に活かしていこうとする学生。

なお、こうしたアドミッション・ポリシーに関しては、全学のホームページ等を通じて広報し、周知をはかっている。

(b) 入試制度

本学部の入学者選抜は、以下のように、一般選別、第3年次編入学、外国人特別選抜の3種類に分けて実施されている。現行の入試制度の趣旨は、1) アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受け入れを行うこと、2) 留学生や編入学生の受け入れに関して、適切な対応を行うこと、3) 入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されることを確保すること、などにある。現在のところ、こうした現行入試制度が目指す趣旨は十分に達成され、入試の公平かつ円滑な実施体制が確保されている。

() 一般選抜

学部の一般選抜は、上記のアドミッション・ポリシーに沿って、以下のように、分離分割方式による前期日程と後期日程で実施されている。

昼間主コース前期日程：大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科及び配点は、国語(100)、数学(75)、外国語(100)及び社会・理科(3科目を選択、合計150点)であり、個別学力検査の教科及び配点は、国語(150)、数学(75)及び外国語(150)である。

昼間主コース後期日程：大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科及び配点は、国語(100)、数学(100)、外国語(100)及び社会・理科(3科目を選択、合計150点)であり、個別学力検査として小論文試験(250)を行っている。小論文は、資料を与えて800~1000字程度で論述させるもので、理解力、思考力、表現力を問うのがその狙いである。

前期、後期ともに、試験の成績(前期計800点満点、後期計700点満点)及び調査書の内容を総合して入学者の選抜が行われる。なお、出願者数が募集人員に対し、一定の倍率、前期約4.5倍、後期約7倍を越える場合には、2段階選抜を行う。

なお、夜間主コースについては、平成15年度を最後に入試が廃止され、新規学生の受け入れは行っていない。

() 第3年次編入学

平成 19 年より、選抜方式を一部変更し、英語については TOEFL あるいは TOEIC の得点を用いることにし、当該英語の得点と筆答試験（論文試験〔法学概論、一般教養〕）及び出身大学等の修得単位数・成績を総合して行う。

() 外国人特別選考

一定の出願資格を満たす外国人につき、日本語能力を試す作文と面接、成績証明書、及び日本語留学試験成績書等を総合して行う。

(c) 入学状況及び入試結果検証の体制

平成 18、19 年度における入学試験の定員、志願者数、入学者数は別表 1 に示した。実入学者数はほぼ定員数に一致する状況が続いており、入学定員を大幅に超える、あるいは下回る事態は生じていない。また、こうした学生受け入れ態勢がアドミッション・ポリシーに沿ったものであるか否かは、学部教務委員会等において適宜議論され、必要に応じて、その議論を入学者選抜方法の改善等に役立てる体制が確保されている。

別表1 学部志願者・入学者・卒業者数

学部（平成6年度より昼間主コース）

区分	入学定員	入学志願者数					入学者数			
昭和24年度	80	204					86			
" 25 "	"	323	(× 10)				90	(× 10)		
" 26 "	"	740	(× 29)	(11)			89	(× 5)	(11)	
" 27 "	"	612	(× 14)	(1)	(1)		89	(× 8)	(1)	(1)
" 28 "	"	764	(× 3)	(4)			88	(× 3)	(4)	
" 29 "	"	768	(6)				89	(2)		
" 30 "	"	776	(18)				91	(7)		
" 31 "	"	575	(12)				90	(6)		
" 32 "	"	545	(19)				84	(6)		
" 33 "	"	367	(16)				87	(6)		
" 34 "	"	1,765	(19)				94	(1)		
" 35 "	"	1,032	(18)				90			
" 36 "	"	636	(18)				87	(5)		
" 37 "	"	691	(22)				90	(5)		
" 38 "	"	818	(16)				95	(3)		
" 39 "	"	606	(18)				93	(2)		
" 40 "	"	773	(23)				92	(4)		
" 41 "	160	1,338	(21)				159	(1)		
" 42 "	"	899	(18)				159	(2)		
" 43 "	"	1,090	(10)				159			
" 44 "	"	1,019	(13)				158	(1)		

" 45 "	"	774	(× 1)	(22)			157	(× 1)	(2)	
" 46 "	"	563	(17)				156	(2)		
" 47 "	"	655	(× 1)	(13)			158	(× 1)	(1)	
" 48 "	175	628	(23)				170	(3)		
" 49 "	"	953	(20)				175	(2)		
" 50 "	"	896	(× 1)	(25)			172	(× 1)	(4)	
" 51 "	"	1,018	(23)				174	(3)		
" 52 "	"	1,085	(× 1)	(23)			171	(× 1)	(1)	
" 53 "	"	952	(20)				168	(3)		
" 54 "	"	744	(× 1)	(14)			174	(× 1)	(1)	
" 55 "	200	565	(× 1)	(11)			204	(× 1)	(3)	
" 56 "	"	631	(6)				200	(3)		
" 57 "	"	522	(× 3)	(8)	(1)		197	(× 3)	(2)	(1)
" 58 "	"	621	(× 1)	(10)			200	(× 1)	(3)	
" 59 "	"	518	(9)	(1)			200	(2)	(1)	
" 60 "	"	528	(16)				200	(4)		
" 61 "	"	552	(× 3)	(11)			198	(× 3)	(4)	
" 62 "	230	2,264	(15)	(1)			230	(3)		
" 63 "	"	1,069	(× 1)	(9)	(1)	(1)	230	(× 1)	(2)	(1)
平成元年度	"	1,043	(× 2)	(15)	(1)	(2)	230	(× 2)	(3)	(2)
" 2 "	"	1,193	(× 2)	(10)	(1)		230	(× 2)	(4)	(1)
" 3 "	"	981	(× 2)	(12)	(4)	(1)	230	(3)	(3)	(1)
" 4 "	"	1,201	(× 2)	(12)	(6)	(2)	238	(5)	(1)	(2)
" 5 "	"	1,041	(9)	(16)	(2)		236	(2)	(3)	(2)
" 6 "	250	1,078	(113)	(28)	(3)		256	(15)	(2)	(3)
" 7 "	240	1,442	(178)	(5)	(2)		242	(16)	(2)	(2)
" 8 "	240	1,098	(199)	(6)			244	(18)	(1)	
" 9 "	240	1,081	(154)	(1)	(2)		243	(20)	(1)	(2)
" 10 "	230	827	(188)	(5)	(1)		231	(17)	(1)	(1)
" 11 "	220	979	(182)	(7)	(2)		221	(17)	(3)	(2)
" 12 "	220	1,034	(199)	(8)	(2)		223	(17)	(1)	(2)
" 13 "	220	1,028	(209)	(8)	(1)		220	(16)		
" 14 "	220	1,135	(202)	(8)	(2)		220	(22)	(3)	(2)
" 15 "	220	1,056	(208)	(26)	(2)		223	(19)	(2)	(2)
" 16 "	200	1,019	(174)	(11)	(1)		182	(21)	(1)	(1)

" 17 "	200	842	(193)	(9)	(1)		189	(23)	(1)	(1)
" 18 "	200	1,152	(172)	(6)	(1)		183	(20)	(2)	(1)
" 19 "	200	970	(175)	(7)	(1)		189	(23)	(1)	(1)
" 20 "	200	924	(67)	(7)	(2)		187	(19)	(3)	(2)

()内は次の外数を示す。

× 転部 臨時編入者 転入学 学士入学 私費外国人学生 国費外国人学生 第3年次編入学

学部卒業生数

区分	昼間主コース	夜間主コース	第二課程
昭和27年度	78		
" 28 "	102		
" 29 "	93		
" 30 "	94		
" 31 "	91		
" 32 "	84		
" 33 "	94		
" 34 "	100		45
" 35 "	92		41
" 36 "	86		32
" 37 "	104		44
" 38 "	92		58
" 39 "	85		47
" 40 "	90		48
" 41 "	93		40
" 42 "	97		41
" 43 "	87		47
" 44 "	118		41
" 45 "	157		38
" 46 "	154		49
" 47 "	148		34
" 48 "	158		42
" 49 "	145		41
" 50 "	147		31
" 51 "	162		47
" 52 "	178		39
" 53 "	184		48
" 54 "	180		44

" 55 "	176		50
" 56 "	161		50
" 57 "	184		61
" 58 "	180		58
" 59 "	214		68
" 60 "	209		67
" 61 "	212		49
" 62 "	194		57
" 63 "	203		57
平成元年度	190		66
" 2 "	205		54
" 3 "	196		64
" 4 "	212		50
" 5 "	205		61
" 6 "	235		74
" 7 "	228		49
" 8 "	211		47
" 9 "	272	32	51
" 10 "	244	35	18
" 11 "	232	34	17
" 12 "	269	50	7
" 13 "	226	52	7
" 14 "	220	45	0
" 15 "	262	59	1
" 16 "	237	50	0
" 17 "	248	49	0
" 18 "	238	40	0
" 19 "	230	16	0
計	9,386	462	1,980

第二課程（平成6年度より夜間主コース）

区分	入学定員	入学志願者数					入学者数				
昭和30年度	80	738					75				
" 31 "	"	176					46				
" 32 "	"	125	(1)	(17)			43	(1)	(14)		
" 33 "	60	185	(20)	(1)	(× 1)		57	(7)	(× 1)		
" 34 "	"	207	(14)	(× 1)			57	(3)	(× 1)		
" 35 "	"	193	(14)				59	(7)			
" 36 "	"	191	(17)	(1)			58	(4)	(1)		
" 37 "	"	238	(19)				55	(7)			

" 38 "	"	209	(26)				53	(4)			
" 39 "	"	194	(13)	(× 1)			57	(4)	(× 1)		
" 40 "	"	177	(17)	(1)			57	(3)	(1)		
" 41 "		297	(29)				54	(1)			
" 42 "	"	214	(20)	(1)			54	(1)	(1)		
" 43 "	"	149	(18)	(1)			57	(1)	(1)		
" 44 "	"	204	(14)	(2)			55	(2)	(1)		
" 45 "	"	142	(15)	(1)	(× 1)		55	(1)	(1)	(× 1)	
" 46 "	"	128	(11)				58	(3)			
" 47 "	"	135	(31)				56	(8)			
" 48 "	"	271	(21)	(1)			56	(3)	(1)		
" 49 "	"	246	(29)	(× 1)			57	(6)	(× 1)		
" 50 "	"	267	(41)				48	(9)			
" 51 "	"	232	(25)				55	(4)			
" 52 "	"	238	(20)	(3)			53	(8)	(3)		
" 53 "	"	303	(18)				55	(4)			
" 54 "	"	173	(24)				52	(9)			
" 55 "	" (20)	175	(169)	(1)			54	(32)	(1)		
" 56 "	" (20)	167	(50)				52	(25)			
" 57 "	" (20)	144	(37)				47	(19)			
" 58 "	" (20)	141	(41)				60	(23)			
" 59 "	" (20)	147	(31)				60	(17)			
" 60 "	" (20)	160	(41)	(1)	(× 1)		59	(27)	(1)	(× 1)	
" 61 "	" (20)	136	(24)				60	(17)			
" 62 "	" (20)	316	(37)				60	(18)			
" 63 "	" (20)	249	(22)				62	(16)			
平成元年度	" (20)	156	(21)	(1)			60	(17)	(1)		
" 2 "	" (20)	293	(28)				65	(19)			
" 3 "	" (20)	210	(29)				60	(16)			
" 4 "	" (20)	147	(23)				66	(16)			
" 5 "	" (20)	206	(31)				60	(18)			
" 6 "	40(20)	183	(32)	(1)			40	(17)	(1)		
" 7 "	" (20)	244	(63)				40	(18)			
" 8 "	" (20)	156	(52)				40	(21)			
" 9 "	" (20)	118	(49)				41	(19)			
" 10 "	" (20)	127	(43)				40	(21)			
" 11 "	" (20)	126	(51)				43	(17)			
" 12 "	" (20)	132	(32)				42	(22)			
" 13 "	" (20)	109	(47)				40	(20)			
" 14 "	" (20)	142	(46)				42	(20)			

" 15 "	" (20)	155	(39)				42	(18)			
--------	---------	-----	-------	--	--	--	----	-------	--	--	--

()内は次の外数を示す。

編入学 学士入学 再入学 ×転部

(2) 教育内容および方法

(a) 平成18年度よりのカリキュラムの一部修正

専門職大学院としての法科大学院のスタートに伴い、平成16年度より、法学部は、法科大学院時代の学部のあり方として、専門に特化するだけでなく、できるかぎり社会の中での法の機能や役割を中心に教育していけるよう、新たなカリキュラムを導入することになった。但し、平成18年度より、全学での大学教育研究センターの大学教育推進機構への改組・変更に伴い、全学共通教育科目の履修形態が大幅に変更になったことにより、1年次での科目展開の修正を余儀なくされたため、従来の理念を可能な限り活かす方途で一部修正を行った。学生は、学部での教育を修了するために、全学共通授業科目から31単位以上、専門科目から96単位以上、合計127単位以上を取得することが必要である。

平成18年度より変更された全学共通授業科目は、教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学等からなり、1年次から履修することとなっている。

全学共通授業科目は、教養部制度の廃止(平成4年度)に伴って導入され、従来の一般教育科目に相当するものであるが、その実施については平成18年度より大学教育推進機構全学共通教育部が当たる。同共通教育部の下に、各学部にも所属する教官の中から選出された者がそれぞれの教育部会に属して全学共通授業科目の授業を担当している。

専門科目は、4年間の専門科目一貫教育という見地から分野や授業内容を考慮して1年次から4年次まで学年配当が定められている。とりわけ低学年時における専門科目については、平成4年度から専門科目へ導入するための科目が設けられたが、平成6年度からは基礎ゼミの開講数を増やすなど、よりいっそうの充実を図っていたところであるが、平成16年度からは、新たにカリキュラムを改訂し、1年次には専門科目を修得するための転換教育を目指した科目、専門各分野での基本的な知識・考え方を修得するための科目を配置することで、より段階的な専門教育の実現を目指しており、平成18年度以降の一部修正でも上記の理念は活かされている。

平成16年度よりの新カリキュラムでは、専門科目の履修について法律コース、企業・行政コース、政治・国際コースの3つの履修コース制が採られており、学生は、3年次前期にいずれの履修コースに所属するかを選択することになる。履修コースそれぞれにつき一定の分野からどれだけの単位数を修得すべきかが定められており、緩やかな選択必修制となっているが、履修コースの変更は各学期ごとに可能であり、所定の要件も履修のガイダンス的性格が少なからず存在する。

専門科目に必要な卒業単位には、他学部の一定の専門科目、とりわけ経済学部・経営学部の専門科目の単位を20単位まで算入することができ、法学・政治学と密接に関連する隣接諸科学の専門科目履修にも配慮がなされているが、とくに、上記履修コースのうち、法律コースおよび企業・行政コースについては、経済学部・経営学部の専門科目から4単位を、政治・国際コースについては6単位を修得することが卒業要件となっている。

なお、平成18年度より一部修正を行ったカリキュラムの概要は、各学年次の科目履修体系のあらまし(別表2)を参照いただきたい。

この他に、平成14年よりインターンシップが全学での実施要項に従って実施されている。また、平成13年度より1年間に履修登録できる単位数の上限を45単位とするいわゆるキャップ制が導入され、また、入学前に他大学で修得した単位については、既修得単位として教授会の議を経て最大60単位まで認定できることになっている。

なお、第3年次編入については、平成6年度から試行的にかなりの数の生徒数を受け入れ、平成8年度からは20名の定員で学生を受け入れている。これにより入学する編入学生については、全学共通授業科目の履修を不要とし、専門科目については1年次からの入学生と同様に、96単位の修得を卒

業要件としている。

夜間主コースについては、平成 14 年度より廃止（入学者受入れ中止）された後、平成 16 年度までは従来通り、それ以後は一定の講義の展開の縮小を経て、在学生を対象とする教育が行われている。

（b）学部の講義・演習

平成 16 年度以降の学部の講義・演習等は別表で示すとおりである。学生には、毎年詳細な講義要綱・シラバスが配布され、またガイダンスが行われている。なお、講義シラバスについては、平成 19 年度よりホームページでの公開も行われ、そこからも情報を入手できるようになっている。

なお、教養部制廃止に伴い、一年生から専門教育を行うことの必要性と可能性とが増大しているが、従来の専門科目の低学年への移行のみでは効率的な学習は望みえないであろう。そこで本学部では、平成 16 年度から、1 年生の前期に高等学校までの教育内容から法学専門教育を受けるための転換教育の 1 つの手法として、少人数教育の一環としての法政基礎演習を、さらに後期では 1 年次演習をそれぞれ開講することで、学生には普通教育から高等専門教育過程としての法学専門教育への移行をスムーズに行えるようにした。但し、平成 18 年度からの大学教育推進機構全学共通教育部への改組・設置に伴い、全学共通教育での履修形態が学部入学後の早い時期に集中的に行うことが意図され、1 年次に多くの全学共通教育科目が展開され、また、平成 13 年度より実施されているキャップ制との関係で、1 年次および 2 年次前期での少人数教育に一定の修正を余儀なくされ、平成 18 年度より法政基礎演習を廃止し、法政基礎演習および 1 年次演習の理念を活かした 1 年次ゼミを開設することとし、2 年生前期に実定法入門演習を廃止する代わりに、1 年生後期で講義が終了する憲法に対応する少人数科目である、憲法基礎演習を展開するという変更を行っている。また、専門の講義科目として、1 年生前期には 4 つの法学・政治学の専門分野に応じた入門科目を開講することで、それぞれの分野の基本的な知識・考え方を学生に修得させるようにしている。

なお、一年生向けの大教室講義に際しては、受講生の理解を補うための「教育助手」的な存在が望まれるが、これに対して、平成 7 年度より本学大学院法学研究科生によるティーチング・アシスタント制度が導入された。なお、ティーチング・アシスタント制度は、その後、他の専門科目の講義においても、導入が図られてきている。

また、講義室にオーディオ・ビジュアル機器を設置し、学生の講義理解の助けになるようその積極的利用を図ってきた。

専門教育の展開については以下の通りになる。1 年生後期から、基本法律科目 A（基本三法）・基礎法科目・政治・国際関係論科目で基礎的な科目からの専門教育が本格的に始まる。2 年生前期からは、さらに基本法律科目 B（基本七法）の講義科目が始まると同時に、基礎法としての各国法や法社会学、さらには国際法といった専門科目の講義が展開される。さらに、2 年生後期からは、従来の専門型の法学科目としてではなく、より一般化した内容での総合法律科目が展開される。また、できる限り全ての学年を通じて、少人数教育の充実のために、社会分析基礎演習、基本科目についての基礎演習・応用演習を、従来通りの 3・4 年次演習と共に展開し、政治系科目については応用研究の形で実施している。以上の各学年前期・後期での履修体系のあらまし、平成 19 年度入学生までを対象として各学年で展開されている講義科目・演習等の説明は、下記別表 2 および 3 の通りである。

別表2 履修体系の説明

開講学期	科目名	説明
1 年前期	1 年次演習	社会で実際に生じている問題等を題材に、資料を読み、問題点を整理し、レポートを書き、授業の場で議論する。なお、同時に、実定法学、基礎法学、政治学の各分野についての基本的な考え方も学ぶ。少人数のクラスを複数開講。
	入門科目	実定法学、法社会学、基礎法学、政治学の各分野についての基本的な知識や思考方法について学ぶ、法学部での入門講義科

		目。
1 年後期以降	政治・国際関係論科目	日本や外国の政治および国際関係について、理論・歴史・比較・実証等のさまざまな視点から学ぶ。
	基本法律科目	憲法・民法・刑法・商法・行政法・刑事訴訟法・民事訴訟法という基本的な法分野について学ぶ。
	基礎法科目	法の歴史や思想、外国の法等について学ぶ。
	法社会学科目	法現象を社会的に分析することを学ぶ。
	国際法科目	国家間の法的関係、国際紛争や国際機構に関する法等について学ぶ。
2 年前期	憲法基礎演習	1 年次に開講される法学専門講義科目の憲法の知識を定着させるために基本的な内容を再度確認するための少人数科目。
	社会分析基礎演習	政治学、基礎法、法社会学の各分野の基礎的な内容を問題演習や質疑応答の方法で扱う。
2 年後期以降	基礎演習	基本法律科目の履修を前提に、民法・刑事法(刑法・刑訴法)・商法・行政法・民訴法の基本的な内容をゼミ形式で確認する。
	総合法律科目	消費生活と法・雇用と法・福祉と法・知的財産と法等、多数を開講。社会における法の役割を多様な角度から学ぶ。
3 年前期以降	応用研究科目	政治・国際関係論科目の履修を前提に、国際政治・政治学・政治過程論・比較政治について少人数の授業で応用的な検討を行う。
3 年後期以降	応用演習	基礎演習の履修を前提に、各科目の応用的な内容をゼミ形式で確認する。
3 年次及び 4 年次	外国書講読	外国語の専門的な文献を講読する。
3 年次及び 4 年次	3・4 年次演習	法学・政治学のさまざまな分野について開講。少人数のゼミ形式で授業を行う。
1 年次以降	全学共通授業科目	教養原論、外国語等を学ぶ。
2 年後期以降	他学部科目	経済学部・経営学部等の他学部の専門科目。

別表3 年次別科目配当

授業科目群	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入門科目	実定法入門 (2) 基礎法入門 (2) 法社会学入門 (2) 現代政治入門 (2)							
基本法律科目 A		憲法(4) 民法 A(4)	民法 B(4) 刑法(4)					
基本法律科目 B				民法 C(4) 行政法 A(4)	商法 A(4) 行政法 B(2)	商法 B(2)		

					刑事訴訟法 (4) 民事訴訟法 (4)			
総合法律科目				消費生活と 法(2) 福祉と法(2) 環境保護と 法(2)	現代の法哲 学(2) 倒産と法(2) 雇用と法(2) 知的財産と 法(2) 国際通商と 法(2)	市場と法(2) 消費生活と 法(2) 福祉と法(2) 税制と法(2) 環境保護と 法(2) 国際生活と 法(2)	現代の法哲 学(2) 倒産と法(2) 雇用と法(2) 知的財産と 法(2) 国際通商と 法(2)	市場と法 (2) 消費生活と 法(2) 福祉と法 (2) 税制と法 (2) 環境保護と 法(2) 国際生活と 法(2)
基礎法科目			日本法史(4) 英米法(4) ロシア法(4)	法哲学(4) 西洋法史(4) 中国法(4) 社会科学原 理(2)	日本法史(4) 英米法(4) ロシア法(4)	法哲学(4) 西洋法史(4) 中国法(4) 社会科学原 理(2)	日本法史(4) 英米法(4) ロシア法(4)	法哲学(4) 西 洋 法 史 (4) 中国法(4) 社会科学原 理(2)
法社会学科 目			法社会学概 論(4)		法社会学概 論(4)	応用法社会 学(2)	法社会学概 論(4)	応用法社会 学(2)
国際法科目			国際法概論 (2)		国際機構法 (2)	国際紛争と 法(2)	国際機構法 (2)	国際紛争と 法(2)
政治・国際関 係論科目		現代外交論 (4) 政治過程論 (4)	国際関係史 (4) 日本政治史 (4) 政治文化論 (4)	現代外交論 (4) 政治過程論 (4) 行政学(4) 国際関係論 (4) 西洋政治史 (4) 政治データ 分析(2)	国際関係史 (4) 日本政治史 (4) 政治学(4) 政治文化論 (4)	行政学(4) 国際関係論 (4) 西洋政治史 (4) 政治データ 分析(2)		
応用研究科目					国際政治応 用研究(2) 政治理論応 用研究(2) 日本政治応 用研究(2) 比較政治応 用研究(2)	国際政治応 用研究(2) 政治理論応 用研究(2) 日本政治応 用研究(2) 比較政治応 用研究(2)	国際政治応 用研究(2) 政治理論応 用研究(2) 日本政治応 用研究(2) 比較政治応 用研究(2)	国際政治応 用研究(2) 政治理論応 用研究(2) 日本政治応 用研究(2) 比較政治応 用研究(2)
演習科目	1 年次演習 (2)		憲法基礎演 習(2) 社会分析基	民法基礎演 習I(2)	民法基礎演 習II(2)	刑事法基礎 演習II(2)	商法基礎演 習(2)	憲法応用演 習(2) 行政法応用

			礎演習(2)		演習 I(2) 3・4 年次演習 (2)	演習 憲法応用演 習(2) 民法応用演 習(2) 刑事法応用 演習(2) 3・4 年次演習 (2)	基礎演習(2) 行政法応用 演習(2) 民法応用演 習(2) 3・4 年次演 習(2)	演習(2) 民法応用演 習(2) 商法応用演 習(2) 民事訴訟法 応用演習 (2) 刑事法応用 演習(2) 3・4 年次演 習(2)
外国書講読科 目					外国書講読 (英書)(2) 外国書講読 (独書)(2) 外国書講読 (仏書)(2) 外国書講 読(露書)(2) (は臨時開 講科目)	外国書講読 (英書)(2) 外国書講読 (独書)(2) 外国書講読 (仏書)(2) 外国書講 読(露書)(2) (は臨時開 講科目)	外国書講読 (英書)(2) 外国書講読 (独書)(2) 外国書講読 (仏書)(2) 外国書講 読(露書)(2) (は臨時開 講科目)	外国書講読 (英書)(2) 外国書講読 (独書)(2) 外国書講読 (仏書)(2) 外国書講 読 (露 書)(2) (は臨時開 講科目)
関連科目	経済学部・経営学部の専門科目							

(備 考) 科目名のあとの () 内の数字は単位数を示す。

(参考) なお、以上のカリキュラムについては、施行後の経験・反省を踏まえ、平成 18 年度より見直しを行った結果、平成 19 年度中に学部規則を改正し、平成 20 年度入学生から、これに一部修正を施した新たなカリキュラムを施行している。その主たる目的は、基本的知識の獲得・定着・深化、あるいはその発展的展開を可能にする科目間の有機的結合を実現することにある。具体的には、たとえば、一方において、法律系の講義科目を量的に拡大することにより、とりわけ基本法律科目に関する基礎的知識を必要十分に伝達することに配慮しながら、他方で、「基礎演習」および「応用演習」の 2 系統が存在していた後年次の少人数科目を、「応用法律科目」に再編したことが挙げられる。

(3) 教育の成果

本学部は、アドミッション・ポリシーに示された教育目的との関係で、履修効果をより高めるための方策として、履修コース制を採用している。卒業生の進路としては、平成 16 年度に開設された法科大学院をはじめとする大学院に進学する者の数は相当の規模に達しているが、依然として、産業界や官公庁に進む者も一定の割合を占めている(別表 4)。このような多様なニーズを見据えつつ、最適の履修計画を立てることができるよう、法律コース、企業・行政コース、政治・国際コースという 3 つの履修コースを設け、学生はそのいずれかを選択すべきものとしている。また、各コースにおいて提供される講義科目については、学部教務委員会において定期的に検証され、必要に応じて見直す体制がとられている。卒業後の進路、授業評価結果などから判断する限り、これまでのところ、この履修コース制は十分な成果をあげてきたものと考えられる(別表 5)。そして、平成 20 年 6 月に実施した企業・官公庁向けアンケートの集計結果に示される、本学部の出身者に対する採用側の評価も、概

ね良好ということが出来る（別表6）。ただし、企業・官公庁向けアンケートについては、特定大学出身者の評価を述べることはできないとの回答も多く、今後の実施については検討が必要である。

なお、本学部においては、かつて司法試験をはじめとする資格試験受験のため、休学ないし留年するものが伝統的に多かったということが出来るが、法科大学院制度の発足を一つの契機として、減少傾向が認められる（別表7）。

別表4 進路一覧表（平成18年度・19年度卒業生）

分類	企業名等	18年度	19年度
進学	大学院（法科大学院を除く）	14	10
	法科大学院	29	29
食品	味の素	1	
	日本たばこ産業(JT)	1	
	麒麟ビール		1
	青木松風庵		1
建設	大和ハウス工業	1	1
	清水ハウス	1	
	きんでん	1	
	生和建設		1
	大林組		1
化学・製薬・化粧品	日本触媒	1	
	住友化学	1	1
	三菱化学	1	
	三井化学	1	
	クレハ	1	
	P&G	1	
	ノエビア	1	
	トクヤマ		1
	資生堂		1
	東ソー		1
	住友ゴム工業		1
	エーザイ		1
	化学・製薬・化粧品	グンゼ	1
太陽繊維		1	
東レ			1
帝人			1
印刷・同関連業	廣済堂	1	
	中央出版	1	
鉄鋼・非鉄金属	日本新金属	1	
	住友電気工業		1
	神戸製鋼所		2
	サンキン		1
	日本製鋼所		1
	いけうち		1
電気・情報通信・機械器具	日立製作所	1	1
	三菱電機		1
	松下電器産業		2
	松下電工	1	

	シャープ	1	3
	日本 AE パワーシステム		1
	ブラザー工業	1	
	日本ユニシス	1	
	古野電気	2	
	コベルコシステム	1	
	三浦工業	1	
	三菱電機	1	
電子部品	村田製作所		1
	安川電機	1	
	日本電産		1
一般機械器具	コマツ	1	
	ダイキン工業	1	
	新キャタピラー三菱		3
精密機械器具製造業	キヤノン	1	1
	住友精密工業		1
	ニプロ		1
輸送用機械器具製造業	デンソー	1	
	三菱重工業	1	3
	エクセディ	1	
	トヨタ自動車		1
	アイシン精機		1
	尾道造船		1
	今治造船		1
	NOK		1
	川崎重工		1
その他製造業	新日本工機	1	
エネルギー	関西電力	3	1
	中国電力	2	1
	北陸電力		1
	大阪ガス		1
情報通信	NTT データ	1	2
	NTT 西日本	2	1
	NTT コミュニケーションズ	1	
	NTT コムウェア	1	
	インテック	1	
	日立ソフトウェアエンジニアリング	1	
	T&D 情報システム	1	
	両備システムズ	1	
	日本総合研究所	1	
	UFJ 日立システムズ	1	
	明治安田システム・テクノロジー	1	
	日本トラスティ情報システム	1	
	日本システム技術	1	
	アドクリエーション		1
	プロトコーポレーション		1
	ワレド		1
倉庫・運輸業	近畿日本鉄道	1	

	西日本鉄道	1	
	京阪電鉄		1
	九州旅客鉄道		1
	日本航空インターナショナル	1	
	ユナイテッド航空		1
	エムケイ	1	
	神戸エムケイ		1
	丸一海運		1
	住友倉庫	1	1
	三井倉庫		1
	日立物流		1
卸売・小売業・商業	高島屋	1	1
	丸紅	1	
	前多	1	
	八洲電機	1	
	日本紙パルプ商事	1	
	マルハチ	1	
	中部ワッツ	1	
	パル	1	
	伊藤忠商事		3
	ダスキン		1
	コープこうべ		1
	金融・保険業	みずほ銀行	1
みずほフィナンシャルグループ			1
みずほ信託銀行			1
三井住友銀行		3	5
りそな銀行		1	
京都銀行		2	
滋賀銀行		1	
福井銀行			1
北陸銀行			1
住友信託銀行		2	1
中央三井信託銀行		1	
日本生命保険		1	3
第一生命保険			1
住友生命保険			1
東京海上日動火災保険			3
三井住友海上火災保険		1	
かんぽ生命保険			1
ニュートン フィナンシャル コンサルティング		1	
三菱東京 UFJ 銀行		2	2
三菱 UFJ 信託銀行		1	
コスモ証券		1	
大和証券		2	
いちよし証券			1
SMBC フレンド証券			1
オリックス			1
SFCG			1
損害保険リサーチ			1

	伊予銀行	1	
	泉州銀行	1	
	愛媛銀行	1	
	但馬銀行	1	
	山陰合同銀行	1	
	広島銀行		1
	池田銀行		1
	阿波銀行		1
	国民生活金融公庫	1	1
	商工組合中央金庫	1	
	九州労働金庫	1	
不動産業	パレックス	1	
	共立メンテナンス	1	
	住友不動産販売	2	
	豊和開発	1	
	みずほ信不動産販売		1
	三井不動産		1
	フジ住宅		1
	レオパレス		1
医療・福祉	幸	1	
	SMS		1
	その他	1	
その他サービス	西日本高速道路	1	
	司法研修所	3	1
	大阪シティ法律事務所	1	
	第一法律事務所	1	
	インテリジェンス	1	1
	Recruit Media Communications	1	
	イード	1	
	クリーク・アンド・リバー社	1	
	曹洞宗金剛山海蔵寺	1	
	大和工商リース	1	
	トラスト・アド	1	
	宇田マネジメント	1	
	司法通訳	1	
	司法書士実務研修	1	
	あずさ監査法人		1
	ひかり司法書士事務所		1
	坂東法律事務所		1
	司法書士法人なには合同		1
	ベンチャー・リンク		1
	弁護士法人サリュ		1
	監査法人トーマス		1
	シイエム・シイ		1
	エス・エム・エス		1
	テイクアンドギヴニース		1
	インテージ		1
	鉄道建設・運輸整備機構		1
	都市再生機構		1

教育関連	斗満学院	1	
	進学塾キャンパス	1	
	ワークアカデミー	1	
	日本公文教育研究会		1
	奈良先端科学技術大学院大学	1	
	近畿大学		
	琉球大学		1
	大阪医科大学		1
公務他	近畿財務局	2	
	造幣局	1	
	総務省	1	1
	近畿管区行政評価局		2
	外務省	1	
	世田谷区役所	1	
	尼崎市役所		1
	宇部市役所	1	
	東京高等裁判所		1
	大阪高等裁判所		1
	大阪地方裁判所	3	1
	大阪家庭裁判所		1
	裁判所事務官	1	
	近畿管区矯正局		1
	少年鑑別所		1
	奈良地方検察庁		1
	大阪国税局	1	
	東京国税局	2	
	関東信越国税局		1
	高松国税局		1
	大津市役所	1	
	茨木市役所	1	
	吹田市役所		1
	豊中市役所		1
	堺市役所		1
	西宮市役所		1
	三木市役所		1
	神戸市役所	3	
	神戸市消防局	1	
	広島市役所		1
	大阪府庁	1	
	大阪府警		1
	神戸地方裁判所		4
	神戸地方検察庁	1	1
	岐阜県庁		1
	富山県庁	1	1
	愛知県庁	1	
	愛知県警	1	
	徳島県庁	1	1
	島根県庁	1	
沖縄県庁	1		

	兵庫県庁	3	
	奈良県庁		1
	和歌山県庁		1
	岡山県庁	1	
	岡山県警	1	
	近畿公安調査局	1	
	海上自衛隊	1	
	陸上自衛隊		1
備考	神戸大学からの旧司法試験合格者	10	3

就職先不明者・未定者を除く

別表5 授業評価アンケート集計結果

(1) 平成18年度前期

(学部) 回答率45%

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	4.83	4.57	4.63	4.89	4.45	4.75	4.75	4.50	5.00
最低値	2.74	2.58	3.34	2.96	2.91	1.92	3.10	2.71	2.96
平均値	3.95	3.46	4.13	4.05	3.52	3.68	3.78	3.49	3.97

理解工夫	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	平均
4.87	4.78	4.58	4.75	4.87	4.75	4.73
2.71	2.87	2.49	2.85	3.04	2.61	2.79
3.82	4.11	3.71	4.01	4.05	3.90	3.84

(2) 平成18年度後期

(学部) 回答率41%

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	4.90	4.40	4.85	5.00	4.15	4.50	4.80	4.60	5.00
最低値	2.00	2.42	2.76	3.17	2.69	2.84	3.28	2.63	3.36
平均値	3.81	3.33	3.93	4.05	3.38	3.77	3.95	3.50	4.12

理解工夫	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	平均
4.90	4.90	4.70	5.00	5.00	4.90	4.77
2.76	3.48	2.23	2.85	3.22	3.11	2.85
3.82	4.16	3.69	4.07	4.10	3.87	3.84

(3)平成19年度前期

(学部) 回答率50%

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	4.88	4.50	50..	4.88	4.50	4.33	5.00	4.63	5.00
最低値	2.88	2.25	3.43	2.82	2.50	2.84	3.35	2.65	3.25
平均値	3.91	3.43	4.06	3.98	3.53	3.74	3.85	3.49	3.92

理解工夫	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	平均
4.88	5.00	4.67	5.00	5.00	5.00	4.82
2.88	3.16	2.42	2.98	3.16	2.76	2.89
3.84	4.10	3.71	4.00	3.99	3.79	3.82

(4)平成19年度後期

(学部) 回答率52%

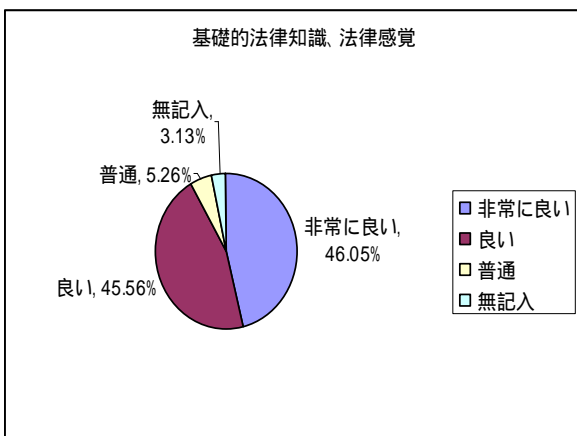
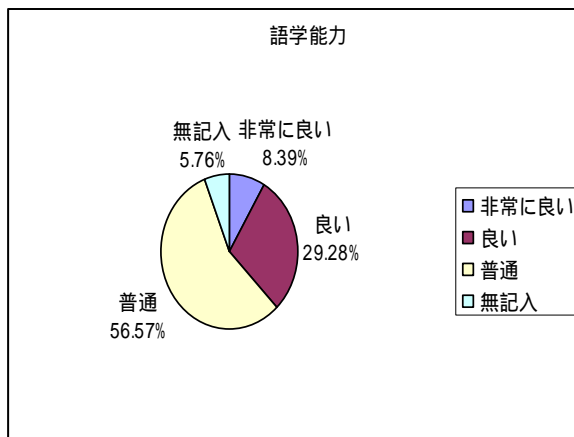
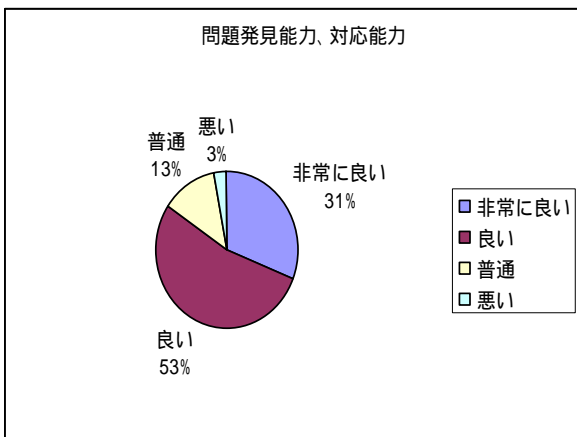
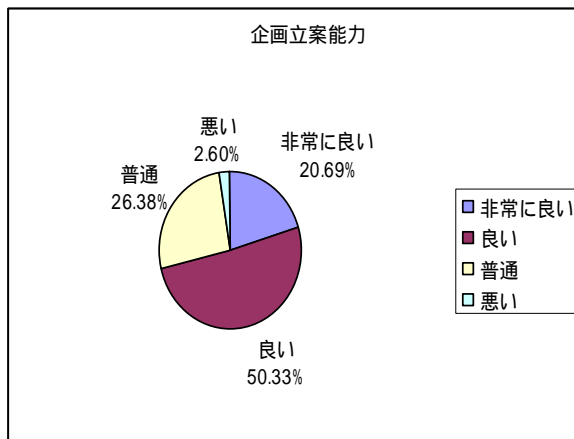
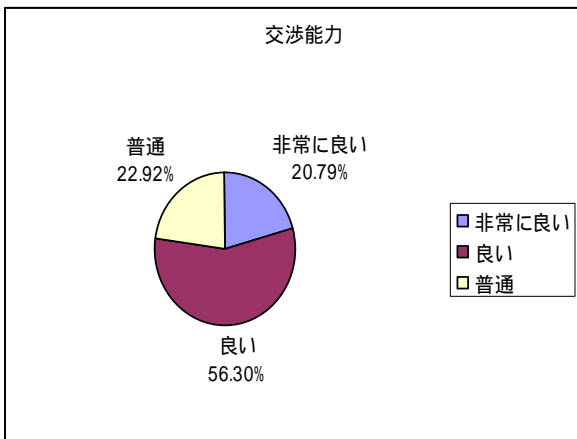
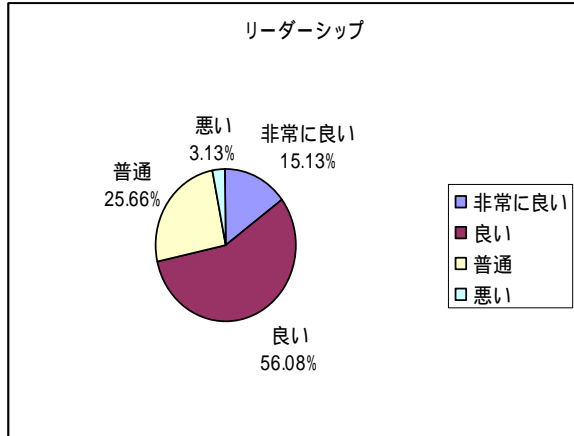
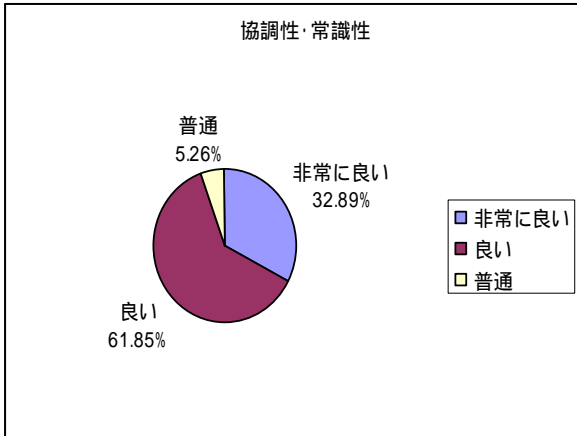
項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	4.81	5.00	5.00	4.50	5.00	5.00	4.80	5.00
最低値	2.43	2.15	2.89	2.83	2.64	2.70	3.15	2.73	3.32
平均値	4.10	3.57	4.04	4.16	3.65	3.95	4.02	3.73	4.24

理解工夫	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	平均
4.93	5.00	4.80	5.00	5.00	4.82	4.91
2.88	3.18	2.48	2.68	3.02	3.13	2.81
4.04	4.26	3.91	4.21	4.24	4.11	4.01

別表6(1) 就職先アンケート集計結果表

企業		
発送数	169	(回答不可の返事あり)
返信数	17	
回答数	16	
自治体		
発送数	93	(回答不可の返事あり)
返信数	33	
回答数	19	
全体(合計)		
発送数	262	
返信数	50	
回答数	35	

別表6(2)就職先アンケート集計結果グラフ



別表7(1) 休学者数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
昼間主コース	43	41	31
夜間主コース	12	5	3
計	55	46	34

別表7(2) 最低在学年限超過学生数（編入学生を除く）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
昼間主コース	112	110	69
夜間主コース	36	34	14
計	148	144	83

（４）学生支援

（a）学生支援の体制

本学部においては、学習を進めるにあたって、適切な科目履修が行われることを確保するため、新入生及び2回生の4月段階でガイダンスを行っている。留学生・編入生については、それぞれ入学時の4月段階でガイダンスを実施しているほか、とくに留学生支援を目的とするチューター制度を設け、学習面のみならず生活面においても、大きな困難なく大学生活を送れるよう配慮している。留学生担当講師は、大学院留学生を主な対象とする相談窓口となっているが、学部留学生の相談にも適宜応じる態勢をとっている。その他、学生が直面しうる様々な問題については、所属ゼミの指導教員、学生委員会と教務係が共同して適宜対処することとしている。

科目ごとの学習に関わる相談については、オフィス・アワーを設定し、担当教員が直接に学生と面談して対処することとしている。オフィス・アワーの設定は科目によって異なるが、それぞれシラバスにおいて明示されている。また、平成7年度よりティーチング・アシスタント制度が導入され、法学研究科大学院生が学部講義の補助を行うことによって、大教室での講義でも、よりきめ細かな学習指導が可能となった。

これらにより、学習支援に関する学生のニーズは概ね適切に把握されているといえることができる。

（b）自主的学習環境の整備

法学部学生の自主的学習のための場としては社会科学系図書館、法学部資料室があり、このほかグループ討論などの場として、演習室が活用されている。

学生がパソコンを自由に利用できる場所としては、六甲台電算機室（情報処理教室：マッキントッシュ146台、ウィンドウズ40台、計286台）、国際協力研究科棟内の情報処理演習室（マッキントッシュ52台）があるほか、社会科学系図書館内のパソコンでもインターネット検索が可能である。法学部資料室のパソコンからは法律・政治関係のデータベース検索が可能であり、これらの研究学習資源については、文献資料の探し方に関する解説とともに、法学部ホームページ[<http://www.law.kobe-u.ac.jp/research.htm>]から容易にアクセスできるよう配慮されている。

法学部学生による課外活動としては法律相談部があり、一般市民向けの法律相談を定期的に行っているほか、毎夏、地方での移動法律相談を実施しており、これには法学部からの支援を得て法学部教員が同行している。このほか、アジアカップ国際法模擬裁判、ジェサップ国際法模擬裁判への参加を希望する学生に対し、「社会問題自主研究」という講義科目（2単位）のなかで、国際法担当の教員が指導を行うという試みもなされている[<http://www.kobe-u.ac.jp/ilaw/ja/class.html>]。

(c) 学園祭

神戸大学においては、全学的な学園祭である「六甲祭」が毎年11月に開催されている。そこでは、六甲祭実行委員会が中心になって様々な企画を準備し、学生の学術・文化活動の発表や教育・スポーツ活動などの相互交流の場となっている。平成18年度は、11月11日(土)から12日(日)、平成19年度は11月10日(土)から11日(日)にかけて開催された。

(d) 保健管理センター

本部棟1階にあり、医師やカウンセラーが常駐し、定期検診や学生の健康上の相談に応じている。

(e) セクシャル・ハラスメント相談窓口

セクシャル・ハラスメントに関する事項については、セクシャル・ハラスメント相談員が相談窓口となって対応している。相談員の連絡先等については、常備された広報パンフレットに記載しているほか、ガイダンス等においても重ねてアナウンスすることにより、学生への周知徹底が図られている。

(f) 就職指導

学生の就職支援については、全学において、平成17年度に就職支援ワーキンググループを設置し、大学としての就職支援のあり方について検討したのち、その結果を学長に報告した。その活動は、学生委員協議会のメンバーを中心とする就職支援専門委員会に引き継がれ、今日に至っている。

法学部・法学研究科においては、教務係が就職担当窓口として学生からの相談に適宜応じているが、そのほか、学生が利用可能な就職支援のための窓口として下記のものがあり、これらについては、神戸大学のホームページ[<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/employment/index.htm>]上で情報を得ることができる。

・学務部就職支援室 鶴甲第1キャンパスA棟1階の学生センター内にあり、就職相談員が常駐し、パソコンや各種就職情報誌を備えて就職情報を提供するほか、就職相談にも応じている。なお、各年度には20回から25回の就職セミナーも実施されている。

・六甲台就職情報センター(三木記念館2階) 2005年5月に、六甲台地区4部局(法、経済、経営、国際協力研究科)の同窓会組織である「凌霜会」の支援を得て、三木記念館2階にオープンした。ここには、商社、銀行、メーカーなどで勤務した経験をもつ凌霜会OBが就職相談員として交代で常駐しており、パソコンや各種就職情報誌を備えて、就職情報の提供、就職相談を行っている。

・神戸大学東京オフィス 東京丸の内、帝劇ビル地下の「東京凌霜クラブ」内にある。就職相談員が常駐し、パソコンの利用、就職情報や就職相談などを提供することにより、東京での神戸大学生の就職活動をサポートしている。

・神戸大学生協 企業見学会などを開催しているほか、ホームページ(<http://seagull.coop.kobe-u.ac.jp/recruit/index.html>)を通して、神戸大学内で開かれる各種就職セミナーなどのイベントをカレンダーに整理し、学生の就職活動をサポートしている。

・ゼミ幹事会による就職セミナー 法・経済・経営3学部のゼミ幹事会の主催する就職セミナーも活発に行われており、これらの概要については、上記神戸大学生協のホームページで知ることができる。

(g) 生活支援

授業料は学部・大学院とも年額535,800円(夜間主コースは267,900円、法学研究科[専門職]大学院は804,000円)であるが、経済支援の必要性が高い学生は、授業料の免除を申請することができる。

る。授業料免除は、当該年度の授業料収入予定額の5.8%以内で大学が決定するという基準に従い、申請者の経済状況・成績等を考慮して、学期ごとに全学で統一的に決定しており、留学生か否かは区別されないが、免除認容率は一般に前者の方が高い。法学部・法学研究科学生の授業料免除受給者数は別表8の通りである。そのほか、学生は、日本学生支援機構を中心とする各種奨学金の受給を申請することができる（別表9および10）。

自宅から通学できない学生は、一般賃貸住宅のほか、別表11のような寄宿舍を利用することができる。

別表8 法学部・法学研究科学生の授業料免除者数

平成19年度前期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部（昼間主）	60	38	5
法学部（夜間主）			
法学研究科（前期）	16	9	2
法学研究科（専門職）	40	13	7
法学研究科（後期）	6	1	4

平成19年度後期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部（昼間主）	58	39	5
法学部（夜間主）			
法学研究科（前期）	16	8	6
法学研究科（専門職）	33	15	8
法学研究科（後期）	6	2	4

別表9 平成19年度日本学生支援機構奨学生数一覧

種別	通学区分	貸与金額	法学部昼間主コース		法学部夜間主コース		法学研究科博士前期課程		法学研究科博士後期課程		法科大学院		合計	
			貸与	停止	貸与	停止	貸与	停止	貸与	停止	貸与	停止	貸与	停止
第1種	自宅	44,000	15										15	0
		45,000	29										29	0
	自宅外	50,000	30	2									30	2
		51,000	65	1									65	1
		48,000			1								1	0
		88,000					8				63		71	0
121,000								1			0	1		
122,000								11	1		11	1		
第2種		30,000	18	1								18	1	
		50,000	74							14		88	0	
		80,000	26	1						25		51	1	

	100,000	40	2		1						13		53	3
	130,000										11		11	0
	170,000										1		1	0
	200,000										16		16	0
	300,000	4						1					5	0
計		30 1	7	1	1	8	0	12	2	143	0	465	10	

別表10 平成19年度地方奨学金奨学生一覧

奨学財団	支給区分	金額	学部 昼間主 コース	学部 夜間主 コース	博士前期課程	博士後期課程	法科 大学院
森下育英会	給与	18,000	1				
みなと銀行育英会	給与	50,000	2				
小森記念財団	給与	30,000	1				
木下記念事業団	給与	50,000	2				
日本通運育英会	貸与	15,000	1				
島根県育英会	貸与	不明	1				
二ビキ育英会	給与	14,000	1				
三菱 UFJ 信託奨学財団	給与	100,000			1 (留学生)		
村田海外留学奨学会	給与	12,500			1 (留学生)		
合計			9	0	2 (留学生)	0	0

別表11 寄宿舍

寮名		所在地	定員	居室	在寮期間
男子	住吉寮	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手 7-3-1 電話 078-851-4075	358人	2人部屋	最短修業 年限 2年
	住吉国際学生宿舍		136人	1人部屋	
	国維寮	〒657-0813 神戸市灘区高尾通 3-2-33 電話 078-861-4333	264人	2人部屋	最短修業 年限
	白鷗寮(男子)	〒658-0015 神戸市東灘区本山南町 1-4-50 電話 078-431-6231	232人	1ユニット 4個室	
白鷗寮(女子)	32人		1ユニット 4個室		
女子	女子寮	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手 7-3-2 電話 078-811-1300	156人	4人部屋	

(5) 教育改善

(a) 教員相互の研鑽

神戸大学大学院法学研究科・法学部は、従来積極的に授業内容・方法のさらなる改善を主たる目的とするファカルティ・デベロップメントに取り組んできた。その取組みは多面にわたるが、以下に個々の取組みを概観する。

第1にあげられるのは、教員相互の研鑽の機会を様々に設けていることである。

まず、平成15年度より教員相互の日常的な意見交換・相互交流をはかるべく、月1回程度のランチ・オンセミナーが開催されている。昼食を取りながら、主に若手スタッフ、新任教員が研究・教育上の話題提供を行い、約1時間あまりの意見交換を行うという企画である。この企画は、毎回多くのスタッフの参加を見ている。

さらに、平成14年度より、法学部においては教員の相互授業参観を実施しており、教員の教育能力向上に成果をあげている。前期・後期の各セメスターにおいて、約2週間を授業参観期間と位置づけ、この期間において開講されている講義を、自由にスタッフは聴講できるものとしている。実施対象は、本研究科所属教員が担当する「専門科目（昼間主及び夜間主）」授業であり、演習、特別講義、外国書講読【昼間主】、研究指導【夜間主】は除かれている。この相互授業参観の利用度は高く、参観後の教員相互の意見交換により、具体的な教育方法・内容改善に役立つとして、スタッフには好意的に受け止められている。また、この試みは平成14年度に実施された大学評価・学位授与機構からも「特色ある取り組み」かつ、「特に優れた点」との評価を受けている。なお、この教員による相互授業参観の方法は平成18,19年度も引き続き行われており、現在は、参観を行った教員による感想・意見についての文書を提出するという方法で、参観を受けた教員の教育方法の改善のための資料とされている。

(b) 学生による授業評価

学部では、平成14年度前期より開始された、学生による授業評価アンケートが行われている。評価時期は最終講義の約2週間前の講義であり、講義終了前の約20分を評価時間に当て、即日回収している。基本評価項目は、いずれも、5段階評価とし、加えて、自由記述欄を設けている。この学生による授業評価は3・4年次演習、外国書購読を除く、法学部全講義において実施されている。これらの評価結果は一覧表の形で、教授会において配付され、各教員の教育手法の向上のための資料とされると共に、教員相互の教育手法・内容のチェックの素材とされている。

(c) 卒業生を対象としたアンケート

学部では、学生の卒業時に、本学在籍を通じて獲得した能力や、教育に対する満足度、また学部としての授業改善に向けた努力に対する評価について、アンケートを行っている。この結果は教員に周知され、今後の教育体制を検討するための素材とされている。

2 法学研究科理論法学専攻・政治学専攻

(1) 学生の受入れ

(a) アドミッション・ポリシー

神戸大学大学院法学研究科は、平成16年4月の法科大学院の設置に伴い、大学院法学研究科の専攻・講座は改組された。専攻は理論法学専攻と政治学専攻とに分けられ、理論法学専攻には、理論公共法、理論取引法、基礎法理論の3講座が置かれ、また、政治学専攻には、政治理論、国際政策分析、現代政治分析の3講座がおかれた。さらに履修コースとして、博士課程前期課程には、研究者コース、専修コース、社会人コース、法曹リカレントコース（理論法学専攻のみ）が設けられ、博士課程後期課程には、研究者コース、高度専門職業人コースが設けられた。

本研究科においては、これら履修コース毎に「教育目的」を掲げ、かかる教育目的に応じた「本研究科が定める学生像」を定めている。この「教育目的」と「本研究科が求める学生像」については、「神戸大学大学院法学研究科 学生募集要項」、「神戸大学大学院法学研究科の案内」パンフレット、及び、法学研究科公式Webページ(<http://www.law.kobe-u.ac.jp>)において公表、周知が図られている。これら「教育目的」と「本研究科が求める学生像」については具体的には以下の通りである。

() 博士課程前期課程研究者コースにおいては、「日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成すること」を教育目的としており、博士課程後期課程研究者コースにおいては、「前期課程（平成18年度より専門職学位課程（法科大学院）も含む）修了後に、各専攻領域において対象を更に深化させる研究及び総合的な法学や政治学の知識、問題解決能力を学生に伝える教育を行い得る能力の養成」を教育目的としている。そして、これに対応して、博士課程前期課程及び後期課程研究者コースにおいては、「研究機関において、法学・政治学に関する次世代の研究者・教育者となるに相応しい優れた能力と知識等を有する学生」を本研究科の求める学生像としている。

() 博士課程前期課程専修コースにおいては、「昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力の涵養」を教育目的としている。これに対応して、「法学・政治学に関して学部において習得した学問的成果を前提として、それを更に向上させるに相応しい能力等を有する学生」を本研究科の求める学生像としている。

() 博士課程前期課程社会人コースは、二つの教育目的を持ち、第一は「現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実地的・総合的な解決能力を養成すること」であり、第二は、「法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育」である。これに対応して、「一般社会における法学・政治学的な実務上の問題解決に必要な知識・能力を身につけるに相応しい、又は、各自の法学・政治学上の関心に応じて、大学院レベルのリフレッシュ教育を受けるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生」を本研究科の求める学生像としている。

() 博士課程後期課程高度専門職業人コースは、「前期課程において行った研究を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成」を教育目的としている。これに対応して、「一般社会における先端・国際的な実務に専門的に携わるために高度な能力を有する職業人となるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生」を本研究科の求める学生像としている。

() 博士課程前期課程法曹リカレントコースは、「職業法曹等の資格を有する者を受け入れ、専門的・先端的な領域における教育と研究を通じ、より専門性の高い分野で活躍できる人材の育成と継続教育」を目的としている。これに対応して、「職業法曹等の資格を融資、専門的・先端的な領域における知識の習得や研究を今後の職業活動に活かす意欲のある学生」を本研究科の求める学生像としている。

(b) 入試制度

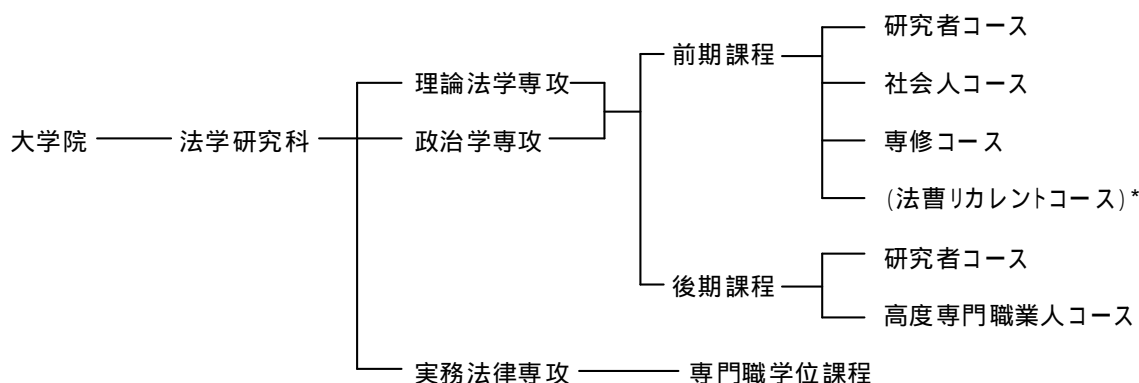
() 経緯

神戸大学大学院法学研究科は昭和28年に設置され、修士課程及び博士課程が置かれた。専攻は私法専攻（修

士課程・博士課程)と経済法専攻(修士課程・博士課程)と定められたが、昭和35年の公法専攻増設に伴い、経済法専攻は廃止され、私法専攻と公法専攻の二専攻体制となった。昭和50年に、修士課程・博士課程の別を、博士課程前期課程(2年)と博士課程後期課程(3年)に変更した。平成4年には、公共政策や企業取引法についての高度の法学的・政治学的な専門知識・能力を持った人材の養成を目的とした法政策専攻が増設され、私法専攻・公法専攻(博士課程前期課程と後期課程)と法政策専攻(修士課程)との三専攻体制となった。さらにその後平成7年に、法政策専攻に博士課程後期課程(いわゆる社会人博士課程)が設置され、また、私法・公法専攻の博士課程前期課程に研究者コース・総合研究コースの履修コースが設置された。平成12年には、大学院重点化により、専攻の再編成が行われ、従前の私法専攻・公法専攻・法政策専攻から、経済関係法専攻・公共関係法専攻・政治社会科学専攻へと改組された。この改組に伴い、履修コースとして、博士課程前期課程には、研究者コース・専修コース・社会人コースが、また、博士課程後期課程には、研究者コース・高度専門職業人コースが設置された。なお、専修コースは、主として総合研究コースの、社会人コースは、主として法政策専攻の目的と特色をそれぞれ引き継いでいる。

さらに、平成16年4月より、法科大学院の設置に伴い、大学院の専攻・課程は以下のように再編され現在(平成20年7月現在)に至っている。

別表1 神戸大学大学院法学研究科の現状(平成20年7月現在)



* ()は、理論法学専攻のみ

() 入学定員

平成16年4月の再編以降の定員は以下の通りである。

実務法律専攻・専門職学位課程(法科大学院) 100人(法学未修者コース30人程度、法学既修者コース70人程度)

理論法学専攻・政治学専攻

(イ) 博士課程前期課程

() 理論法学専攻28人(研究者コース・専修コース・社会人コース・法曹リカレントコース・研究者コース外国人特別選抜学生を含む)

() 政治学専攻12人(研究者コース・専修コース・社会人コース・研究者コース外国人特別選抜学生を含む)

(ロ) 博士課程後期課程

() 理論法学専攻14人(研究者コース・高度専門職業人コース・研究者コース外国人特別選抜学生を含む)

() 政治学専攻6人(研究者コース・高度専門職業人コース・研究者コース外国人特別選抜学生を含む)

() 入学試験

入学試験においては、アドミッション・ポリシーに従い、各コース毎の「教育目的」及び「本研究科が求

める学生像」に基づき適切な学生の受入方法が採用されている。試験の実施方法は以下である。

博士課程前期課程

(イ) 研究者コース(理論法学専攻・政治学専攻)

2つの入試制度がある。まず、例年6月下旬に、学部成績の特に優秀な本学法学部に在籍する学生を対象として、内部選抜が実施される。専攻1科目について口頭試験が課される。次に、例年8月下旬から9月上旬にかけての時期に、一般選抜が行われる。専攻科目1科目、関連科目2科目の論文試験、外国語1科目の試験、及び口頭試験が課される。なお、平成16年4月の法科大学院の設置に伴う改組により、専攻科目が大幅に変更され、実定法科目を専攻する学生の募集は停止した(ただし、下記、外国人特別選抜学生は除く)。

以上のほか、研究者コース外国人特別選抜学生(理論法学専攻・政治学専攻)の選考が、例年8月下旬から9月上旬にかけての時期と、2月下旬から3月上旬にかけての時期において実施され、日本語による作文、専攻科目1科目の論文試験、及び口頭試験が課されている。

(ロ) 専修コース(理論法学専攻・政治学専攻)

2つの入試制度がある。まず、例年6月下旬に、学部成績の特に優秀な本学法学部に在籍する学生を対象として、内部選抜が実施される。専攻1科目について口頭試験が課される。次に、例年8月下旬から9月上旬にかけての時期に、一般選抜が行われる。専門科目2科目の論文試験、外国語(英語)試験、及び口頭試験が課される。

なお、平成16年4月の法科大学院の設置に伴う改組により、法哲学、日本法史、西洋法史、英米法、中国法、ロシア法、法社会学、国際関係論、政治学、日本政治史、西洋政治史、政治過程論を専攻する学生のみを受け入れることとなった。

(ハ) 社会人コース(理論法学専攻・政治学専攻)

例年8月下旬から9月上旬にかけての時期に実施され、出願資格の基礎となる社会経験を踏まえ、志望理由書、論文等に基づき口頭試験が課されている。

(ニ) 法曹リカレントコース(理論法学専攻)

例年8月下旬から9月上旬にかけての時期に実施され、出願資格の基礎となる社会経験を踏まえ、志望理由書、論文等に基づき口頭試験が課されている。

博士課程後期課程

(イ) 研究者コース(理論法学専攻・政治学専攻)

例年2月下旬から3月上旬にかけての時期に実施される。外国語2科目の筆答試験、及び、修士論文を中心とする口頭試験が課される。研究者コース外国人特別選抜学生(理論法学専攻・政治学専攻)の場合は、外国語1科目の筆答試験、及び修士論文を中心とする口頭試験が課される。

なお、法科大学院の設置に伴い、平成18年度入学学生募集より、法科大学院修了者特別選抜を実施している。法科大学院修了者特別選抜の方法は2種類ある。一つは、本研究科専門職学位課程実務法律専攻(法科大学院)に在籍する者のうち、特に成績の優秀な者を対象として内部選抜が実施される。これは例年3月上旬に実施され、外国語1科目の筆答試験、及び、専攻科目1科目についての口頭試験が課される。なお、専攻分野によっては、外国語1科目の筆答試験を課さず、口頭試験のみによって行うものもある。もう一つは、例年9月上旬に実施される一般選抜である。専攻科目1科目及び外国語1科目の筆答試験、並びに、事前に提出された研究レポート(16,000字以上)及び研究計画調書に基づいて口頭試験が課される。

(ロ) 高度専門職業人コース(理論法学専攻・政治学専攻)

例年2月下旬から3月上旬にかけての時期に実施され、一般選抜と社会人特別選抜の2つの制度がある。一般選抜については、外国語1科目の筆答試験、及び、修士論文を中心とする口頭試験が課される。社会人特別選抜については、修士論文を中心とする口頭試験が課される。

以上、いずれの場合にも、出題及び口頭試験の実施にあたっては、「本研究科が求める学生像」に照らし、十分に熟慮された試験の実施が為されている。

() 大学院生の状況

別表1 平成18~19年度大学院生の状況

	平成18年度		平成19年度		合計
	前期課程	後期課程	前期課程	後期課程	

在籍学生人数（毎年5月1日現在）	92	77	71	54	294
内訳： 私法専攻					
公法専攻		1			1
法政策専攻		3		2	5
経済関係法専攻	5	20	2	8	35
公共関係法専攻	5	11	3	6	25
政治社会科学専攻	3	3	1	3	10
理論法学専攻	49	29	50	27	155
政治学専攻	30	10	15	8	63
入学者人数	40	10	24	5	79
内訳： 理論法学専攻	33(8)	8(2)	19(6)	4(1)	64(17)
政治学専攻	7	2	5	1	15
注：（ ）は外国人留学生内数					
退学者人数（除籍含む）	3	20	5	6	34
内訳： 私法専攻					
公法専攻		1			1
法政策専攻		1		2	3
経済関係法専攻		10	1	1	12
公共関係法専攻		4	1	1	6
政治社会科学専攻	1				1
理論法学専攻	1	2	1	2	6
政治学専攻	1	2	2		5
修了（学位取得）者人数	修士42	博士8	修士38	博士3	91(19)
内訳： 私法専攻					
公法専攻					
法政策専攻				1	3
経済関係法専攻	2	2(2)	1	2	5
公共関係法専攻	2	1	2		5
政治社会科学専攻	1		1		2
理論法学専攻	18(2)	4(4)	27(11)		49(17)
政治学専攻	19	1	7		27
注：（ ）は外国人留学生内数					
留学派遣者人数					0
研究生入学者人数	3	4	2	3	12
注：（ ）は入学時期	(4月1日)	(10月1日)	(4月1日)	(10月1日)	

（２）教育内容及び方法

（a）大学院の講義・演習の体系

神戸大学大学院法学研究科は、各履修コースの教育目的に沿って、それら目的を達成できるよう、カリキュラムを体系的に以下のように編成している。

（ ）研究者コース（博士課程前期課程・後期課程）

本コースにおいては、日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを目的としていることから、主として、論文作成の指導を中心とする演習、専門の領域について学問的に深い研究を行うための研究者コース特殊講義、及び、国際的に通用する研究者を養成すべく外国文献を駆使した専門的研究を可能にするための外国文献研究とから成る。また、学際研究に対応できる能力の涵養、及び、理論面と実務面の双方に均衡のとれた研究が可能となるよう、自分の興味に応じ、

専修コース・社会人コース、高度専門職業人コース特殊講義や 国際協力研究科の講義を履修し、単位を修得することも可能となっている。

() 専修コース (博士課程前期課程)

本コースにおいては、昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力を涵養することを目的としていることから、学生が、幅広く高度な水準の、かつ最新の内容の法学・政治学を研究し、理論面と実務面の双方に均衡のとれた能力を備えることができるように、きわめて豊富な科目から、かなり自由をもって選択し、履修することができるよう配慮したカリキュラムが組まれている。具体的には、修士論文又はリサーチペーパーの作成指導を行うことを主目的とした演習、 先端的・応用的領域を幅広く対象とし、実務的・政策的視点を十分意識しつつ展開される講義形式の授業である、専修コース・社会人コース向け特殊講義のほか、 研究者コース特殊講義、 法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、同じ六甲台キャンパス内にある国際協力研究科の授業科目についても、履修することができる。

() 社会人コース (博士課程前期課程)

本コースにおいては、主として、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実務的・総合的な解決能力を養成すること、さらに、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育との二つの目的を有している。そのため、例えば、官公庁、企業、国際機関等の法務、政策の実務者を受け入れ、大学院の教育課程を用いて、高度の法学、政治学的専門知識及び能力を備えた人材を養成するために、学生が勤務を続けながら履修する場合に生じ得る障害を緩和するための様々な措置がカリキュラムにおいて採られている。具体的には、 修士論文又はリサーチペーパーの作成指導を中心とする演習、 法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた、社会人コース・専修コース特殊講義、 研究者コース特殊講義、 法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、 国際協力研究科授業科目を履修することができる。

なお、本コース、及び、次項目の高度専門職業人コース特殊講義については、勤務を続けながら履修する学生の負担を軽減する措置として、通常の学期の夜間開講 (夜1時限：17時50分～19時20分、夜2時限：19時30分～21時00分) ないし集中講義の形で開講されるものがある。

() 高度専門職業人コース (博士課程後期課程)

本コースは、前期課程において行った研究を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成を教育目的としていることから、主として 博士論文作成の指導を中心とする演習、 法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた高度専門職業人コース特殊講義、及び、 研究者コース特殊講義を履修することができる。

() 法曹リカレントコース (博士課程前期課程)

本コースは、「法化」が進展する現在の社会において、知的財産法・租税法・国際経済法など、これまでわが国の法律実務家があまり扱ってこなかった法領域に関する問題の重要性が高まっていることに加えて、民法・刑法のような従来から重要と考えられてきた基本的な法分野においても新たな問題に直面することが増えてきていることに鑑み、弁護士や司法書士等を学生として受け入れ、これからの社会において法律の専門家として活躍するために必要な、新たな法の知識と、その運用能力を養成するための「法曹継続教育」の場となることを目的としている。そのため、本コースの学生は、 修士論文又はリサーチペーパーを作成の指導を主とする演習、 社会人コース・専修コース特殊講義、 研究者コース特殊講義に加えて、 実務法律専攻 (法科大学院) において展開される応用的・先端的な授業科目も特別に履修することができる*。

別表1 法曹リカレントコースの学生が履修できる実務法律専攻科目一覧 (平成19年度)

授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
比較憲法	2	ADR論	2

民事執行・保全法	2	消費者法	2
倒産法	4	環境法 I	2
刑事学	2	環境法 II	2
国際法	4	社会保障法	2
国際人権法	2	法文化	2
金融商品取引法	2	法思想	2
経済刑法	2	アメリカ法	4
著作権法	4	ヨーロッパ法	4
特許法	4	アジア法	4
応用知的財産法	4	現代司法論	2
租税法 I	2	R&Wゼミ知的財産法	2
租税法 II	4	R&Wゼミ租税法	2
労働法 I	2	R&Wゼミ労働法	2
労働法 II	4	R&Wゼミ経済法	2
経済法 I	4	R&Wゼミ倒産法	2
経済法 II	2	R&Wゼミ国際経済法	2
国際経済法 I	2	R&Wゼミ国際関係法（私法系）I	2
国際経済法 II	4	R&Wゼミ国際関係法（私法系）II	2
国際私法・国際民事訴訟法	4	R&Wゼミ国際関係法（公法系）	2
国際取引法	4		

*ただし、年度によって開講科目は異なる。

なお、各コースの具体的な開講授業科目は以下の通りである（平成19年度の開講科目であり、年度によって異なる）。

博士課程前期課程

〔研究者コース〕

特殊講義

国際民事法特殊講義（中野、齊藤）、法哲学特殊講義（蓮沼）、日本法史特殊講義（藤原）、西洋法史特殊講義（瀧澤）、英米法特殊講義（丸山）、中国法特殊講義（季）、ロシア法特殊講義（森下）、国際法特殊講義（坂元、瀨本）、法社会学特殊講義（馬場、櫻村）、実定法特殊講義〔民法〕（手嶋、山本（顯）、窪田）、実定法特殊講義〔商法〕（近藤）、実定法特殊講義〔無体財産法〕（井上（由））、実定法特殊講義〔労働法〕（大内）、実定法特殊講義〔経済法〕（泉水）、実定法特殊講義〔民事訴訟法〕（山本（弘））、実定法特殊講義〔国際経済法〕（小室）、実定法特殊講義〔憲法〕（浅野、井上（典））、実定法特殊講義〔行政法〕（米丸）、実定法特殊講義〔租税法〕（佐藤）、実定法特殊講義〔刑事法〕（宇藤橋爪）、法動態学特殊講義（櫻村）、国際関係論特殊講義（増島、月村）、政治学特殊講義（飯田）、日本政治史特殊講義（蓑原）、西洋政治史特殊講義、政治過程論特殊講義（伊藤、品田）、行政学特殊講義（大西）、学外企画研究特殊講義（品田）、自主企画特殊講義（鹿毛、蓑原）

外国文献研究

英米法文献研究（榊、中川、加藤）、ドイツ法文献研究（青木）、フランス法文献研究（興津）、政治学文献研究（安井）

演習

国際民事法演習（中野、齊藤）、法哲学演習（蓮沼）、日本法史演習（藤原）、西洋法史演習（瀧澤）、英米法演習（丸山）、中国法演習（季）、ロシア法演習（森下）、国際法演習（坂元、瀧本）、法社会学演習（櫻村、馬場）、実定法演習（安永、磯村、山田（誠）、手嶋、窪田、山本（顯）、浦野、中西、山本（弘）、近藤、志谷、行澤、井上（由）、島並、濱田、大内、泉水、小室、赤坂、井上（典）、淺野、米丸、中川、角松、佐藤、大塚、上畠、橋爪、宇藤）、国際関係論演習（月村、増島）、政治学演習（飯田）、日本政治史演習（蓑原）、政治過程論演習（伊藤、品田）、行政学演習（大西）

外国人特別選抜学生のための特殊講義
日本法概説（的場）、日本政治概説（的場）

〔社会人コース〕

特殊講義

憲法問題分析特殊講義（赤坂）、行政法政策論特殊講義（角松）、行政過程論特殊講義（中川）、労働・社会政策法特殊講義（櫻庭）、競争政策法特殊講義（泉水）、国際法政策論特殊講義（坂元）、比較法制度論特殊講義（渋谷）、現代法社会学特殊講義（櫻村）、法動態学特殊講義（櫻村）、現代政治特殊講義（安井）、比較政治特殊講義（池内）、ジャーナリズム・ワークショップ 1・2（桐村）、日本・EU 関係論（瀧本・ジョラ）、アジア・EU 関係論（瀧本・ジョラ）、EU 論 I/II（ジョラ）、地域ジャーナリズム・ワークショップ 1・2（大西・渡辺）、ヨーロッパ・メディア/エンターテインメント法（イバーニェス）、ヨーロッパ労働法（デル・コンテ）

特別特殊講義（学部と共通）

現代の法哲学特別特殊講義（蓮沼）、倒産と法特別特殊講義（中西）、市場と法（池田（千））、消費生活と法特別特殊講義（辰巳 他）、雇用と法特別特殊講義（大内）、福祉と法特別特殊講義（水島）、税制と法特別特殊講義（佐藤）、知的財産と法特別特殊講義（井上（由））、環境保護と法特別特殊講義（野田）、国際生活と法特別特殊講義（中野）、国際通商と法特別特殊講義（小室）、法哲学特別特殊講義（蓮沼）、日本法史特別特殊講義（藤原）、西洋法史特別特殊講義（瀧澤）、英米法特別特殊講義（丸山）、中国法特別特殊講義（季）、ロシア法特別特殊講義（森下）、応用法社会学特別特殊講義（馬場）、国際紛争と法特別特殊講義（瀧本）、国際機構法特別特殊講義（柴田）、国際関係史特別特殊講義（月村）、日本政治史特別特殊講義（蓑原）、行政学特別特殊講義（大西）、国際関係論特別特殊講義（増島）、西洋政治史特別特殊講義（安井）、政治データ分析特別特殊講義（品田）、政治学特別特殊講義（飯田）、政治文化論特別特殊講義（品田）、国際ジャーナリズム・特別特殊講義（鹿毛・佐藤（伸））、ヨーロッパ(EU/EC)法特別特殊講義（瀧本）、英文論説・特別特殊講義（桐村）、地域政治論 特別特殊講義（吉田）、国際私法特別特殊講義（中野）

演習

法政演習（安永、磯村、山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野、中西、山本（弘）、行澤、井上（由）、島並、大内、泉水、中野、齊藤、小室、赤坂、井上（典）、淺野、米丸、中川、角松、佐藤、大塚、上畠、橋爪、宇藤、蓮沼、藤原、瀧澤、丸山、季、森下、坂元、瀧本、櫻村、馬場、月村、増島、飯田、蓑原、伊藤、品田、大西）

〔専修コース〕

特殊講義

社会人コースと同じ。

特別特殊講義

社会人コースと同じ。

演習

法政演習（蓮沼、藤原、瀧澤、丸山、季、森下、櫻村、馬場、月村、増島、飯田、蓑原、伊藤、品田、大西）

また、平成12年から平成15年度入学者のみ次の演習を受講可能。経済関係法総合演習（安永、齊藤）

〔法曹リカレントコース〕

特殊講義

国際民事法特殊講義（中野、齊藤）、法哲学特殊講義（蓮沼）、日本法史特殊講義（藤原）、西洋法史特殊講義（瀧澤）、英米法特殊講義（丸山）、中国法特殊講義（季）、ロシア法特殊講義（森下）、国際法特殊講義（坂元、瀨本）、法社会学特殊講義（馬場、櫻村）、実定法特殊講義〔民法〕（手嶋、山本（顯）、窪田）、実定法特殊講義〔商法〕（近藤）、実定法特殊講義〔無体財産法〕（井上（由））、実定法特殊講義〔労働法〕（大内）、実定法特殊講義〔経済法〕（泉水）、実定法特殊講義〔民事訴訟法〕（山本（弘））、実定法特殊講義〔国際経済法〕（小室）、実定法特殊講義〔憲法〕（淺野、井上（典））、実定法特殊講義〔行政法〕（米丸）、実定法特殊講義〔租税法〕（佐藤）、実定法特殊講義〔刑事法〕（宇藤）、憲法問題分析特殊講義（赤坂）、行政法政策論特殊講義（角松）、行政過程論特殊講義（中川）、労働・社会政策法特殊講義（櫻庭）、競争政策法特殊講義（泉水）、国際法政策論特殊講義（坂元）、比較法制度論特殊講義（渋谷）、現代法社会学特殊講義（櫻村）、法動態学特殊講義（櫻村）、ヨーロッパ・メディア/エンターテインメント法（イバーニェス）、ヨーロッパ労働法（デル・コンテ）

演習

法曹実務演習（安永、磯村、山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野、中西、山本（弘）、近藤、志谷、行澤、井上（由）、島並、大内、泉水、中野、齊藤、小室、赤坂、井上（典）、淺野、米丸、中川、角松、佐藤、大塚、上畷、橋爪、宇藤、蓮沼、藤原、瀧澤、丸山、季、森下、坂元、瀨本、櫻村、馬場）

*以上の他、上記の通り、実務法律専攻科目の一部を受講できる。

博士課程後期課程

〔研究者コース〕

特殊講義

民法特殊講義（手嶋、山本（顯）、窪田）、商法特殊講義（近藤）、無体財産法特殊講義（井上（由））、労働法特殊講義（大内）、経済法特殊講義（泉水）、民事訴訟法特殊講義（山本（弘））、国際民事法特殊講義（中野、齊藤）、国際経済法特殊講義（小室）、憲法特殊講義（淺野、井上（典））、行政法特殊講義（米丸）、租税法特殊講義（佐藤）、刑事法特殊講義（橋爪、宇藤）、法哲学特殊講義（蓮沼）、日本法史特殊講義（藤原）、西洋法史特殊講義（瀧澤）、英米法特殊講義（丸山）、中国法特殊講義（季）、ロシア法特殊講義（森下）、国際法特殊講義（坂元、瀨本）、法社会学特殊講義（馬場、櫻村）、法動態学特殊講義（櫻村）、国際関係論特殊講義（増島、月村）、政治学特殊講義（飯田）、日本政治史特殊講義（蓑原）、政治過程論特殊講義（伊藤、品田）、行政学特殊講義（大西）、学外企画研究特殊講義（品田）、自主企画特殊講義（鹿毛、蓑原）

文献研究

前期課程研究者コースと同じ。

演習

民法演習（安永、磯村、山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野）、商法演習（近藤、志谷、行澤）、無体財産法演習（井上（由）、島並）、労働法演習（瀨田、大内）、経済法演習（泉水）、民事手続法演習（中西、山本（弘））、国際民事法演習（中野、齊藤）、国際経済法演習（小室）、憲法演習（赤坂、井上（典）、淺野）、行政法演習（米丸、中川、角松）、租税法演習（佐藤）、刑事法演習（大塚、上畷、橋爪、宇藤）、法哲学演習（蓮沼）、日本法史演習（藤原）、西洋法史演習（瀧澤）、英米法演習（丸山）、中国法演習（季）、ロシア法演習（森下）、国際法演習（坂元、瀨本）、法社会学演習（櫻村、馬場）、国際関係論演習（吉川、月村、増島）、政治学演習（飯田）、日本政治史演習（蓑原）、政治過程論演習（伊藤、品田）、行政学演習（大西）

〔高度専門職業人コース〕

特殊講義

憲法問題分析特殊講義（赤坂）、行政法政策論特殊講義（角松）、行政法過程論特殊講義（中川）、労働・社会保障法政策論特殊講義（櫻庭）、競争政策法特殊講義（泉水）、国際法政策論特殊講義（坂元）、法動

態学特殊講義 ・ (櫻村)、現代政治特殊講義(安井)、比較政治特殊講義(池内)、ジャーナリズム・ワークショップ 1・2(桐村)、日本・EU関係論(瀨本・ジョラ)、アジア・EU関係論(瀨本・ジョラ)、EU論 ・ (ジョラ)、学外企画研究特殊講義(品田)、自主企画特殊講義(鹿毛・蓑原)、ヨーロッパ・メディア/エンターテインメント法(イバーニェス)、ヨーロッパ労働法(デル・コンテ)

演習

前期課程社会人コースと同じ。

(b) 授業形態、学習指導方法

神戸大学大学院法学研究科は、各履修コースの教育目的に沿って、授業形態及び学習指導方法について、適宜コースに応じた形態を採っている。そのため、学生は、入学時オリエンテーションにおいて配布される「学生の手引き」を参照し、各コースの趣旨に沿って定められた演習及び特殊講義の単位を修得することとなる。具体的な開講科目の授業内容については、詳細に記述されたシラバスが、毎年度、学生に配布される。

() 研究者コース(博士課程前期課程・後期課程)

本コースの学生は、日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを目的としていることから、主として、論文作成の指導を中心とする演習、専門の領域について学問的に深い研究を行うための研究者コース特殊講義、及び、国際的に通用する研究者を養成すべく外国文献を駆使した専門的研究を可能にするための外国文献研究から成る。また、学際研究に対応できる能力の涵養、及び、理論面と実務面の双方均衡のとれた研究が可能となるよう、自分の興味に応じ、専修コース・社会人コース、高度専門職業人コース特殊講義や国際協力研究科の講義を履修し、単位を修得することも可能となっている。

この他、近時増加しつつある外国人特別選抜学生のために、当該学生向けの講義や相談業務を担当する留学生担当講師を設けており、特殊講義「日本法概説」(平成18~19年度:的場)及び「日本政治概説」(平成18年度~19年度:的場)を開講している。また、日本人大学院生によるチューターを割り当て、日本語習得などの日常的指導の補助にあたらせている。

() 専修コース(博士課程前期課程)

本コースにおいては、昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力を涵養することを目的としていることから、学生が、幅広く高度な水準の、かつ最新の内容の法学・性支度を研究し、理論面と実務面の双方に均衡のとれた能力を備えることができるように、きわめて豊富な科目から、かなり自由をもって選択し、履修することができるよう配慮したカリキュラムが組まれている。具体的には、修士論文(30,000字以上)又はリサーチペーパー(20,000字以上)作成の指導を目的とした第1演習、先端的・応用的領域を幅広く対象とし、実務的・政策的視点を十分意識しつつ展開される講義形式の授業である、専修コース・社会人コース向けの特殊講義のほか、研究者コース特殊講義、法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、同じ六甲台キャンパス内にある国際協力研究科の授業科目についても、履修することができる。また、第1演習の指導教授と相談の上、要件を満たす場合には、別の教授の下で履修することが可能な第2演習が提供される。第2演習は、学生の研究テーマに従って、第1演習の指導教授と相談の上で履修するか否かが決定されるが、教授や学生の所属専攻に関わらず自由な組み合わせが可能であり、履修した学期の最後には、当該テーマに関する第2演習レポート(16,000字以上)の完成が義務づけられている。

() 社会人コース(博士課程前期課程)

本コースは、主として、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実務的・総合的な解決能力を養成すること、さらに、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育との二つの目的を有している。そのため、例えば、官公庁、企業、国際機関等の法務、政策の実務者を受入れ、大学院の教育課程を用いて、高度の法学、政治学的専門知識及び能力を備えた人材を養成するために、カリキュラムを設定しており、具体的には 修士論文又はリサーチペーパーの作成指導を中心とする第1演習、法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた、社会人コース・専修コース特殊講義、研究者

コース特殊講義、法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、国際協力研究科授業科目を履修することができる。本コースの学生は、原則として、第1演習と第2演習との二つの演習を履修することが求められている。第1演習と第2演習とは同一教授のもとで、また、別の教授のもとで履修することも可能である。第1演習は、修士論文又はリサーチペーパーの完成に向けて履修されるべきものであることから、予定在学期間にかかわらず、最初の学期と論文を提出する学期に履修しなければならない。第2演習は、修士論文又はリサーチペーパーに向けた研究の準備段階と位置づけられることから、当該演習の履修の最後には、第2演習レポートを提出することが義務づけられている。

() 法曹リカレントコース（博士課程前期課程）

本コースは、「法化」が進展する現在の社会において、知的財産法・租税法・国際経済法など、これまでわが国の法律実務家があまり扱ってこなかった法領域に関する問題の重要性が高まっていることに加えて、民法・刑法のような従来から重要と考えられてきた基本的な法分野においても新たな問題に直面することが増えてきていることに鑑み、弁護士や司法書士等を学生として受け入れ、これからの社会において法律の専門家として活躍するために必要な、新たな法の知識と、その運用能力を養成するための「法曹継続教育」の場となることを目的としている。そのため、本コースの学生は、修士論文又はリサーチペーパーの作成の指導を主とする演習、社会人コース・専修コース特殊講義、研究者コース特殊講義に加えて、その特性に配慮して実務法律専攻（法科大学院）において展開される応用的・先端的な授業科目も特別に履修することができる。

() 高度専門職業人コース（博士課程後期課程）

本コースにおいては、前期課程において行った研究を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成を教育目的としていることから、主として博士論文作成の指導を中心とする演習、法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた高度専門職業人コース特殊講義、及び、研究者コース特殊講義を履修することができる。

(c) 研究指導、成績評価・単位認定

() 研究指導

本研究科においては、各履修コースの教育目的を踏まえ、演習、特殊講義等を通じた直接の研究指導の他にも様々な教育的効果を伴った指導が行われている。

例えば、大学院に在学する優秀な学生をティーチング・アシスタントに任ずることにより、学部学生、博士課程前期課程学生又は専門職学位課程（法科大学院）学生に対する講義・演習等の教育補助業務にあたらせ、これに対する手当支給によってその処遇の改善に資すると共に、教育者としてのトレーニングを積む機会を与えている。また、指導教授のリサーチアシスタントに任ずることにより、文献・資料の収集、データの集計と整理等、研究の基本的作業の進め方等の技法を学ぶ機会を与えている。また、法学研究科外国人研究生及び研究者コース外国人特別選抜学生のチューターに日本人大学院生を任ずることにより、留学生自身にとっての語学教育の機会の付与のみならず、日本人大学院生にとっての教育者としてのトレーニングの役割も担うこととなっている。なお、このようなTA・RA・チューターの制度は、教育トレーニングを目的とすると同時に手当支給による大学院生の研究環境の改善を図ることをも担っているが、平成18年度より、「神戸大学大学院法学研究科博士課程学生学外研究活動経費」の支給・奨学金制度を設け、より直接的に大学院生の研究環境の改善及び研究の促進を図っている。これは、日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者の養成を図るという教育目的から、博士課程前期課程研究者コース又は後期課程（研究者コース及び高度専門職業人コース）の学生に対して、外国における研究活動（調査、文献収集、学会参加等）を行うための研究資金を支援するものである。

また、論文作成指導及びその研究成果の発表の場として、大学院生には、下記のものが提供されている。第一に、優秀な論文に関しては、法学研究科・法学部の紀要である『神戸法学雑誌』と、『神戸法学年報』、『Kobe University Law Review』への掲載が特別に認められる。第二に、研究者コース（博士課程前期課程及び後期課程）の学生は、大学院生紀要である「六甲台論集（法学政治学篇）」を有しているが、この編集には法学研究科や同窓会組織である凌霜会から経済的な援助が為されている。第三に、社会人コース（博士課程前期課程）・高度専門職業人コース（博士課程後期課程）の学生は、その前身である法政策専攻が設

置されて以来、実践的な研究の成果を広く世に問うために、「法政策研究会」を設立し、また、論集として根岸哲・阿部泰隆監修（現在は両教授の定年退官に伴い、泉水文雄・井上典之監修）の下『法政策学の試み』（信山社）を刊行している。

（ ）成績評価・単位認定

本研究科においては、各履修コースの求める学生像と教育目的に即して、成績評価・単位認定についても、履修コース毎に異なった基準を設けている。例えば、高度専門職業人コースは、高度な能力を有する社会人を養成することをその大きな教育目的としていることから、提出される博士論文について、研究者以外の職業について独立した研究を行うことができる程度の高度な能力を有していかにという基準を取り入れ、実務上の知見等の学問的な紹介等に対してもそれを評価する審査基準を設けている。

（ 3 ）教育の成果

平成18年度から19年度にかけての卒業状況は先の「大学院生の受け入れ」の項の別表1の通りである。

また就職状況は別表1～4の通りである。前期博士課程においては、学生の多様性を反映して、多くの分野に修了生が進出している。博士課程前期課程又は後期課程を修了した者の中で、大学教員となったものの数は平成17年度以降、激減している。その理由としては、大学教員のポスト不足という点も挙げられるが、法学分野に限っていえば、法科大学院制度の創設に伴い、法学研究者養成システムも大幅な見直しを迫られた点が大いなるものと思われる。それ以前の実績と合わせて考えれば、研究者養成という点で法学研究科は一定の成果を挙げてきたといえる。

博士論文の取得状況については別表5の通りである。

また学外からの本研究科後期博士課程の大学院生に対する評価の一つのメルクマールとして日本学術振興会の特別研究員の制度があるが、その採用状況については別表6にまとめてある。表のように、例年順調に採用されている。

大学院科目への直接的な評価の方法としては、学部の項でも紹介された授業アンケートが実施されてきている。統計的有意性を確保するため、アンケートは履修登録者5名以上の講義科目が対象である。集計結果については下の教育改善の項を参照。大学院科目に対する大学院生の評価は概ね高い。

別表1 平成18年度前期博士課程修了者就職先一覧

国家公務員		4
地方公務員		5
サービス業	法務	1
	その他	2
金融・保険業		2
教員	大学	1
製造業	印刷・関連業	1
	化学工業・石油・石炭製品製造業	3
不動産業		1
運輸業		1
情報通信業		3
複合サービス事業		2
その他		6
進学		4
上記以外		4
合計		40

別表2 平成18年度後期博士課程単位取得退学・修了者就職先一覧

国家公務員	0
地方公務員	0
学校教育 大学	5
高等学校	2
その他	2
社会保険・社会福祉・介護事業	1
サービス業（法務）	2
上記以外（就職）	1
留学	1
上記以外	2
不明	3
合計	19

別表3 平成19年度前期博士課程修了者就職先一覧

国家公務員	4
地方公務員	5
サービス業 法務	4
その他	1
情報通信業	1
金融・保険業	2
運輸業	1
製造業 化学工業・石油・石炭製品製造業	2
電気・情報通信機械器具製造業	3
その他	1
教員 高等学校	1
小学校	1
上記以外（就職）	1
進学	5
未定・不明	10
合計	42

別表4 平成19年度後期博士課程単位取得退学・修了者就職先一覧

国家公務員	0
地方公務員	1
サービス業 法務	1
教員 大学	1
中学	1
製造業	1
進学	1
不明	10
合計	16

別表5 平成18～19年度博士論文取得者・論文題名一覧

氏名	博士論文題名	分野	学位取得日
王 欽彦	仲裁の判断基準と国際私法 仲裁法 36 条について	法 学	H18. 9.25

WULANGERILE	有期労働契約に対する法規制のあり方に関する日本・中国・ドイツの比較法的分析 「契約の自由」はどこまで認められるべきか - -	法 学	H18. 9.25
吉川 宏延	地方企業課税の理論と実際	法 学	H19. 3.25
金 在権	「証券責任に関する民事救済の考察」	法 学	H19. 3.25
田 漢哲	貿易と環境関連紛争の国際法上の考察	法 学	H19. 3.25
李 龍	投資信託における運用管理者の法則 - - 日・中・米を中心に検討する - -	法 学	H19. 3.25
周 江洪	役務提供契約における役務の瑕疵に対する責任について - - 日本法から中国法への示唆を中心として - -	法 学	H19. 3.25
岩田 将幸	「フランスによる自律的な欧州の追求 - - 冷戦後の大西洋関係、欧州統合、主権をめぐる考察 - - 」	政治学	H19. 3.25
平尾 一成	英米信託法理の日本法への導入のための試論 - - 医師患者関係の信託性 - -	法 学	H19. 9.20
井畑 陽平	ネットワークをめぐる競争法的規制 - - 決済ネットワークに対する独禁法適用をめぐる議論を手がかりに - -	法 学	H20. 3.5
船越 優子	コモン・ローにおける信義誠実の原則	法 学	H20. 3.5
坂元 茂樹	条約法の理論と実際	法 学	H19. 12.20

別表6 平成18年度～19年度 本研究科大学院生 日本学術振興会特別研究員採用状況

採用年度	大学院生氏名	専攻	受け入れ教員	区分
平成18年度	牧佐智代	民法	山本顯治	DC2
平成19年度	小坂田裕子	国際法	坂元茂樹	PD
平成19年度	南佳利	国際関係論	増島健	DC2

(4) 学生支援

(a) 履修指導

毎年4月に詳細な講義要綱を配布するとともに、ガイダンスを開催し、専門分野・指導教員・授業科目の選択などについて、丁寧な説明を行っている。大学院生の側からの研究上・進路上的の個別の相談についても、これらガイダンスの場を利用して対応するのみならず、一年を通してきめ細かな対応を行っている。

また多くの教員はオフィス・アワーを設けて、個別の科目について、また進路についての個別の相談に対応している。オフィス・アワーの設定は、教員がシラバスに明記している。大学院生とのこうしたフォーマル・インフォーマルな接触は、教員にとっても、院生の側のニーズを把握する上で有益である。また、院生のニーズを把握するための手段としては、毎学期に実施されている、授業アンケートも有益な手段となっている。アンケートの項目については学部の項を参照されたい。

また、特殊なニーズをもつ留学生からの相談にきめ細かに対応する目的から、法学研究科内に設置されている留学生相談室において、留学生からの相談に応じている。また、こうした大学・教員の側からの情報提供・相談体制にとどまらず、チューター制度を設けることで、学生相互の情報交換の活発化を図っている。

(b) 自主的学習支援

() 自習的学習環境の整備

大学院生の大学での継続的・安定的研究のため、以下のように24時間利用可能な院生研究室が設けられて

いる。利用状況は概ね良好である。

- ・第2学舎4階（3室、256m²）。研究者コース向け。座席数56、本棚70列。卓上電気スタンド・延長コード・パーティション等を提供、LAN敷設。
- ・第4学舎3階（2室、132m²）。309号室；高度専門職業人コース向け。座席数26、本棚4。317号室；社会人コース向け。座席数28、本棚11。各部屋とも卓上電気スタンド・延長コード・パーティション等を提供、LAN敷設。
- ・第5学舎2階（1室、130m²）。専修コース向け。座席数47、本棚16、ロッカー56。LAN敷設。
- ・そのほか大学院討論室、留学生相談室、複写室など。

（ii）研究学習資源 法学研究科のホームページでは、研究学習資源へのリンクを貼り（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/research.htm>）、大学院生の便宜を図っている。このページは法学・政治学関係の文献資料の探し方から丁寧に紹介している。また法学部資料室のパソコンからは、法律・政治関係のデータベースにアクセスし、検索を行うことができる。

（c）各種相談・支援体制

（ ）相談体制

大学院において研究を進めるに当たっては、健康面・生活面・進路の面についても、大学からの支援が必要である。学生生活全般にわたる事項については、法学研究科学生委員会が対応の窓口となり、学生からの相談に応じている。進路についての相談については、指導教員による個別の助言が中心であるが、研究者以外を目指す学生については、全学の就職支援室もサポート体制を敷いている。ハラスメントについては、法学研究科内において、ハラスメント担当委員を置き、相談者への便宜を図るのみならず、専門家を招いてハラスメント問題についての研修を行うことで、教員の意識の向上を日常的に図っている。こうした制度については、ガイダンスなどでも院生向けにアナウンスを行い、周知を図っている。

（ ）経済支援

大学院において研究を進める上で、経済的に安定した生活を送ることは不可欠の条件である。日本学生支援機構（旧：日本育英会）奨学金の制度や支給状況については、学部の項を参照されたい。

なお、法学研究科では近年、院生の経済支援策の大幅な拡充に努めてきた。その多くは、院生が実践的なノウハウを身につけつつ、経済生活上の一助ともなることも目指したものである。

まず、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度がある。詳細については上の「研究指導」の項を参照。

CDAMSでは発足当初から「自発的研究活動経費」を設けて、大学院生の研究活動を支援してきた。受給者については、CDAMSの項を参照されたい。

さらに平成17年には研究科政治学・国際関係論スタッフを中心に文部科学省「魅力ある大学院イニシアチブ」（「国際水準に挑む次世代政治学研究者養成計画」）が採択され、この分野を専攻する大学院生の自発的研究活動経費の積極的な支援が可能となった。

このイニシアチブは、本研究科大学院生と国内外第一線の研究者との交流を促進し、また海外での調査等を奨励することで、国際水準の研究者の養成を目指すと同時に、段階的な学習を行うことで、円滑な博士号取得も図るものである。平成18年度は、「学外企画特殊講義」「自主企画特殊講義」「自発的研究計画支援」の3種類の助成が行われた。いずれも、大学院生が自ら設定したテーマに基づき、研究・調査・研究交流を行うことを想定・奨励するものである。

別表1 平成18年度魅力ある大学院イニシアチブ「国際水準に挑む次世代政治学研究者養成計画」実施状

況

学外企画研究特殊講義	8名
自主企画特殊講義	4名
自発的研究計画支援	3名
計	15名

別表2 平成18年度魅力ある大学院イニシアチブ「国際水準に挑む次世代政治学研究者養成計画」給付研究テーマ一覧
(学外企画特殊講義)

氏名	研究テーマ
小山 雅徳	西バルカン南部における地域安全保障
井上 正也	1960年代から1972年の日中国交回復に至るまでの日本の対中国政策の分析
井原 伸浩	東南アジア諸国連合の設立・発展をめぐる国際関係史
何 里美	人間の安全保障
八島 健一郎	韓国の政策決定過程(農業政策)
南 佳利	ヨーロッパ統合におけるほうと政治の相互作用
高松 淳也	民営化以降の政治過程
平野 淳一	マルチエージェントシミュレーションの政治学への応用

(自主企画特殊講義)

氏名	研究テーマ
驛 賢太郎	政治学研究会『新進気鋭の若手研究者に学ぶ』企画・開催
南 佳利	政治学研究会『日米金融交渉における専門家の役割』企画・開催
驛 賢太郎	自民党参議院議員データ作成
平野 淳一	マルチエージェントシミュレーションに関するワークショップ開催

(自発的研究計画支援)

氏名	研究テーマ
井原伸浩	オンラインサービスによる東南アジア諸国連合の設立・発展をめぐる国際関係史に関する資料収集
坂井 悦子	現代の台湾政治とメディアとの関連性について
八島健一郎	世界政治学会派遣

EUIJ関西では、将来の日本におけるEU研究の発展に寄与しうる人材を育成するため、参加3大学(神戸大学、関西学院大学、大阪大学)の学部学生、大学院生、PD(ポスドク)によるEU研究を支援する目的で奨学金を授与している。前期・後期課程それぞれから募集し、研究計画書に基づき、前期課程学生に対しては3000ユーロ、後期課程学生には5000ユーロを上限とする支援金を支給している。平成17年4月～19年9月にかけて、大学院生14名(学部学生10名)に支援を行った。

(5) 教育改善

法学研究科では従来よりファカルティ・デベロップメント(いわゆるFD)を非常に重視してきた。以下がその概略である。

(a) 授業アンケート

大学院生への意見聴取の制度化された場としては、毎学期実施されている授業アンケートがある。統計的有意性を一定程度確保するため、アンケートは履修登録者が5名以上の大学院授業科目を対象に実施されており、集計結果は学部科目と同様、教授会にて配布される。これは教員の授業改善のための重要な資料となっている。実施についての詳細は学部と同じなので、学部の項を参照されたい。

大学院科目についての授業アンケート実施の実績は以下の通りである。学部レベルでのアンケートに比べて、大学院では 出席率の高い大学院生が多い一方で、 少人数の授業が多いため、回収数が少ない(概ね一授業あたり5～10枚程度)という点に留意が必要である。以下の表の通り、大学院科目については、平成18年度・19年度とも、アンケートの対象となった全科目の平均値が5点満点中、4.5点を超えており、授業は好評である。

別表1 授業評価アンケート集計結果

(1) 平成18年度前期

(大学院) 回答率86%

項目	出席	予習	話し方	教材	進度	シラバス	把握	対応
最高値	5.00	4.80	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.00	3.66	4.43	4.21	4.17	4.22	4.14	4.67
平均値	4.58	4.63	4.83	4.88	4.65	4.68	4.68	4.84

工夫	意欲	判り易さ	興味	知識	価値	平均
5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
4.14	4.43	4.00	4.00	4.40	4.11	4.20
4.74	4.79	4.54	4.81	4.80	4.55	4.62

(2) 平成18年度後期

(大学院) 回答率89%

項目	出席状況	予習復習	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	4.73	4.64	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.00	3.14	4.00	4.00	4.00	3.67	4.00	4.33
平均値	4.47	4.13	4.74	4.56	4.64	4.49	4.57	4.72

理解工夫	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	平均
5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	4.86	4.95
4.00	4.33	3.78	4.00	4.00	4.43	3.89
4.62	4.69	4.49	4.66	4.67	4.47	4.60

(3) 平成19年度前期

(大学院) 回答率90%

項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応	理解工夫
最高値	5.00	4.89	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.98	3.92	4.50	4.07	4.29	4.64	4.21
平均値	4.85	4.54	4.72	4.60	4.65	4.80	4.59

教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	評価
5.00	5.00	4.80	5.00	5.00	4.93
4.43	3.71	3.86	4.21	4.21	4.10
4.66	4.50	4.37	4.52	4.70	4.53

(4) 平成19年度後期
(大学院) 回答率89%

項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応	理解工夫
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	4.88	5.00	5.00
最低値	4.20	4.40	4.40	4.50	4.20	4.80	4.11
平均値	4.75	4.72	4.79	4.81	4.58	4.97	4.58

教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	評価
5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
4.44	4.20	4.40	4.40	4.40	4.40
4.80	4.73	4.69	4.69	4.79	4.74

注：質問項目については学部の項を参照のこと。大学院科目の場合、集計数が少ない（概ね各科目5-10枚程度）ため、数値が年毎に大きく変動しやすい。またアンケート実施科目が学期や年度毎に異なるため、学期毎の数値は必ずしも直接比較できるものではない。

(b) 法学教育手法研究会

法学教育手法の研究開発は、「法学」の専門家だけでなし得るものではない。そこで、本研究科では、法学教育手法研究会（主宰・赤坂教授）を中心に、2002年度以来、法科大学院における教育手法の開発に取り組んできた。その中では特に大学授業の専門家の協力も仰ぎつつ、授業評価システムの改善を図ってきた。たとえば平成19年1月には、法曹実務教授の山田隆夫先生から、R&Wゼミ弁護士実務におけるご指導の経験を踏まえ、「法文書作成指導について」というご報告がなされ、法学研究科教授と意見交換がされた。また平成19年10月には教育改善WG懇談会が開催され、新司法試験の結果をふまえ、また同年度の新司法試験における考査委員の問題漏洩等も受けて、今後の教育内容について検討された。平成20年2月には、教育改善・教員違憲交換会が開催され、新設科目に伴う授業執行に関して意見交換がされた。こうした研究会の成果はまた、日常的に全教員にフィードバックされるよう努めている。

(c) CDAMS

CDAMSもまた、教育手法改善のための重要な拠点である。CDAMSの中には、「教育プログラム開発分野」が設置され、法学政治学教育の開発・改善を進めてきた。これらの取り組みの多くはCDAMSメンバーのみならず法学研究科全般、一部は一般にも公開され、新たな実践や知識の共有・還元が進められてきた。「教育プログラム開発分野」により平成16～17年度に開催された研究会・ワークショップ・講演会・シンポジウム等の実施状況は以下の通りである。

別表1 教育プログラム開発分野研究会・ワークショップ・講演会・シンポジウム一覧
(平成18～19年度分)

開催日	研究会
18.11.08	「国際仲裁」連続セミナー第1回
18.11.10	「国際仲裁」連続セミナー第2回
18.11.17	「国際仲裁」連続セミナー第3回
18.11.25	「国際仲裁」連続セミナー第4回
19.11.15	「院生報告会 Levi教授・Taylor教授を囲んで」
19.12.12	「若手研究者による法経連携学際研究報告会」
19.7.19-20	CDAMS奨学大学院生研究報告会
20.03.10	CDAMS奨学大学院生研究報告会

開催日	ワークショップ

20.01.18	「法学教育の視点からみた『法と開発』」
開催日	シンポジウム
19.08.18	法・市場・水平的秩序 - - 法学・経済学・倫理学の対話 - -

(d) 教員相互授業参観

学部科目について実施されている教員相互間の授業参観は、大学院科目である「特別特殊講義」についても実施されており、教員にとっての研鑽の機会を提供している。

(e) 教育補助スタッフの技能向上

全学職員を対象に、ワード・エクセルなどパソコン関係の講習会が実施されている。法学研究科の授業補助スタッフにとっても、技能向上の機会となっている。

3 法学研究科実務法律専攻（法科大学院）

（1）学生の受入れ

（a）アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、「法科大学院入学者受入方針」を設定し、これを以下のように毎年の「学生募集要項」の冒頭に掲記している。

教育目標

現代のわが国における職業法曹養成においては、量的拡大と質的向上が求められています。特に、質的に高い能力を有する職業法曹を送り出すことについては、大きな社会的要請があります。神戸大学法科大学院は、このような社会的要請にこたえうる高度な能力を有する職業法曹を送り出すことを責務とします。

神戸大学法科大学院においては、すべての法曹に必要な基本的な知識と能力に加え、（1）基本的な法領域に関して深い知識と豊かな応用力を有する職業法曹、ならびに、（2）基本的な法領域に関する知識に加えていわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹の2種類の法曹の育成に重きをおいています。教員の高い教育・研究能力を活用し、すぐれた資質と強い意欲を有する学生を受け入れて、このような高度な能力を有する職業法曹を養成することが、神戸大学法科大学院の目標です。

求める学生像

1. 自然科学，人文科学，または，実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し，高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力，理解力，分析力，表現力）と強い学習意欲とを備え，かつ，国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
2. 高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し，基礎法学，政治学等を含めた社会科学分野，または自然科学，人文科学に関する豊富な知識と能力，および，強い学習意欲を備え，かつ，国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
3. 豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学習に結びつける能力を有し，高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力，理解力，分析力，表現力）と強い学習意欲とを備え，かつ，国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

（「平成20年 神戸大学法科大学院学生募集要項」）

教育の目標・理念は、具体的なカリキュラムや教育手法、教員構成などに結びつくものでなければならず、「求める学生像」は、入学者選抜方法と連動したものでなければならない。そこで、学生募集要項とともに志願者に配布されるパンフレット「神戸大学法科大学院案内」では、冒頭に「神戸大学法科大学院の理念」を、より分かりやすく、具体化した形で掲げるとともに、カリキュラム編成、教員構成や入学試験の内容、そこで考慮される要素を詳しく記述することによって、上記受入方針を明確化・具体化し、それを周知徹底することとしている。

（b）適切な学生の受け入れ方法

本法科大学院は、法学既修者コースと法学未修者コースの2つのコースについて出願者を募集している。法学未修者コースは3年を標準修了年限とし、法学既修者コースは、第1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な、実定法に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象とし、2年を標準修了年限としている。

募集人員については、以下の表の通りである。

募集人員

専門職学位課程 「法科大学院」	専攻	志望するコース	募集人員
	実務法律専攻	法学未習者コース	30人程度
		法学既習者コース	70人程度
	合計	100人	

(1) 法学未修者コースは、3年を標準修了年限とします。また、出願資格(10)により出願する者は、法学未習者コースにのみ出願することが可能です。

(2) 法学既修者コースは、第1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な実定法に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象とし、2年間で修了を標準とします。

* 実定法とは、民法、刑法などの具体的な法律と法制度に関する科目を指します。

(3) 法学未修者コースと法学既修者コースの併願は認めません。

(「平成20年 神戸大学法科大学院学生募集要項」1頁)

第1次選抜は、両コースに共通して課される書類審査によってなされる。第2次選抜は、書類審査結果と、法学既修者コースについては法律科目の筆記試験、法学未修者コースについては小論文試験の総合評価によってなされる。その際、法学未修者コースには、法律学をまったくまたはほとんど学んでいない者がふさわしいという観点から、また法学既修者コースには、これまで法律学をある程度学び、または職場での経験等に照らして法律に親しんできた者がふさわしいという観点から、入学者選考を行う。

書類審査においては、出願者の特性にあわせた観点からの審査が行われる。即ち、出願に際して、出願者には自分が法学部卒業者であるか、他学部卒業者であるか、社会人であるかを明示することが要求される。そして、それぞれの特性に従い異なった基準によって書類審査がなされる。本法科大学院がアドミッション・ポリシーにおいて提示する「求める学生像」の1.は他学部卒業者に、2.は法学部卒業者に、3.は社会人に概ね対応するものと考えられる。それぞれのカテゴリーでは、それぞれ異なった資質が要求されている。したがって、出願者が「求める学生像」に合致するか否かを判定するために、出願者の特性に応じて異なったきめの細かい審査基準が採用されている。

第2次選抜では、法学既修者コースには法律科目筆記試験が、法学未修者コースには小論文の筆記試験がそれぞれ課される。法律科目の筆記試験は、出願者が、本法科大学院における第1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な法律基本科目に関する基礎的な知識と能力を有するかどうかを判断することを目的としている。したがって、本法科大学院の1年次に配当される授業科目に照らして、それらの授業科目の1年次に配当されている必修科目と、必修ではないが1年次での履修が通常と考えられる科目の合計7科目について、履修を免除するにふさわしい知識と能力を有しているかどうかを判定するための筆記試験を行う。法律基本科目に関する基礎的な知識と能力の有無は、本法科大学院が実施する筆記試験のみによって判定され、在学した大学の学部成績や外部機関が実施する法律科目試験の結果を考慮するというような判断方法はとられていない。

法学未修者のための小論文試験は、法律家の仕事にとって不可欠である他者の主張の理解力・分析力・要約力を判断することを目的としている。したがって、直接に法律学の知識や能力を試すことは、一切、意図されていない。小論文試験では、「求める学生像」1.と2.が提示する「高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的な学力(読解力、理解力、分析力、表現力)」の有無を判定するために、実際に設問に関係する複数の資料を読ませ、その中に含まれる論点・論拠・事例を用いて主張を論理的に構成することが求められている。

(c) 社会人の受け入れについて

本法科大学院がアドミッション・ポリシーで提示する「求める学生像」に合致する出願者を選抜するために出願者の特性に合わせた審査方法が採用されており、「求める学生像」の3.が社会人に概ね対応している。そして本法科大学院では、「他学部出身者」と「社会人」を合わせて30名程度合格させることを目標として計画されている。実際にも、平成18年度の入学者(98名)のうち、「他学部卒業生」と「社会人」を合計すると41名になり、平成19年度の入学者(99名)のうち、「他学部卒業生」と「社会人」を合計すると32名になることから、ここでのねらいは十分な実績を挙げている。

(d) 公正な実施体制

書類審査においては、出願者の特性(「他学部出身者」か「社会人」かそれ以外か)にあわせた観点からの審査を行っている。このような審査方法は、「他学部出身者」や「社会人」よりも法学部出身者を優遇することが目的ではない。本法科大学院がアドミッション・ポリシーで提示する「求める学生像」に合致する出願者を選抜するために出願者の特性に合わせた審査方法が採用されている。「求める学生像」の1.は他学部卒業生に、2.は法学部卒業生に、3.は社会人に概ね対応している。それぞれのカテゴリーに応じて、異なった資質が要求されている。したがって、出願者が、本法科大学院が提示する「求める学生像」に合致するか否かを判定するためには、出願者の特性に応じて異なった審査基準が採用される必要がある。

法学既修者コースの書類審査では、出願者の多数を法学部の在籍者や卒業生が占めることを考慮し、大学の成績について他学部卒業生とは異なった審査基準が採用されている。しかし、他学部卒業生の出願者は、他学部卒業生であること自体が有利な考慮要素とされるので、法学部卒業生と他学部卒業生を区別して取り扱うことは、他学部卒業生を不利に扱うことにはならない。

また、法学既修者コースと法学未修者コースを分ける他は、特別枠を設けて入学者を選抜する制度は存在しない。さらに、法学既修者コースと法学未修者コースの中に、神戸大学出身者を優先的に受入れる枠も存在しない。現に、平成18年度に本法科大学院に入学した者(98名)のうち、神戸大学出身者は約16%(16名)、平成19年度に本法科大学院に入学した者(99名)のうち、神戸大学出身者は約14%(14名)であった。したがって、本法科大学院の入学試験に合格したもののうち、神戸大学出身者が占める割合が著しく大きいとはいえない。

(e) 定員の適正

本法科大学院の収容定員は、300名である。在籍者数が収容定員を上回る場合として、入学者が入学定員を上回る数であった場合、学生が進級・卒業できなかった場合および休学した場合が考えられる。本法科大学院では、この問題に対して以下のような措置を行っている。

まず、入学者数については、入学者実数が入学定員数とほぼ一致している。入学定員100名(未30、既70)に対して、平成18年度の入学者数98(未30、既68)名、平成19年の入学者数99(未27、既72)名である。

学生の進級・卒業との関係については、本法科大学院では、1年次生と2年次生が成績不良の場合、当該学年でもう1年勉強させる原級留置措置を採用している。そして、ある学生が2回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、学業成就の見込なしとして当該学年の終了時に除籍することになっている。3年次生については原級留置措置は存在しない。3年次生が法科大学院修了要件を満たさない場合、修了要件を満たすまで3年次生として勉強させることにしている。ただし、在学年限(6年)を超えた場合は、除籍となる。

学生の休学との関係について、本法科大学院では、学生が病気その他勉学を継続しがたいやむを得ない理由により、3ヶ月以上にわたり学業を続けることが困難な場合に限り、3ヶ月以上1年以内の期間について休学が許可される。また、休学期間は特別の理由があるときに限り、1年単位で延長を認めることがある。しかし、休学期間は通算して2年間を超えることはできない。具体的には、健康上の理由(入院加療が必要とされる場合など)、家族等に関する理由(妊娠・出産、介護の必要など)、職業上の理由(入学年度の4月までに現在の職場を離れることができない場合)、経済的な理由(本人の経済状況の急激な変動など)がある場合に休学が認められる。休学に関する手続きについて、休学の希望は教務係を通じて、法科大学院における教務担当教授に伝えられ、休学を希望する学生は、教務担当教授に対して、休学理由の内容を具体的に説明することが要求される。休学理由として申し

出た事項が虚偽であることが判明した場合には、遑って休学の許可が取り消されることがある。

以上のとおり、入学者の実数はほぼ入学定員に対応し、また原級留置者が長期的に滞留する事態は生じず、休学者についてもその事由が限られており、かつ収容定員は入学定員の3倍とされているところ、本法科大学院においては法学既修者と法学未修者の区別を設けていることから、在籍者の実数はこの収容定員よりも相当程度下回っており、恒常的に在籍者数が収容定員を上回る事態は生じない。

* 「法科大学院在籍者」

	種別	1年次	2年次	3年次
平成19年度	法学未修者	31	24	38
	法学既修者		75	65
平成20年度	法学未修者	29	28	31
	法学既修者		69	78

(2) 教育内容および方法

(a) 教育課程の編成

本法科大学院における教育課程編成において重要な基本指針は、いくつかの重要な柱から成り立っている。

第一の柱は「重ね塗り」によるカリキュラムを展開するということである。「重ね塗り」とは第一に基本的な法律科目については、同一の法律科目分野に属する範囲を繰り返しながら学習させつつ、その内容を学期・年次が進むにつれてより深化、高度化させ、いわば「螺旋状」にレベルを上げていくという考え方である。第二に、それは応用的・先端的な授業科目を、先行する基本的な法律科目の学習の進行にあわせて、順次、学期・年次が進むのに応じて配置することによって具体化される。応用的・先端的科目を学習することで、基本的な法律科目での学習成果がより多角的・立体的に理解することができるようになることを企図するものである。

第二の柱は、双方向的・多方向的な教育手法の導入である。これは、本法科大学院修了者が法律実務で活躍できるように、自分の考えを言語化して、口頭及び文章で人に伝達する能力を養うことを目的とするものであり、具体的には、「対話型演習」科目及び「R&W(リサーチ&ライティング)ゼミ」科目(以下、R&Wゼミと表記)がそれに当たる。対話型演習は、主として法律基本科目を対象として行われる。2年次から3年次に配当され、原則として1クラス50名を上限とし、教員が質問して学生に回答を求めたり、学生同士が質疑応答や討論を行ったりすることを前提とする。「R&Wゼミ」科目は、3年次に配当され、1クラス15名を上限として、先端的な科目について専門的に学び、かつ法的リサーチ能力や法律関係文書の作成能力を涵養する。

第三の柱は、上記のように理論的なレベルにおける法曹としての能力を養いつつ、これを基礎として、さらに本法科大学院修了者が将来法曹として能力を発揮していくために基礎となる実務能力を涵養するために、理論的教育と法曹実務教育を架橋することである。そのために主として3年次に「実務基礎科目」が配当され、そこでは法律実務に長く関わった経験を有する実務家教員が中心となって担当する科目が展開されている。そこでは、関連する法領域について十分に学んだことを、実務的観点からさらに整理しなおすことを目標とする。

この第三の柱としての理論的教育と実務教育との架橋という観点は、本法科大学院では特に重視されており、具体的には、2年次に「対話型演習法曹倫理」、3年次に「対話型演習民事裁判実務」「対話型演習刑事事実認定」「刑事手続実務」がそれぞれ置かれている。これに加えて、3年次の「対話型演習総合法律」では、社会において現実に生起する法律問題に理論的かつ実践的に取り組む能力を涵養するため、実務家教員2名と研究者教員1名(研究者教員はテーマ毎に異なる)が、共同授業の形式で講義を行っている。

(b) 授業の内容

() 本法科大学院は、法律基本科目として28科目を開設している。

憲法分野科目	「憲法基礎」 ₁ 、「対話型演習憲法訴訟」 ₁ 、「対話型演習憲法訴訟」 ₂ (3科目)
行政法分野科目	「行政法基礎」 ₁ 、「対話型演習行政法」 ₁ 、「対話型演習行政法」 ₂ (3科目)
民法分野科目	「民法基礎」 ₁ 、「民法基礎」 ₂ 、「民法基礎」 ₃ 、「対話型演習契約法」 ₁ 、「対話型演習不法行為法」 ₁ 、「対話型演習家族法」 ₁ 、「対話型演習物権・責任財産法」 ₁ (7科目)
商法分野科目	「会社法」 ₁ 、「対話型演習商法」 ₁ 、「対話型演習商法」 ₂ 、「商取引法」 ₁ (4科目)
民事訴訟法分野科目	「民事訴訟法」 ₁ 、「応用民事訴訟法」 ₁ 、「対話型演習民事訴訟法」 ₁ (3科目)
刑法分野科目	「刑事実体法」 ₁ 、「応用刑事実体法」 ₁ 、「対話型演習刑事実体法」 ₁ (3科目)
刑事訴訟法分野科目	「刑事手続法」 ₁ 、「応用刑事手続法」 ₁ 、「対話型演習刑事手続法」 ₁ (3科目)

以上の 26 科目に加えて、領域横断科目として、実際の裁判例を素材とするモデルケース等を用いて、民法・商法・民事手続法という民事法の複数領域にまたがる問題に対する法的な問題の発見・ルールの適用・ルール相互間の関係の理解を深めることを目的とする「対話型演習民事法総合」および、民事手続・刑事手続・行政活動の概要、又、法の実現に関する諸手続と憲法との全体的な関係を俯瞰することを目的とする「裁判・行政の基本構造」が開講されており、併せて 28 科目である。

1 年次には「憲法基礎」₁、「行政法基礎」₁、「民法基礎」₁、「民法基礎」₂、「民法基礎」₃、「民事訴訟法」₁、「会社法」₁、「刑事実体法」₁、「刑事手続法」₁、「裁判・行政の基本構造」の計 10 科目が開講されている。これらは、法学未修者を対象に、基本的な法領域に関する基礎的知識と法的思考力を身につけさせることを目的とした授業であり、各授業は、担当教員による解説と学生との間に交される質疑応答のバランスに配慮した双方向型で行われる。多くの科目で期末筆記試験のほかに小テストやレポートが成績評価の方法として採用されており、また、拡大オフィス・アワーの中で成績評価に関わらない確認テストを適宜実施し、授業成果の定着を図るための工夫がされている。

2 年次以降に開講される法律基本科目は、主に対話型演習の形式によって行われる。対話型演習では、職業法曹となるために十分な法的知識とその運用能力を身につけるため、実際に存在する複数の法律にまたがる問題や判例の理解の仕方が錯綜している問題を題材にして、受講者の十分な予習を前提に、担当教員と受講者、又は受講者間の質疑応答・議論を中心にした授業が展開されている。とくに付言すると、これらの法律基本科目が対話型「演習」という名称を付されている理由は、このように各履修者の十分な予習を前提とした対話型形式での授業方法がとられる趣旨を明示する点にあり、従来の学部演習のように、一定の担当者が準備した内容を報告し、質疑応答を行うという方式とは全く異なるものである。2 年次以降の法律基本科目についても、授業成果の定着を図るため、期末筆記試験のほかに小テストやレポートを利用した成績評価がなされている。

() 本法科大学院は、法律実務基礎科目として以下の 12 科目を開講している。

R&W ゼミ科目として「民事裁判実務」₁、「企業法務」₁、「弁護士実務」₁、「刑事実務」₁の計 4 科目が開講されている。その他に、「公法系訴訟実務基礎」₁、「実務刑事法総合」₁、「法律文書作成演習」₁、「エクスターンシップ」₁、対話型演習として「法曹倫理」₁、「民事裁判実務」₂、「刑事手続実務」₂、「総合法律」が開講されている。

このうち、対話型演習科目である「法曹倫理」では弁護士倫理を中心とした法曹倫理について、「民事裁判実務」では民事裁判における要件事実と事実認定について、「刑事手続実務」では刑事裁判における事実の評価・証拠収集手続き・証拠能力について、実務家教員による双方向・多方向的な授業がなされている。

3 年次に開講される R&W ゼミでは、1 クラス 15 名を上限とし、法律的研究の能力と文書作成能力を養うことが目的とされている。

法律実務基礎科目として開講される R&W ゼミでは、法律基本科目で得た法的知識・思考力・表現力と「対話型演習法曹倫理」₁、「対話型民事裁判実務」₁、「対話型刑事手続実務」₁で得た実務的な能力を前提に、実際に存在する事案をベースにした具体的な問題を扱う。「R&W ゼミ民事裁判実務」では模擬裁判の実施と訴訟記録の研究を通じた要件事実と事実認定の能力の涵養、「R&W 企業法務」では法的意見書 (legal opinion) 作成の練習を通じた問題点の発見・リサーチと起案能力の向上、「R&W 弁護士実務」では判例の検討を通じて弁護士にとって紛争解決の実践に必要な基礎的能力 (事案の分析能力、法令の解釈・適用能力、論理的思考力と表現力、利益考量能力、対論・対話能力) の開発、「R&W

刑事実務」では具体的な問題事例・記録教材の検討と法文書の作成を通じ捜査・公判活動の実務感覚の取得、を目的とした授業が行われている。

弁護士事務所での研修を通じ職業法曹の活動の実態に触れさせることを目的として開設される「エクスターンシップ」については、他の法律実務基礎科目とは以下の点で異なった扱いがなされている。

2年次の8月末頃から9月中の連続した2週間にわたって実施する。

エクスターンシップに参加する学生は、守秘義務等の確認を含めた準備作業等のために、弁護士事務所への訪問の前後の説明会や検討会に出席することが求められる。

成績評価は、実際に弁護士事務所で作成した法律文書を中心に行い、担当弁護士のコメント等を加味して行う。

() 本法科大学院は、法と法学に関する基底的な知識と視角や、日本法の客観的理解や国際化する法問題を扱う法曹となるために有益な視点を提供することを内容とする科目を基礎法学・隣接科目として開設している。以下の6科目が基礎法学・隣接科目に該当する。

その科目名と概要は、以下のとおりである。

- | | |
|----------|--|
| 「現代司法論」 | 実際に生じた各種の事件や改革運動、社会における司法に対する役割・期待や法律家像の変容、歴史的経緯などを題材として現代司法制度を分析する。 |
| 「アジア法」 | 中国の現行裁判制度の枠組み、訴訟の進行方式および司法運営の実態の解明を目的とする。 |
| 「法文化」 | 明治以後の西欧法の継受と近年のグローバル化が日本の法文化に与えた影響を対象とする。 |
| 「法思想」 | 古代ローマ法学の歴史と令集解の成立を対象とする。 |
| 「アメリカ法」 | アメリカ法の歴史や連邦制度の検討を通じて日米の法文化の比較および実務的知識の修得を目的とする。 |
| 「ヨーロッパ法」 | 法の制度的基盤と実定法制度を対象としてヨーロッパの法状況の変化を理解するための基本的な視角を提供することを内容とする。 |

これらに加えて、R&Wゼミ科目として「法社会学」、「法文化」が開設されている。R&Wゼミは、3年次に開講され、先端的な科目について専門的に学び、かつ、法律的研究能力と文書作成能力を養うことが目的とされている。「R&Wゼミ法社会学」では、エスノメソドロジーという視角にもとづく分析手法である会話分析の基礎と技術の理解が題材とされ、「R&Wゼミ法文化」では伝統的な比較法学と対比しつつ法文化論的な分析とその問題点を題材とする授業が実施されている。

() 本法科大学院は、法律基本科目の理解を前提として応用的・発展的な分野に関する知識と法的能力を身につけるための科目と、主としてビジネス・ローなどの法領域に関わる科目を展開・先端科目として開設している。以下の35科目が、展開・先端科目に該当する。

- 「比較憲法」
- 「国際人権法」
- 「民事執行・保全法」、「倒産法」
- 「金融商品取引法」
- 「著作権法」、「特許法」、「応用知的財産法」
- 「租税法」、「租税法」
- 「労働法」、「労働法」、「社会保障法」
- 「経済法」、「経済法」、「国際経済法」、「国際経済法」
- 「経済刑法」、「刑事学」
- 「国際私法・国際民事訴訟法」、「国際取引法」、「ADR論」
- 「国際法」
- 「消費者法」
- 「環境法」、「環境法」

R&Wゼミ科目として、「知的財産法」、「租税法」、「労働法」、「経済法」、「倒産法」、「国際経済法」、「国際関係法(私法系)」、「国際関係法(私法系)」、「国際関係法(公法系)」が開講されている。

(c) 研究活動の成果

本法科大学院にはその規模に照らして、教育上必要な教員が置かれている。

実務法律専攻に所属する専任教員 22 名（教授 17 名・准教授 5 名）

実務法律専攻の専任教員であるが、他の専攻の専任教員である者 6 名（教授 6 名）

実務法律専攻の専任教員でかつ実務家教員に該当する者 2 名（教授 2 名）

実務家・みなし専任の教員 2 名（教授 2 名）

理論法学専攻専任で法科大学院兼担の教員 18 名（教授 16 名・准教授 2 名）

政治学専攻専任で法科大学院兼担の教員 2 名（教授 1 名、准教授 1 名）および

非常勤の兼任教員 12 名（講師 12 名）

合計 64 名（教授 44 名・准教授 8 名・講師 12 名）という陣容である。

上記、および に該当するすべての教員については、その活動成果が「ファカルティ・レポート」として現時点まで都合 6 巻にわたり継続的に公表されている。すなわち、それぞれ各教員の研究活動の内容と自己評価、教育活動、およびその他の学外活動等の各項目にわけて、法科大学院において法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が整理・公表されている。とくに政府・地方公共団体の政策決定に積極的に参画する者や、司法修習修了者など、多彩な教員が加わっていることが示されている。

（d）単位の実質化（キャップ制）

本法科大学院では、双方向ないし多方向的な討論を中心とする対話型の授業を効果的に推進するために学生の事前準備を要求し、さらに、確実な復習のための学習時間を確保させるため、法学研究科規則第 16 条により、履修科目登録の単位数を、第 1 年次及び第 2 年次においては 36 単位を上限としており、原級留置の場合も同様としている（ただし、1 年次から 2 年次へ進級が認められた場合に、1 年次科目を再履修するときは、4 単位までは履修登録可能な単位数に算入しないものとしている）。また、3 年次は、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、履修科目登録の単位数として 44 単位を上限としている。

（e）双方向型・少人数授業

（ ）本法科大学院では、法曹として必要な基礎知識を土台に、事例を分析し、問題点を発見・整理しながら筋道を立てて考える思考力、自分の考えを相手にわかりやすく伝える表現力、どのような問われ方をしても法的知識や技能を使いこなせる力、すなわち法的リテラシーを養成することを教育目標としている。

このような能力を養うためには、教員が質問して学生に解答を求めたり、または学生同士が質疑応答や討論を行ったりする、双方向的・多方向的な授業手法を幅広く採用する必要がある。「対話型演習」という名称の付された科目は、このような方法を最も徹底して実践している科目であるが、それ以外のすべての科目においても、程度の差はあれ、対話による知識の定着・応用能力の育成を常に重視して授業を行っている。このような双方向的・多方向的授業を実践するために、本法科大学院の授業クラスは、すべて学生数を適切な規模に維持するよう配慮している。

本法科大学院では、法学未修者コースの学年を基準に、第 1 年次、第 2 年次、第 3 年次をそれぞれ 1L、2L、3L と呼んでおり、ここから第 1 年次科目の履修が免除される既修者コースの 1 年目、2 年目は、それぞれ 2L、3L と呼ぶことになる。従って、2L は、法学未修者コースの 2 年目の学生（原級留置となった者を除く）と法学既修者コースの 1 年目の学生から構成されることとなる。

1L の場合は、1 学年の定員が約 30 名であるため、すべての授業科目は 1 クラス編成で行われており、しかも、すべての授業がホームルームである第 2 学舎 163 教室で行われている。平成 18 年度の学生数は 30 名、平成 19 年度の学生数は 27 名である。

2L と 3L の場合は、1 学年の定員は 100 名であり、必修科目についてはこれを 2 つのクラスに分け、1 組のホームルームを第 2 学舎 162 教室、2 組のホームルームをアカデミア館 504 教室としている。平成 18 年度の 2L 生は 104 名で 1 組を 45 名・2 組を 59 名、平成 19 年度の 2L 生は 98 名で 1 組を 49 名・2 組を 49 名とした。また、平成 18 年度の 3L 生は 84 名で 1 組を 40 名・2 組を 44 名とし、平成 19 年度の 3L 生は 103 名で 1 組を 52 名・2 組を 51 名とした。学生間の公平を期すために、クラス替えは半年に 1 度行うことになっている。

すべての学年でホームルーム制と固定席制（席替えあり）が行われているが、これにより学生間の

交流は盛んで、少人数のグループで勉強会を結成し自主的に学ぶ体制が構築されているほか、教員・学生間の関係も密接となり、きめの細かい濃密な個別的指導も行われている。

必修科目はもとより選択科目においても、原則として1クラス50名以下の少人数教育が行われており、特に、ビジネス・ローをはじめとする先端的な法律分野については、1クラス15名以下の少人数を上限とした「R&Wゼミ」も行っており、法律的なリサーチ能力や、文書や口頭で表現する能力を養成している。

() 本法科大学院では、授業科目の性質と学生の到達度の段階に応じた授業方法をとっている。例えば、法律基本科目の体系的・基礎的理解を目的とする1Lの授業科目では、予習課題の点検、その日の学習ポイントのレクチャー、質疑応答、判例や比較的簡単な事例問題についての双方向的・多方向的な検討を通じ、専門的な法的知識の定着と法的思考能力の養成が図られる。2L以上の科目は、法的基礎学力を有する学生を対象に、あらかじめ指定された判例や事例問題を題材に、双方向的ないし多方向的な討論を行うことにより、具体的事実から問題点を抽出させる能力を涵養し、判例や学説の意義や射程について様々な角度から分析を加えることにより批判的かつ創造的な法的思考能力を養い、妥当な結論を導く問題解決能力を高めると共に、分かりやすく説得的な表現能力を強化することを目指している。また、実務基礎科目では、現実に生起している具体的な事例を素材に、徹底した双方向的・多方向的な討論を行うことにより、法的紛争を解決するために必要とされる事実分析力や実務的な判断能力を養い、既に学生が修得している知識・理解をより実践的なものにするよう努めている。そのために、一部の科目では必要に応じ、法的文書を作成させた上で丁寧な添削指導も行われている。

(f) シラバス

1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、講義要綱に記載されている、また、同一内容のものがウェブサイト <http://www.law.kobe-u.ac.jp/zaigakusei.htm> にも掲載され、あらかじめ学生に対する周知徹底が図られている。また、多くの科目において、講義要綱とは別に、「詳細シラバス」が作成されており学生の予習・復習のポイントを詳細に示している。

(g) 成績評価基準・終了認定基準の作成・周知

() 職業法曹を養成するプロセスとしての法科大学院においては、学生の達成度を示すための公正で厳格な成績評価が特に必要とされている。

成績評価は、双方向性・多方向性を重視する法科大学院の授業科目においては、期末試験や小テストのほか、授業への積極的な参加や学期中のレポート等も成績評価に加味することとし、その方法や比重については開講前に学生に対して公表をしている。もっとも、成績評価に際しては、期末試験を実施することを原則としており、例外的な場合を除いて、レポート等のみで成績評価は行わないこととしている。各授業科目において、期末試験の成績評価全体に占める割合はおおむね50～80%の間である。

各授業科目の成績評価の基準は、原則として6段階評価を行い、100点満点で、90点以上を秀、80点以上を優、75点以上を良上、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可としているが、「対話型演習法曹倫理」と「エクスターンシップ」については科目の特殊性から合と否の2段階評価を行っている。また、成績評価の割合については、成績評価の対象者数が21名以上の授業科目については、秀が5%以内、秀と優の合計が25%以内、秀と優と良上の合計が40%以内に、各々おさまるように制限している(法学研究科規則21条・法学研究科専門職学位課程学生の成績評価に関する細則)。これらの成績評価基準は、「学生便覧」に掲載するほか、本法科大学院の学生に配布される「学生の手引き」にも掲載し、さらには、毎年4月の授業開始の前週に行われるオリエンテーションにおいて、法科大学院運営委員会副委員長(法科大学院教務担当)が行う教務事項の説明の中で、この点にも言及し学生に対する周知徹底を図っている。

さらに、成績評価についての透明度を高めるために、成績結果の告知に際しては、成績評価の基準及び成績分布に関するデータを公表している。

まず、期末試験が行われたすべての科目について、授業担当者による採点基準の公表がなされる。これは、学内からのアクセスのみ可という形式で、ウェブサイトにおいて行っている(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/zaigakusei.htm>)。ここでは、各教員が工夫をし、詳細な採点基

準や試験の講評、学生への注意事項などが記され、学生にとって、返却された答案と照らし合わせるにより効率的な復習が可能となっている。

また、任意ではあるが、多くの授業担当者は、期末試験実施後、「答案講評会」を実施している。この答案講評会は試験実施後または成績通知書交付後適当な時期に行うものとし、採点基準や解答のポイント、答案作成上の注意事項について1時間30分程度の説明と質疑応答を行い、学生の疑問に答えると共に、各自の弱点を克服し一層の学力向上が図れるよう配慮している。

() 法学研究科規則 29 条 1 項によると、専門職学位課程(法科大学院)修了の要件は、「当該課程に3年以上在学し、別表第3に定めるところに従い、102 単位以上を修得すること」である。

他大学大学院の授業科目の履修に関して、法学研究科規則 22 条 3 項は、「教授会が認めるときは、30 単位を限度として第 29 条 1 項に規定する単位数に充当することができる」としている。

法学研究科規則 23 条 2 項は、専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関して、教授会が認めるときは、上掲 22 条第 3 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を限度として、修了要件単位数に充当することができる旨を定めている。法学研究科規則 29 条 2 項は、「専門職学位課程は、法学の基礎的な学識を有すると教授会が認める者に関しては、前項に規定する在学期間については、1 年を超えない範囲で教授会が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第 22 条及び第 23 条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を限度として修得したものとみなす」と定めており、この規定に基づいて、法学既修者コースに入学させた学生については、標準修業年限 3 年に代えてこれを 2 年に短縮し、また修了要件単位数のうち 30 単位を修得したものとみなしている。

これらの修了要件および認定基準についても、「学生便覧」に掲載するほか、本法科大学院の学生に配布される「学生の手引き」にも掲載し、さらには、毎年 4 月の授業開始の前週に行われるオリエンテーションにおいて、法科大学院運営委員会副委員長(法科大学院教務担当)が行う教務事項の説明の中で、この点にも言及して、学生に対する周知徹底を図っている。

(h) 原級留置措置

本法科大学院においては、1L 生や 2L 生が成績不良の場合には、当該年度に修得した単位をすべて無効とし、当該学年でもう 1 年勉強させる原級留置措置を採用している(法学研究科規則第 17 条・18 条)。具体的には、1L 生や 2L 生が、通年で 24 単位以上を修得できなかった場合には、原則として、当該学年で修得した単位をすべて無効とするが、その例外として、成績が「秀」(90 点~100 点、成績評価対象者数の 5%以内)、「優」(80 点~90 点、成績評価対象者の 25%以内)、「良上」(75%~79%、成績評価対象者数の 40%以内)である科目については無効とはせず、その成績評価結果のとおり、有効に単位を修得したものと扱おうこととしている。これは、このような成績結果を収めたものについて、さらに再履修をさせる必要性に乏しく、むしろそれ以外の科目に集中して再履修を行わせることがより効果的であること、成績良好者の再履修が新履修者との関係でも好ましくない結果をもたらすこと等を考慮したものである。

なお、3L 生については、原級留置制度の対象としていない。3L 生が学年末において修了に必要な要件を満たすことができなかった場合には、当該学年で修得した単位を無効とはしないまま、3L 生としてもう一年過ごし、必要な科目の履修を行うこととしている。

また、学生が、2 回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、学業成就の見込みがないものとして、当該学年の終了時に除籍することとしている。すなわち、1L において 2 回続けて原級留置となった場合、又は 2L において 2 回続けて原級留置となった場合である。その際、最初に原級留置となった年度と、次に原級留置になった年度の間に、休学期間があっても、続けて原級留置となったものとして扱う。他方、1L で原級留置となった次の年度に 2L に進級し、進級した年度において原級留置措置になっても、その時点では、「続けて」原級留置になったものとしては扱わない。すなわち、この場合においては、2L で原級留置となった次の年度に、再度原級留置措置の対象となった場合に除籍されることになる。

以上のような規則の内容は、学生便覧に収められた法学研究科規則によって容易に確認できるほか、実際の運用の仕方を含め、より平易な表現で学生向けに周知徹底をはかるために、「学生の手引き」やホームページにおいても詳細な説明を行っている。それに加えて、新入生向けに開催されるガイダンスにおいて「学生の手引き」を配布し、教務担当教員が口頭で説明を行うことにより、注意を喚起す

ることとしている。

(i) 成績評価基準の適切な実施

原級留置措置の対象となった学生は、平成 18 年度 5 名、平成 19 年度 1 名である。平成 19 年度に 2 回続けて同じ学年において原級留置となり除籍になった者が 1 名ある。

(j) 成績評価に対する不服申立制度

成績評価に不服のある学生には、成績通知書の交付から 2 週間以内に、教務係に文書で、採点基準に照らして不服の理由を示した上で、その旨を申し出ることができる。不服申し立てがあった場合には、授業担当者は当該学生に対し成績評価の説明をしなければならず、また、その結果を専攻長に報告しなければならない。

(3) 教育の成果

(a) 教育評価活動

教員による教育評価活動（いわゆる FD）については、後掲「(5) 教育改善」を参照されたい。

(b) 教育の成果

新司法試験の結果は、平成 18 年合格者 40 名（受験者 62 名）、平成 19 年合格者 46 名（受験者 91 名）、平成 20 年合格者 70 名（受験者 128 名）である。

合格者数・合格率ともに他の法科大学院に比して高い数字を残している。

法科大学院の使命が、有能な法曹を送り出すものである以上、その成果の基礎的評価は、司法試験合格実績に反映されなければならないことを考えると、かかる相対的評価を見る限り、一定限度、所期の教育上の効果を達成し得たと評価できる。もっとも、修了生全員の合格を果たし得なかった点は真摯に反省し、今後一層の教育内容の検証と教員による研鑽が求められるところである。

(c) 学生による教育効果達成度についての判断

毎学期ごとに行うアンケート評価結果を要約したものを特に「知的興味」「知識見方」「履修価値」を平均した数値（*）について見ると、平成 18 年度前期が 4.23（5 段階表で 5 が最も評価が高い）、平成 18 年度後期が 4.32、平成 19 年度前期の全科目の平均値が 4.24、平成 19 年度後期の全科目の平均値が 4.25 となり、良い評価を得ている。これは、学生が、展開されている科目全体に対して概ね「知的興味を惹かれる」「新しい知識見方が修得できる」「履修価値がある」と考えていることを示すものである。

「授業評価アンケート結果」

() 平成 18 年度前期

項目	話し方	ノート	補助手段	意欲工夫	理解把握	質問対応	判り易さ
最高値	4.93	4.67	4.92	5.00	4.73	5.00	4.82
最低値	2.65	2.14	2.14	2.79	2.75	3.25	2.67
平均値	4.16	3.77	3.81	4.17	3.87	4.28	4.08

教科書	配布教材	授業進度	知的興味	知識見方	シラバス	履修価値	平均*
4.84	4.97	4.94	5.00	4.97	4.87	5.00	4.93
3.24	3.44	3.32	2.85	3.21	2.87	3.41	3.18
4.10	4.22	4.27	4.17	4.26	4.05	4.27	4.23

() 平成 18 年度後期

	話し方	ノート	補助手段	意欲工夫	理解把握	質問対応	判り易さ
最高値	4.85	4.88	4.71	4.89	4.70	4.94	4.82
最低値	3.26	2.65	2.83	3.15	2.93	3.72	2.49
平均値	4.20	3.86	3.88	4.25	3.94	4.40	4.05

教科書	配布資料	授業進度	知的興味	知識見方	シラバス	履修価値	平均*
4.70	4.86	4.80	5.00	5.00	4.86	5.00	5.00
2.90	2.94	2.89	3.17	3.36	2.68	3.07	3.21
4.00	4.20	4.08	4.31	4.36	4.25	4.28	4.32

() 平成 19 年度前期

	話し方	ノート	補助手段	意欲工夫	理解把握	質問対応	判り易さ
最高値	4.92	4.62	4.91	5.00	4.86	5.00	4.93
最低値	2.14	2.14	2.69	2.90	2.88	3.50	2.90
平均値	4.14	3.76	3.79	4.17	3.84	4.34	4.09

教科書	配布資料	授業進度	知的興味	知識見方	シラバス	履修価値	平均*
5.00	5.00	4.58	4.85	4.92	4.93	5.00	4.95
3.41	3.37	3.20	3.23	3.38	3.54	3.19	3.37
4.25	4.25	3.99	4.21	4.23	4.32	4.18	4.24

() 平成 19 年度後期

項目	話し方	ノート	補助手段	意欲工夫	理解把握	質問対応	判り易さ
最高値	4.92	4.62	4.91	5.00	4.86	5.00	4.93
最低値	2.14	2.14	2.69	2.90	2.88	3.50	2.90
平均値	4.13	3.76	3.78	4.17	3.84	4.33	4.10

教科書	配布資料	授業進度	知的興味	知識見方	シラバス	履修価値	平均*
5.00	5.00	4.58	4.85	4.92	4.93	5.00	4.95
3.41	3.37	3.20	3.23	3.38	3.54	3.19	3.37
4.25	4.26	3.99	4.22	4.24	4.33	4.19	4.25

*知的興味・知識見方・履修価値の平均

(4) 学生支援

(a) ガイダンスについて

本法科大学院は、法科大学院生が適切な履修計画を立てることができ、かつどのように学習を組み立てていけばよいか、その仕組みを十分理解することができるように、詳細な「学生の手引き」を作成して、入学時に「新入生オリエンテーション」を実施している。オリエンテーションは、法学未修者、法学既修者コース別に行われ、毎学年ほぼ全学生が参加した。そこでは、「学生の手引き」以外にも、今後の履修・学習計画に必要な資料が配布され、それぞれについても詳細な説明が加えられた。さらに、各学期の始まる前に「選択科目」の中に科目説明会を実施するものもあり、進級時における

学生の履修判断に資するよう心がけている。

(b) 学習相談体制について

法科大学院 1 年次（法学未修者向）に開講される法律基本科目の諸科目については、通常の授業に加えて、「拡大オフィス・アワー」を原則として隔週（授業 4 コマに 1 回の割合で）設けている。そこで通常の授業と同じ教室を利用して、それまでに進んだ授業内容について、質問を受けたり、確認のための、成績評価には加味しない小テストを実施することなどにより、学習成果を確実にすることができるよう配慮している。また、必要に応じて学習上の相談を受けている。この点については、「法科大学院案内」において明示するとともに、「学生の手引き」にも記載して、入学時ガイダンスで説明が行われる。

また、2L 生、3L 生については、一般的なオフィス・アワー制度を設けるとともに、オフィス・アワー以外の時間、又はオフィス・アワーを設定していない授業担当者等との面談を希望する場合には、電子メール等の通信手段を使って、面談予約を申し込み、研究室を訪問することができることとなっており、このことは「学生の手引き」に記載され、入学時ガイダンスで説明されている。さらに、平成 18 年度からは、オフィス・アワーの時間を一覧表にして学生に示すようになった。

1L 生については、平成 18 年度から、3L の学生の中から毎年 2 名をティーチングアシスタント(TA)として採用している。TA による相談については、新入生ガイダンスにおいても説明されている。

他方、2L 生に対しては、学習がある程度進んだ状態にある学生の学習方法の相談や学習内容に対する質問に対しては教員が対応する必要があることから、TA の制度は導入していない。そのかわり、2L 生および 3L 生に対しては、法科大学院修了生や新司法試験合格者による学習方法説明会を実施することとした。ここでは、修了生が学習方法について各自の経験を踏まえて説明し、質疑応答の後、個別的な学習相談に応じた。

(c) 学生のニーズ把握

学生の意見をきめ細かく収集し、これをできるだけ施策に反映させるために、電子メールでの問い合わせ、相談窓口を設け、宛先を明示している。これは「学生の手引き」に記して、入学時ガイダンスにおいて説明される。この点、宛先のアドレスは、教務責任者（法科大学院運営委員会副委員長）が管理することとなっている。本法科大学院では、法科大学院運営委員会の下に教育改善ワーキンググループを設置して、学生にアンケート等を実施しながら、そのフィードバックに努めている。

(d) 自主的学習環境の整備

() 自習室 学生の自習室は六甲台キャンパス内の、授業が行われる棟および附属社会科学系図書館に近接した位置に、法科大学院自習室棟として独立に設けられており、図書館の有効な活用を可能にしつつ静穏な環境での自習を可能としている。広さは約 400 m²であり、ここに約 300 席が配され、学生一人当たり一席という学習に十分な席数と、広さが確保されている。加えて自習室は 24 時間利用可能であり、学生の自習に活用されている。

自習室には、各机に LAN コンセントが設けられているほか、無線 LAN も利用可能であり、これを通じてインターネットへの接続が可能であるだけでなく、学生に提供されている各種データベースの利用が自習室から可能となっている。また同室には、学習に必要な図書を和洋書併せて 3000 冊以上そろえている。

() 教室 法科大学院の教育に利用されている教室すべてにマイクおよびスクリーンを整備しており、プロジェクタもほとんどの教室で利用可能である。パソコンを利用したプレゼンテーションやスライドを利用する教員に対しては、法科大学院が主として利用している教室のうち当該設備を備えた教室が利用され、教育効果の向上に資するよう配慮されている。

また法科大学院の教育に主として利用されている教室のうち、演習室を除く各教室では、各座席に電源コンセントを設置しており、演習室を含む各教室においては、有線もしくは無線 LAN を経由して、インターネットへの接続を可能としている。

() 図書 法科大学院学生の利用できる図書等の点数は極めて多い。社会科学系図書館は和漢書約 58 万冊、洋書約 66 万冊の計 124 万冊の書籍を有し、平成 19 年度も 2 万 5 千冊を受け入れ充実に努めている（「平成 19 年度神戸大学附属図書館年次報告」38 頁）。法学研究科資料室は、主として法学

関係の雑誌・紀要等を収集しており、約 700 種類の雑誌を継続的に受け入れている。また同資料室では、LexisNexis、LEX/DB、TKC ロー・ライブラリーなど、法学関係の 18 種類のデータベースが利用に供されている。これに加え、法科大学院自習室には、法科大学院学生の学習用に専用の図書が配架されており、和書・洋書併せ現在その数は 3400 冊を越えている。また自習室に配備されていない図書の利用の仕方についても、ガイダンスにおいて附属社会科学系図書館の利用方法が説明されている。

(iv) 図書館 附属社会科学系図書館には約 400 の閲覧席が設けられているほか、45 台の利用者用パソコンを備え、情報の検索の利用などに供されている。また、同館には 21 の情報コンセントも備えられ、法科大学院学生が自分のパソコンを持ち込んで利用することも可能である。また法学研究科資料室においても、2 台のパソコンが利用者用に提供され、情報の検索のほかデータベースの利用などに供されている。

(e) 学生の生活相談

() 生活相談

学生生活上の相談全般については、全学的な相談体制が整備されている。まず、学生センターに、「学生何でも相談」窓口が設けられ、連絡先が全学の Web サイトに明示されている。また、「救急処置と『からだの健康相談』」および「こころの健康相談」については、常時、保健管理センターにおいて受けつけられており、連絡先が全学の Web サイトに明示されている。なお、ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント）対策については、特に、法科大学院生も利用できる全学的な制度が用意されており、全学の Web サイトにて周知を図っている。このうち、セクシャル・ハラスメントについては、法学研究科にも相談窓口が設置されており、法科大学院生が利用できるようになっている。これらについては、法科大学院「学生の手引き」においても明示されている。

このほか、前述の教務責任者へのアドレスは、狭い意味での教務事項にとどまらず、より広く相談助言を求める窓口としても利用されている。

() 進路相談

3 年次学生を対象に、いわゆるキャリアパスを実施している。そこでは、本学 OB 弁護士、本法科大学院実務教員である検察官、判事の現職にある者がそれぞれ当該職務の見識や魅力、必要とされる資質等を説明した後、各志望職務に応じてグループワークが持たれ、活発な質疑応答がなされている。

さらに、検察官出身の実務家教員と現職の裁判官である実務家教員の協力を得て、1 年に数回、検察庁の見学会、および、裁判傍聴の機会が設けられている。これらの見学会等では本法科大学院学生と現職の検事・判事との懇談会が実施されており、学生の進路選択に極めて有益な情報提供の場となっている。

これらの活動に加え、CDAMS との連携の下でも、法科大学院生のキャリア支援活動を行った（平成 18 年 11 月 10 日・11 日「グローバル市場とローファームの変容」ワークショップ、平成 19 年 11 月 21 日「インハウス・カウンセラー（企業内弁護士）の現状と未来」ワークショップ）。

さらに、より包括的な就職支援が将来的に必要なことを見越して、そのための準備に着手している。例えば、そのような試みの一つとして、修了生による就職に関する情報提供会を開催している。

(f) 障害者支援

身体に障害を有する学生の学習支援として、学生生活課に申請すればノートテーカーのサービスを受けることができる。サービスの提供は、本学学生によるアルバイトとしてなされる。これまでは、このような必要が生じていないが、必要が生じた場合には、それに対応する体制が整っている。

(g) 学生の経済支援

法科大学院生のための奨学制度としては、日本学生支援機構による奨学金の申込を大学を通じて行うことができることを、「学生の手引き」に記し、入学時ガイダンスで説明している。

また、法科大学院生は、神戸大学が全学的に設けている入学料免除および授業料免除に応募することができる。

学生支援機構奨学生については、本法科大学院生からは 1 種、2 種併せて平成 18 年度で 67 人、平成 19 年度で 76 人が承認されており、入学料免除については、平成 18 年度 7 名、平成 19 年度 8 名

が、授業料免除については、全額免除、半額免除を併せて、平成 18 年度前期で 15 人、後期 11 人、平成 19 年度前期で 8 人、後期で 8 人がそれぞれ承認されている。

(5) 教育改善

(a) 学生の意見聴取及びフィードバック

授業評価アンケートの定期的実施。少人数科目を除き、原則として全ての授業科目について、毎学期 1 度、受講者による授業評価アンケートを実施しており、その結果は教員及び学生の双方に公開されている。それ以外にも、授業担当者の判断により、中間アンケートを実施することを推奨している。中間アンケートの質問用紙はホームページ上に PDF ないしワード形式でアップし、授業担当者の指示により、受講生が適宜それをダウンロードして提出できるよう配慮している。こうして、学生による授業評価制度を実施し、かつその結果を教員全員・学生の双方に公表することによって、授業へのフィードバックが実効的になされている。なお、本ファカルティ・レポートに、アンケートの結果に対する教員側の対応やコメントが掲載されている。

(b) 評価改善に係る実施体制

法科大学院運営委員会のなかに、教育改善ワーキンググループを設け、効率的に FD 関連の問題に対応することとしている。法学研究科評価・FD 委員会も、適宜これをサポートしている。

(c) 教員による FD 活動

() プロジェクトチームによる教育手法の研究・開発

平成 19 年度から、文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「総合法律教育に関する手法と教材の開発」において、外部のサポートスタッフ(若手弁護士等)とも連携しつつ、先進的教育手法・教材の開発や授業アンケートの活用方法の研究を進めている。

() 相互授業参観の定期的実施

教員による授業の相互参観を、毎学期、2 週間にわたり実施している。参観者は、「授業参観報告書」を実務法律専攻長宛てに提出するものとし、専攻長がその結果をとりまとめて運営委員会に報告し、具体的な教育方法改善策の検討に役立てている。

() 教員意見交換会の開催

法科大学院運営委員会教育改善ワーキンググループの主催により、各学期毎に教育内容や方法に関する教員意見交換会を開催している。平成 19 年度後期の場合、平成 20 年 2 月 13 日に、当該年度の新たな取り組みである民事刑事実務法律科目の増設・新設の実施から得られた経験を基に、他の科目との組み合わせ方に関するカリキュラムの改善などについて活発な意見交換が為された。